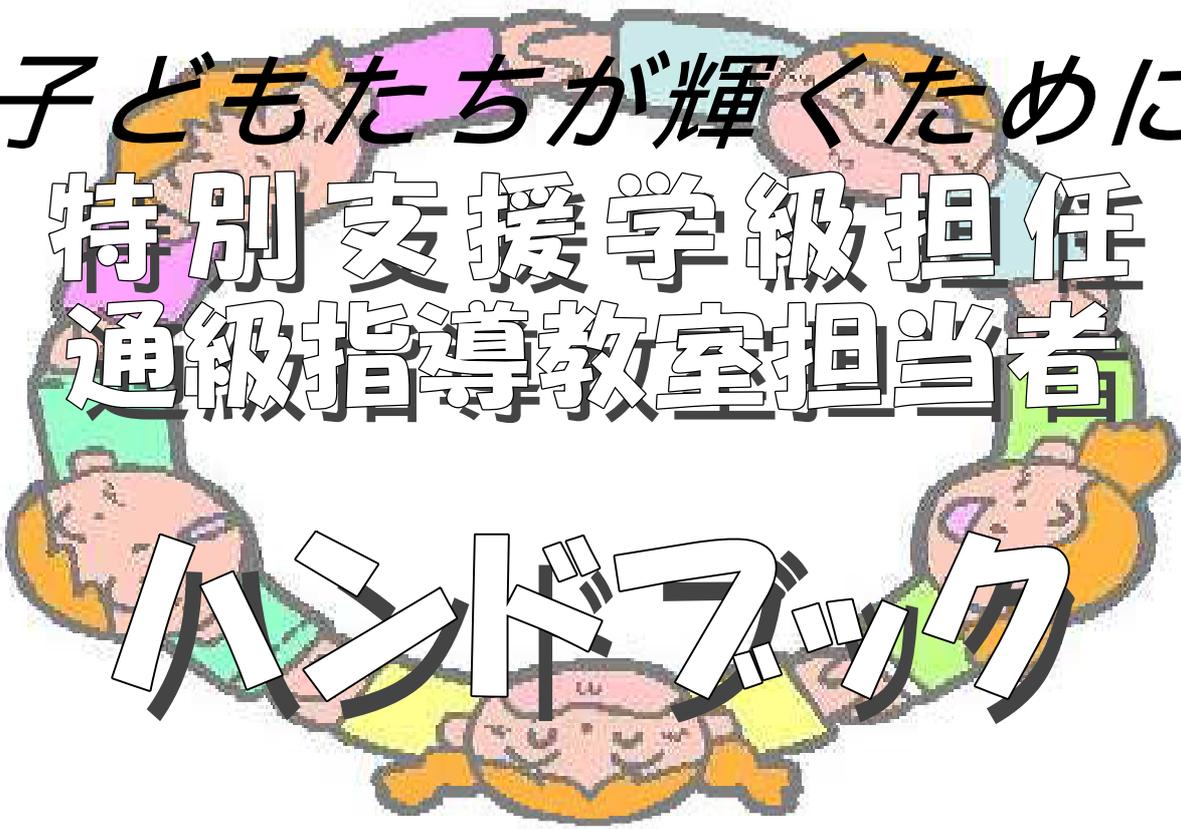


学校保存版



子どもたちが輝くために  
特別支援学級担任  
通級指導教室担当者

ハンドブック

平成21年3月

山梨県教育委員会

表紙裏

## はじめに

本県における、特別支援学級の歴史を見ますと、昭和25年増穂町立増穂小学校に知的障害特殊学級(当時)が初めて開設されたという記事に出会います。戦後間もない混乱した時代に、障害のある子どもたちの成長と幸せのために、大変な御努力と御苦労があったことと思われま  
す。その後、昭和28年には、甲府市立北中学校に特殊学級が開設されました。

それから、約60年が経過し、様々な社会の背景や障害のある人たちを取り巻く状況の変化、並びに学級数や在籍児童生徒数は大きく変化しましたが、障害児教育への熱い思いは、しっかり受け継がれてきていると感じています。

その中でも、平成19年4月の学校教育法の一部改正により、これまでの「特殊教育」が「特別支援教育」へと転換され、それに伴い「特殊学級」が「特別支援学級」に変更されるとともに、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要としている児童生徒も、「特別支援教育」の対象とされたことは、記憶に新しく、改正の意義も大きいものと考えられます。

近年、特別支援教育制度への理解が進み、本人や保護者のニーズの高まりから、特別支援学級及び通級指導教室は、学級・教室、及び在籍・通級児童生徒数の増加が著しく、ますますその役割が、重要になってくると思われます。

県教育委員会ではこれまでも、「この笑顔<sup>えがお</sup> 輝いて - 精神薄弱\*教育の手引き -」、「こころひらいて - 情緒障害教育の手引き -」などの手引きを発刊し、特殊学級(当時)等の担任の手引き書として、大いに活用されたと聞いております。

また、本年度は、特別支援教育制度の実施や新しい学習指導要領の告示に併せて、「特別支援学級担任・通級指導教室担当者ハンドブック」を作成し、本県の特別支援教育の一層の充実・発展の一助としております。

作成に当たっては、県総合教育センター特別支援教育部の協力を得、担当者のニーズを踏まえ、最新の情報とともに、できるだけ具体的で実践に生かせるものとなりました。

結びに、本ハンドブックが、特別支援学級等担当者の専門性及び学級・教室の運営の向上、さらに、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対する適切な支援・指導のための参考資料として活用されることを願っています。

\* 精神薄弱 ... 現在は知的障害と定義している、当時の用語。

平成21年3月

山梨県教育委員会

教育長 ・ 瀬 孝 嘉

# 目次

はじめに	-----	1
目次	-----	2
ハンドブックの活用にあたって	-----	4
<b>第1章 理解編</b>		
第1節 特別支援学級等の制度と役割	-----	5
(1) 障害のある児童生徒と特別支援教育	-----	5
(2) 本県における特別支援学級等の経過と現状	-----	9
(3) 特別支援学級等の役割	-----	12
第2節 障害の理解と支援	-----	16
(1) 知的障害のある子どもたち	-----	16
(2) 視覚障害のある子どもたち	-----	17
(3) 聴覚障害のある子どもたち	-----	18
(4) 肢体不自由の子どもたち	-----	19
(5) 病弱・身体虚弱の子どもたち	-----	20
(6) 言語障害のある子どもたち	-----	21
(7) 情緒障害のある子どもたち	-----	22
(8) 自閉症の子どもたち	-----	23
(9) ADHDのある子どもたち	-----	24
(10) LDのある子どもたち	-----	25
第3節 教育課程の編成と実施	-----	26
(1) 基本的な考え方	-----	26
(2) 特別支援学級の教育課程の編成	-----	27
(3) 教育課程の実施（指導形態別）	-----	28
(4) 通級指導教室の教育課程の編成	-----	34
第4節 学級（教室）運営の留意事項	-----	36
(1) 出席簿	-----	36
(2) 特別支援学級における評価	-----	36
(3) 教科書	-----	39
(4) 交流及び共同学習	-----	41
(5) 保護者との連携	-----	44

第5節	「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用	-----	45
(1)	「個別の指導計画」とは	-----	45
(2)	「個別の指導計画」のメリット	-----	46
(3)	「個別の指導計画」の作成	-----	46
(4)	「個別の指導計画」の作成手順	-----	47
(5)	「個別の教育支援計画」とは	-----	52
(6)	「個別の教育支援計画」のメリット	-----	53
(7)	「個別の教育支援計画」の作成	-----	53
第6節	校内支援体制における特別支援学級等担当者の役割	-----	55
(1)	特別支援教育コーディネーターとして	-----	55
(2)	校内委員会の活用について	-----	59
(3)	特別支援学級等の弾力的運用について	-----	62
<b>第2章 実践編</b>			
<b>実践1</b>	苦手なことを知ろう ～実態に配慮した授業づくり～	-----	64
<b>実践2</b>	まず、やってみよう ～「自立活動」その1～	-----	66
<b>実践3</b>	まず、やってみよう ～「自立活動」その2～	-----	69
<b>実践4</b>	やってみよう ～「各教科等を合わせた指導」を実践しよう～	-----	71
<b>実践5</b>	やってみよう ～時間割編成に至るまで～	-----	73
<b>実践6</b>	手をつなごう ～小・中学校の連携～	-----	75
<b>実践7</b>	手をつなごう ～交流学級担任との連携～	-----	78
<b>実践8</b>	手をつなごう ～特別支援学級同士の交流～	-----	81
<b>実践9</b>	手をつなごう ～保護者との連携～	-----	83
<b>第3章 資料編</b>			
<b>資料1</b>	知的障害者特別支援学級の学級編制の同意基準	-----	85
<b>資料2</b>	特別支援学級等の学級編制の同意について	-----	86
<b>資料3</b>	特別支援学級等の設置に係る事前協議提出書類	-----	91
<b>資料4</b>	特別支援学級等教育課程【様式例】	-----	93
<b>資料5</b>	特別支援学級及び通級指導教室指導重点解説（平成21年度版）	-----	96
<b>資料6</b>	特別支援学級における個別の指導計画【様式例】	-----	98
<引用・参考文献>			----- 100

## まずは、お読みください ～ハンドブックの活用にあたって～

### 初めて担任・担当者になった方へ

本書は、障害のある子どもたちの理解と、適切な指導・支援や配慮に生かすことを目的に、基本的な内容を掲載しています。また、すでに担当者として長く携わっている現場の先生方の実践例も多く掲載しました。

日々の指導の参考資料として活用してください。

### 長く担任・担当者をしている方へ

校内において、特別支援教育の推進に関する中心的な役割を果たす際の、参考資料として活用してください。

### < 本書の構成 >

#### 第1章 理解編

この章では、障害に関する基礎的な知識、教育課程の編成、学級運営上の留意事項等、特別支援学級等担当者としての基礎的な内容について述べています。

#### 第2章 実践編

この章では、特別支援学級等における指導をより充実させるための参考として、実際取り組んでいる支援の実際や指導例について記載しました。実際の指導の参考資料として活用することができます。

#### 第3章 資料編

この章では、特別支援学級等の学級編制の同意基準や、特別支援学級等の設置に係る事前協議の際に必要な書類の様式等を掲載しました。必要に応じてコピーしてお使いください。

### < 本書の使い方 >

- ・ 教育課程の編成の方法や、指導計画の立て方、障害に関する配慮事項等を知りたい場合には、理論編からご覧ください。
- ・ 子どもたちの実態（障害名等）がはっきりしている場合には、各障害種のページからご覧ください。
- ・ 特別支援学級等の設置に関する同意基準や各様式等を知りたい場合は、資料編をご覧ください。

本ハンドブック及び特別支援教育コーディネーターハンドブック等の資料は、山梨県教育庁新しい学校づくり推進室及び山梨県総合教育センター特別支援教育部のホームページから、ダウンロードすることができます。

# 第1章 理解編

## 第1節 特別支援学級等の制度と役割

### (1) 障害のある児童生徒と特別支援教育

#### ア 特別支援教育とは

平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議）が示されました。これにより、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から通常の学級に在籍する発達障害（LD，ADHD，高機能自閉症等）の児童生徒も含め、障害のある児童生徒に対して一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが示されました。その背景は、ノーマライゼーションの進展、障害の重度・重複化及び多様化、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりなどが考えられます。

具体的には、教育的支援を効果的・効率的に行うための「個別の教育支援計画」を作成したり、校内外の関係機関との連絡調整役としての「特別支援教育コーディネーター」を配置したりするなどして校内支援体制を整備すること、また、地域において質の高い教育支援を支えるネットワークとして「広域特別支援連携協議会」を設置することなどが提言されました。

平成17年12月には、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（中央教育審議会）が示されました。この答申では、特別支援教育を推進するための制度の見直しについて、「盲・聾・養護学校」を障害種を超えた学校制度（「特別支援学校」）に転換すること、特別支援学校の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育センターとしての機能を明確に位置づけること、小・中学校において特別支援教育を推進すべきことを関係法令において明確に位置づけること、さらに、LD・ADHDの児童生徒を新たに「通級による指導」の対象者とするなどが提言されました。

これらを受け、平成18年4月には、学校教育法施行規則の一部改正が施行

特別支援教育の対象の概念図（文部科学省ホームページより）

され、一部特別な指導を必要とする、通常の学級に在籍するLD・ADHDの児童生徒への適切な支援及び指導の充実を図るため、「通級による指導」を行えるようになりました。

また、平成19年4月には、学校教育法の一部改正が施行され、「特殊教育」から「特別支援教育」への名称の変更とともに、「特別支援学校」の創設、「特別支援学級」への名称変更、小・中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒への指導・支援の条文化等がなされ、本格的に「特別支援教育」が実施されることとなりました。

< 特別支援教育の在り方の基本的考え方 >

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）  
特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議

イ 法的根拠

障害のある児童生徒への教育は、日本国憲法を始めとして、次の法令等に規定されています。指導に当たっては、これらを踏まえ、適切に行う必要があります。

これらの他には、「学校教育法施行令」「学校教育法施行規則」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」等があります。

日本国憲法

第26条 全ての国民は、法律に定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法（平成19年12月改正・施行）

第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

学校教育法（平成20年4月・12月改正・施行）

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

学校教育法第81条中、「その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒」とは、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒を指すことに留意しましょう。また、このことを受け、次頁に示すように「小学校学習指導要領」（平成20年3月告示）（中学校も同様）には障害のある児童（中学校においては「生徒」）に対する指導の際の配慮事項が示されています。

## 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

#### 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

「小学校学習指導要領」に示された内容は、同様に「中学校学習指導要領」にも示されています。また、これらの内容についての解説が、「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成20年8月）（中学校も同様）に、具体的な指導方法の例示や校内支援体制の内容として、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名を行うことなどが記載されているので、全校職員で確認しておきましょう。

## ウ 山梨県学校教育指導重点

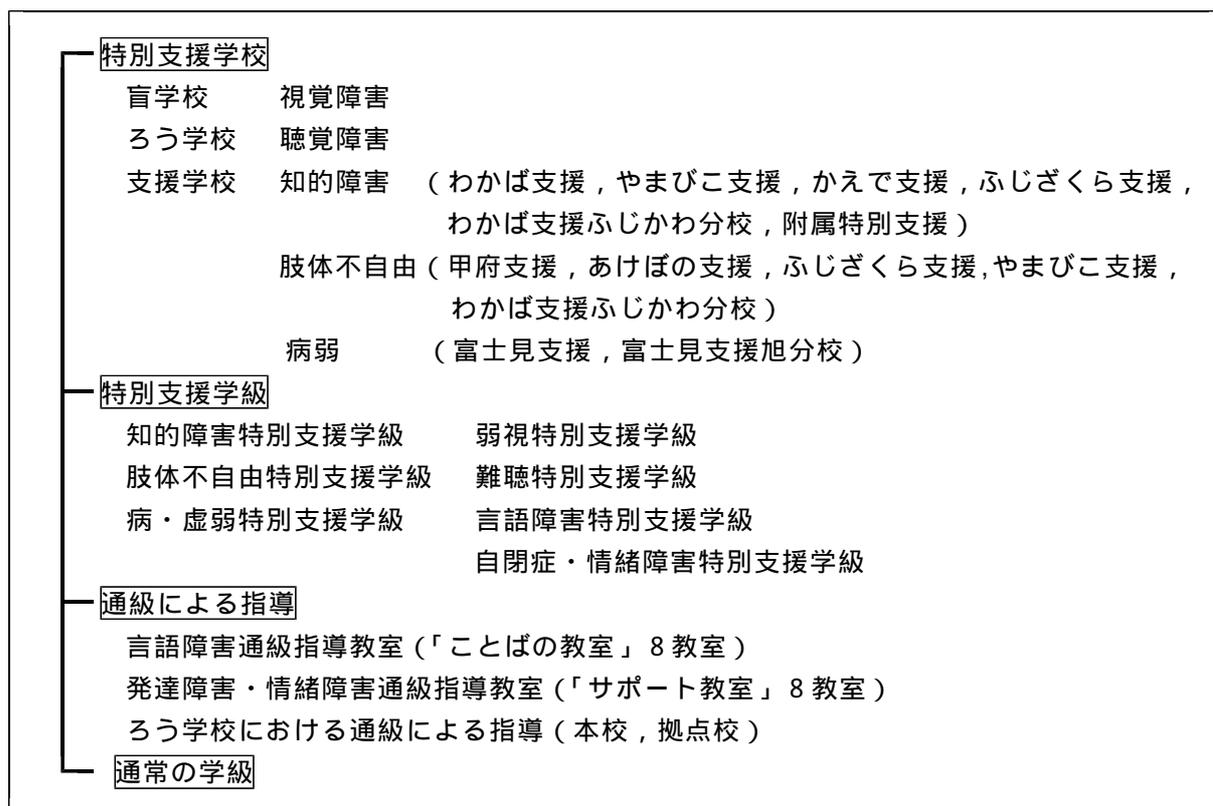
県教育委員会では、特別支援教育の本格実施を受け、これまでの学校教育指導重点を見直し、平成21年度版から幼稚園、小・中学校、高等学校の各校種の指導重点及び解説において、通常の学級における指導・支援の際の留意事項、特別支援学校においては、地域の特別支援教育センターとしての役割の発揮等について明示しました。

以下に、小・中学校の内容を示しますので参考としてください。

### 山梨県学校教育指導重点（平成21年度版）小・中学校指導重点解説（平成21年2月）

- 1 (小・中) 知・徳・体の調和を重視し、「生きる力」をはぐくむ適切な教育課程の編成と実施に努める。
- (5) 通常の学級に在籍する発達障害を含む、障害のある児童生徒に対して適切な支援を行えるよう、特別支援教育の推進に努める。
- ア 特別支援教育コーディネーターの活用及び校内委員会の適切な運用を行うなど、校内支援体制の充実を図ることにより、計画的・組織的な支援に努める。
- イ 一人一人の教育的ニーズに基づいた「個別の指導計画」を作成して、指導内容・指導方法の工夫に努める。
- ウ 「個別の教育支援計画」を作成して、家庭や、医療・福祉などの関係機関と連携した組織的な支援に努める。
- エ 障害のある児童生徒との交流及び共同学習を推進することで、障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるように努める。

## エ 障害のある子どもが学ぶ場



**特別支援学校** 比較的重度の障害のある幼児児童生徒のための学校であり，基本的には，小学部，中学部，高等部（わかば支援学校ふじかわ分校，富士見支援学校本校，旭分校については，小・中学部のみ）が設置されています。また，盲学校，ろう学校には，早期教育のための幼稚部が設置されています。

対象となる障害の種類及び程度については，学校教育法施行令第22条の3に示されています。

**特別支援学級** 比較的軽度の障害のある児童生徒のために，小・中学校に設置されています。本県では，知的障害，肢体不自由，病弱，弱視，難聴，自閉症・情緒障害に対応する特別支援学級を設置しています。

対象となる障害の種類及び程度等については，平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」に示されています。

**通級による指導** 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して，ほとんどの授業を通常の学級で受けながら，障害の状態等に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。本県では，言語障害に対応したことばの教室，情緒障害，自閉症，LD，ADHDに対応したサポート教室，聴覚障害に対応したろう学校の通級による指導（本校，拠点校）を実施しています。

対象となる障害の種類及び程度は，平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」及び平成18年3月31日付け17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者，情緒障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」に示されています。

**通常の学級** 小・中学校の通常の学級では，軽度の障害のある児童生徒に対して，障害に配慮した指導を行います。通常の学級には発達障害を含め，障害のある児童が在籍していることがあることから，指導内容を工夫して指導を行います。

(2) 本県における特別支援学級等の経過と現状

\* 平成19年度以前においては「特殊学級」と表記する。

ア 特別支援学級等の経過

本県における特別支援教育の始まりは、明治42年、琢美小学校内の「盲人教育所」でした。また、大正8年4月には、私立訓盲院が設置され、大正11年4月に、聾啞部を併設して「私立山梨盲啞学校」となり、続いて昭和17年4月に、県に移管され「山梨県立盲啞学校」となりました。昭和11年に、山梨師範学校附属小学校内に知的障害児のための「補助学級」が、同じく、富士川小学校に虚弱児のための「養護学級」が設けられるなど、先駆的な試みがいくつかなされてきました。

特別支援学級については、昭和25年増穂町立増穂小学校に、小学校の知的障害特殊学級が、また、29年に甲府市立北中学校に、中学校の知的障害特殊学級が初めて設置されました。以来、虚弱特殊学級、言語障害特殊学級、情緒障害特殊学級、病弱特殊学級、肢体不自由特殊学級が設置されました。昭和50年代にピークを迎え、その後、児童生徒数の自然減少により漸減傾向をたどっていましたが、平成6年度から再び増加傾向に転じました。

また、平成5年度より「通級による指導」が制度化され、本県では、言語障害児を対象とした8校（富士川小学校、下吉田第二小学校、葎崎小学校、竜王南小学校、八代小学校、鵜沢小学校、日下部小学校、大月東小学校）において、「通級による指導」を実施してきました。平成16年度からは、ろう学校における通級による指導も行われるようになりました。平成18年度には、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、LD等の発達障害の指導に対応するため、情緒障害通級学級指導教室4教室を伊勢小学校、塩山南小学校、大月東小学校、甲府南中学校に開設しました。

さらに、平成18年度には、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日から施行されています。これにより、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換が図られ、障害種別の「盲・ろう・養護学校」制度を弾力化し、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる「特別支援学校」の制度が創設され、また、小・中学校に設置されている「特殊学級」は「特別支援学級」へと名称が変更となっています。

イ 特別支援学級等の現状

(ア) 特別支援学級

平成20年5月1日

区 分	小学校			中学校			合 計		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児生数
知的障害	140	143	403	70	72	185	210	215	588
肢体不自由	20	20	24	12	12	12	32	32	36
病弱・身体虚弱	8(3)	8	11	2(2)	2	3	10(5)	10	14
弱視	7	7	7	1	1	1	8	8	8
難聴	8	8	8	3	3	3	11	11	11
言語障害									
情緒障害	49	49	91	18	18	27	67	67	118
合 計	235	235	544	108	108	231	343	343	775

( )は、分校であり、内数。

## (イ) 通級指導教室 平成20年5月1日

区 分	小学校		中学校		合 計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児生数
言語障害	8	482			8	482
情緒障害	8	84	1	5	9	89
弱視					0	0
難聴					0	0
肢体不自由					0	0
病弱・虚弱						
合 計	16	566	1	5	17	571

## (ウ) 通級による指導（ろう学校） 平成20年5月1日

区 分	小学生	中学生	合 計
難聴	14	5	19

## (I) 現状と課題

上記(ア)(イ)(ウ)は、平成20年度における、特別支援学級、通級指導教室及び県立ろう学校における通級による指導の実施状況を示したもので、近年増加傾向にあることが分かります。

特に、特別支援学級の学級数及び在籍児童生徒数を10年前と比較すると、平成10年度には、学級数が、160学級、在籍児童生徒数が、441人であったのが、平成20年度には学級数が、2.1倍、在籍児童生徒数が、1.8倍となっています。

また、言語障害通級指導教室の通級児童生徒数を10年前と比較すると、平成10年度には、392人であったのが、平成20年度には、1.5倍となっています。

平成16年度から開始した県立ろう学校における難聴児童生徒に対する通級による指導及び平成18年度から開始した情緒障害通級指導教室（LD、ADHDを含む。）についても、エリアの拡大や教室数の増設に伴って、通級児童生徒数が増加傾向にあるといえます。

特別支援学級の課題としては、在籍児童生徒の重度・重複化、多様化、また、一人学級の増加から、学級の少人数化等があります。平成20年度においては、特別支援学級1学級平均の在籍児童生徒数は、2.26人、一人学級の割合は、全学級数の43.4%となっています。

さらに、次の項で示す、担任の専門性の向上、継続した指導の充実をどのように図っていくかという点も課題となっています。

## ウ 特別支援学級等担任の状況

本ハンドブックを作成するに当たり、県内の特別支援学級等の担当者の状況とニーズを把握するために、平成20年8月に、特別支援学級担任及び通級指導教室担当者に対して「『特別支援学級等担当者ハンドブック』作成に関するアンケート調査」を実施し、その全員から回答を得ました。

次頁は、その結果と考察です。

(ア) 障害種別担任数

障害種別	小学校	中学校	合計	割合%
知的障害	143	71	214	55.6%
肢体不自由	20	12	32	8.3%
病弱・虚弱	8	4	12	3.1%
弱視	7	1	8	2.1%
難聴	8	3	11	2.9%
情緒障害	49	18	67	17.4%
言語通級	29	0	29	7.5%
情緒通級	11	1	12	3.1%
合計	275	110	385	100.0%

< 考察 >

特別支援学級等の障害種別の担当者数は、(ア)に示すとおりです。

回答者数は385人であり、平成20年度の特別支援学級等の担当者全員からの回答を得ました。

一番多いのは、知的障害特別支援学級の担任で55.6%、その次は、情緒障害特別支援学級の担任が17.4%であり、この2つを合わせると7割を超えています。

(イ) 特別支援学級等通算経験年数

経験年数	小学校	中学校	合計	割合%
1年未満	75	37	112	29.1%
2年未満	52	27	79	20.5%
3年未満	25	16	41	10.6%
4年未満	34	7	41	10.6%
5年未満	16	5	21	5.5%
6年未満	14	4	18	4.7%
7年未満	9	5	14	3.6%
8年未満	9	2	11	2.9%
9年未満	7	3	10	2.6%
10年未満	3	1	4	1.0%
11～15年未満	21	1	22	5.7%
16～20年未満	7	2	9	2.3%
21年以上	3	0	3	0.8%
合計	275	110	385	100.0%

(イ)は特別支援学級等担当者の通算経験年数の状況です。1年未満の人数が112人(29.1%)、2年目が79人(20.5%)であり、経験年数が2年未満の担当者は全体の49.6%です。

平成16年度にも調査を実施しており、同様の傾向でした。平成16年度においても、2年未満の教員は53.4%であり、平成16年度に比べ平成20年度は、若干割合が減少していますが、相変わらず、特別支援学級等の担任の入れ替わり等により、経験の浅い教員が担当している現状であることが分かりました。

(ウ) 特別支援学校勤務経験

経験	小学校	中学校	合計	割合%
ある	32	19	51	13.2%
ない	243	91	334	86.8%
合計	275	110	385	100.0%

(ウ)は、特別支援学級等担当者の特別支援学校の勤務経験について調査した結果です。「ある」と答えた人数は51人であり全体の13.2%です。

(エ) 特別支援学校教員免許の保有

免許状	小学校	中学校	合計	割合%
ある	66	18	84	21.8%
ない	209	92	301	78.2%
合計	275	110	385	100.0%

(エ)は、特別支援学校教員免許の保有の状況です。全体では、21.8%が保有していると答えています。学校種別にみても、小学校では、24.0%、中学校では16.3%の教員が、免許を保有していますが、全体では、

8割が保有していない現状です。(ウ)の特別支援学校勤務経験も併せて考えると、多くの特別支援学級等担当者が、特別支援教育について学ぶ機会のない中で担当者となっていることが考えられます。

### (3) 特別支援学級等の役割

#### ア 特別支援学級の教育

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項に基づき、障害があるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級です。

小学校及び中学校に設置され、比較的軽度の障害のある児童生徒を対象としており、少人数学級で編制され、特別な配慮のもとに、児童生徒の障害の状態等に応じた適切な教育が行われています。

すなわち、障害のある子どもたちがその能力に応じて等しく教育を受けるために、特別に設置された教育形態の一つであり、存在が特別なのではなく、教育を受ける上で特別な配慮を必要としている子どもたちのために用意された教育の場であると考えられます。

#### 学校教育法

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

#### 学校教育法施行規則

第137条 特別支援学級は、特別な事情がある場合を除いては、学校教育法第81条第2項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

#### イ 特別支援学級に関する学習指導要領上の規定

小学校及び中学校学習指導要領（平成20年3月告示）の総則において、「障害のある児童生徒の指導について」次のように示されています。

小学校学習指導要領（平成20年3月告示）\* 中学校も同様

#### 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

特別支援学級は、小学校及び中学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教員の理解と協力が必要です。学校経営上の位置づけがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう特に留意する必要があります。また、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教員が障害についての正しい理解と認識を深めたりして教師間の連携に努める必要があります。

小学校学習指導要領解説 総則編（平成20年8月） \*中学校においても同様

### 第3章 教育課程の編成及び実施 第5節 教育課程実施上の配慮事項

#### 7 障害のある児童の指導

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童のために編制された少人数の学級であり、児童の障害の状態に応じて、適切な配慮の下に指導が行われている。特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。学校経営上の位置づけがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要がある。このため、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が障害について正しい理解と認識を深めたりして教師間の連携に努める必要がある。

このこと以外には、通常の学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒の支援のために、次の点について取り組むよう示されています。

- ・ 特別支援学校の指導・助言を活用する。
- ・ 個別の指導計画を作成する。
- ・ 個別の教育支援計画を作成する。
- ・ 特別支援教育に関する校内委員会を設置する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを指名して、校内分掌に位置づける。

#### ウ 特別支援学級の対象者

特別支援学級の対象となる児童生徒については、文部科学省が平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」において示しています。

これを受け、県教育委員会では「資料『特別支援学級等の学級編制の同意について』」を作成し、本県の特別支援学級編制基準及び同意基準等を示しています。これについては、第3章 資料編資料2(P.86)に掲載しているので、参照してください。

また、特別支援学級の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっては、障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、その保護者、教育学、医学、心理学等の観点から専門家（就学指導委員会等）の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切です。

さらに、入級後も校内委員会等で児童生徒の適応状況等を継続的に把握し、児童生徒の障害の状態に応じて教育内容や方法を見直したり、より適切な教育の場や卒業後の進路等についても検討したりする機会をもつことが必要です。

## エ 山梨県学校教育指導重点（平成21年度版）

### 特別支援学級及び通級指導教室 指導重点

#### 1 児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じ、「生きる力」をはぐくむ教育課程の編成と実施に努める。

- (1) (特・通) 指導計画の立案に当たっては、一人一人の障害の状態及び発達段階や特性等に応じて、各教科等の目標や指導内容を明確にする。また、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、指導方法の工夫・改善に努める。
- (2) (特・通) 指導と評価の一体化を図るとともに、児童生徒が成就感を味わい、自信をもつことができるよう、適切な評価に努める。
- (3) (特・通) 自立的な生活の基礎をはぐくむ教育の充実に努める。
- (4) (特) 総合的な学習の時間の実施に当たっては、その趣旨とねらいに即して、創意・工夫を生かした教育活動に努める。

#### 2 障害のある児童生徒が生き生きと学習できる環境づくりに努める。

- (1) (特・通) 学校経営全体の中に特別支援学級や通級指導教室を明確に位置付けるとともに、児童生徒及び保護者にとって魅力あるものとするように努める。
- (2) (特・通) 交流学級や在籍学級の担任、保護者、関係機関及び地域の特別支援学校との連携を図り、指導の充実に努める。
- (3) (特) 児童生徒が、かかわり合って共に活動する場を積極的に設けるように努める。
- (4) (特・通) 一人一人のニーズに応じた適切な教育相談に努め、地域における障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する相談のセンター的役割を果たすように努める。

\* 山梨県学校教育指導重点については、毎年度検討されるので、最新のものを参照してください。また、併せて「学校教育指導重点解説」も示しているため、学級運営や指導の際の参考としてください。平成21年度の特別支援学級及び通級指導教室指導重点解説を、第3章 資料編資料5(P.95)に掲載しましたので参照してください。

## オ 通級による指導

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害の状態等に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。通級による指導では、教科等の大半の授業が通常の学級で行われるので、子どものニーズに応じて障害の改善・克服といった特別の指導が受けられる上に、通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつながり、その効果が期待できます。

## カ 通級による指導の対象

通級による指導の対象となる児童生徒については、学校教育法施行規則（平成18年3月31日改正、平成19年12月25日改正）及び平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」に示されています。

これを受け、県教育委員会では「資料『特別支援学級等の学級編制の同意について』」を作成し、本県の通級指導教室開設に関する基本的な考え等を示しています。これについ

では、第3章 資料編資料2(P.86)に掲載していますので、参照してください。

なお、知的障害については、その障害の特性上「通級による指導」の対象となっていないことに留意してください。

#### キ 通級による指導に関する法令上の規定

学校教育法施行規則（平成18年3月31日改正，平成19年12月25日改正）

第140条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

#### 平成5年文部省告示第7号

小学校又は中学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第73条の21各号に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導を、小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第73条の21第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

\* 詳しくは、「改訂版 通級による指導の手引き - 解説とQ & A -」（文部科学省編著第一法規刊 ¥1,200）を参照してください

## 第2節 障害の理解と支援

### (1) 知的障害のある子どもたち

知的障害とは、言語、記憶、推理、判断等の知的機能の発達に全般的に遅れがみられ、社会生活等への適応が困難な状態を指します。障害の程度によって違いますが、日常生活や学習において様々な支援が必要になります。

#### < 知的障害のある子どもの特性 >

運動機能、感覚、知覚面では、運動機能の出現の時期が遅れがちです。

走る、跳ぶ、指先を使うことや敏捷性が乏しく、見る、聞くことに課題があります。

抽象的な言葉の発達が著しく遅れたり、新しいことや創造したりすることが苦手です。行動にまとまりがないことがあります。

一つの考えに固執する子どももいます。

知識を応用することが難しいときがあります。

依存的になりやすい面もあります。

#### < 指導に当たって心がけること >

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活に応用されにくいことや、成功体験が少ないことにより、主体的に取り組む意欲が十分育っていないことが見られます。実際的な生活経験が不足しがちであることから、抽象的な内容より、実際の・具体的な指導が効果的です。

障害の状態や課題を理解しましょう。

子どもの能力や特性、興味に合わせた内容や、教材を用意しましょう。

生活に結びついた実際的で具体的な学習を中心にすえましょう。

目的が達成しやすいような、段階的な指導を工夫し、成功体験を多くしましょう。

主体的な活動を促すために、わかりやすいヒントや示範、教材、教具等を用意しましょう。

集団の中での役割を用意し、自主的、主体的な活動を大切にしましょう。

将来的な展望をもち、職業生活に役立つ基礎的知識を計画的に取り入れましょう。

家庭や医療との連携を大切にしましょう。

#### < 知的障害のある子どもの特別支援学級 >

知的障害のある子どもたちの学ぶ場として特別支援学校・特別支援学級があります。

小学校の知的障害特別支援学級では、健康な体づくり、基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な言葉の理解や表現、集団のルールなどが指導目標となります。中学校では、対人関係や集団参加のための指導、職業家庭生活に必要な知識・技能・態度などライフステージを見すえた指導内容などが中心となります。児童生徒の実態に応じて次のような知的障害特別支援学校の教育課程を参考に「特別的教育課程」を編成することができます。

小学部の教科として「生活科」が位置づけられています。

各教科等を合わせた指導を効果的に取り入れます。

心身の調和的発達の基盤を培う「自立活動」を位置づけ、適切に指導します。

## (2) 視覚障害のある子どもたち

視覚障害とは、視機能（視力、視野、色覚）の永続的な低下の総称です。

### < 視力障害 >

両眼の矯正視力がおおむね0.3未満、または視力以外の視機能障害が高度なものについては、教育上特別な配慮が必要となります。

### < 視力障害以外の視機能障害 >

視野障害 ... 中心部は見えるが、周辺が見えない場合やその逆もあります。視野の半分が見えないこともあります。

光覚障害 ... 明るさや暗さに順応することが困難なことがあります。

### < 盲児の指導 >

視覚情報が得られないため、行動が制限され経験が乏しくなる、概念の形成や知識の習得に制限を受ける、動作や技術の習得が難しいなどの困難さがあります。これらの困難は、点字の使用、歩行訓練、視覚情報を聴覚情報に置き換えるなど、適切な環境と指導で改善・克服することが可能です。

### < 弱視児とは >

弱視児には次のような困難さがみられます。弱視児の教育は視覚を最大限に生かすことが大切です。指導・支援に当たっては子どもにとって見やすい条件を整えましょう。

- ・小さいものや細かい部分がわからない。
- ・大きいものの全体像を把握しにくい。
- ・境界がはっきりつかめない。
- ・立体感、遠近感がつかみにくい。
- ・動くものの認知が難しい。



- 拡大・・小さい字や細かいものを大きく
- 縮小・・全体像が視野内に入るように
- 高コントラスト・・境界・輪郭をはっきり
- 単純化・・余分な視覚情報は排除
- 明るさ・・子どもによって調整を

### < 弱視児の指導 >

「見え方」の実態をしっかり把握しましょう。模倣マッチング、見本あわせなどの方法で視力が測れます。

見えにくさを補うために使用する道具を「視覚補助具」といいます。弱視レンズ（対象物を拡大して見やすくするもので遠くを見るためのものや近くを見るためのものがあります。）、拡大読書器などがあります。

白杖を使わない場合も基本的な歩行指導が必要です。

適切な教材・教具を用いた効果的な学習が必要です。特に弱視児の教科書としては拡大教科書を申請することができます。盲学校の拡大教科書相談窓口にご相談しましょう。

### < 弱視特別支援学級 >

弱視特別支援学級の教育課程は、各教科、道徳、特別活動、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、自立活動によって編成します。視覚障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために一人一人の実態を明らかにし、その指導内容を教育課程の中にどう位置づけるかが大切になります。

交流活動における内容の各教科での位置づけを授業時数との関連で検討しましょう。

県立盲学校の「視覚障害教育相談・支援センター」では、上記の視機能検査、視覚補助具の紹介、教材・指導法の助言、拡大教科書などの相談を行っています。

### (3) 聴覚障害のある子どもたち

聴覚障害とは、耳の機能、聴神経、聴覚中枢系の機能的な原因のため、聞く力が不十分（難聴）だったり、聞こえなかったりする状態です。聴覚に障害がある場合、適切な時期に適切な対応がなされないと、言葉の遅れ、コミュニケーションの問題、情緒や社会性の問題、学力の低下傾向、日常生活、社会生活上の不便さなどの二次障害が派生します。

#### < 聴覚障害のある子どもの聞こえ >

伝音性難聴は 外耳や中耳の障害なので音を大きくすることで十分聞こえます。

感音性難聴は、小さい音が聞こえないだけでなく、大きな音が歪んで聞こえます。

補聴器で音を大きくしてもはっきり聞こえているとはいえず、大きな音がうるさく聞こえる（リクルート）現象もあります。

#### < 聴覚障害のある子どものコミュニケーションの方法 >

音声言語 ... 調整された補聴器や人工内耳で保有する聴覚を活用します。

書記言語 ... 筆談、空書、字幕放送、ノートテイク、要約筆記

手話 指文字 キュードスピーチ（発音誘導サイン）

#### < 聴覚障害のある子どもへの指導と配慮事項 >

光を背にしない、ゆっくりはっきりした口調で話す、そばに近づいて顔を見せて話すなどの配慮が必要ですが、誇張しすぎたり、大きすぎると歪んで聞こえます。また、周りに騒音があるところは極端に通じにくくなります。

伝わらない時は他の言葉に言い換えたり、身ぶり手ぶりを加えて表情豊かに話すと伝わりやすくなります。

補聴器や人工内耳には限界があります。一人一人に合わせて視覚的な手段を有効に組み合わせましょう。

補聴器の管理は子どもが自分でできるように日ごろから指導しましょう。子どもの聴力変動や補聴器の故障に速やかに気づくためには、日ごろの観察が大切です。

人工内耳は手術により蝸牛内に電極を埋め込み、聞こえの神経を刺激して音が聞こえるようにするものです。その場合は、頭に強い衝撃を受ける可能性のあるスポーツは避けるようにしましょう。

深夜の郊外	ささやき声	0 dB
		10
		20
		30
静かな事務所	静かな会話	40
	普通の会話	50
静かな車		60
騒がしい事務所	大声の会話	70
せみの声		80
	叫び声	90
電車の通るガード下	30cm近くの叫び声	100
車の警笛		110
ジェット機の騒音	30cm近くのサイレン	120

文部科学省初等中等局特別支援教育課  
 数学指導資料 平成14年6月 より抜粋

#### < 難聴特別支援学級 >

難聴特別支援学級の教育課程は、小・中学校の教育課程に準じますが、特別の教育課程を編成する場合、特別支援学校の学習指導要領を参考にします。その際は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための領域として「自立活動」が位置づけられているので、適切に指導を行うことが大切です。

県立ろう学校における通級による指導 ... 小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の聴覚障害のある子どもたちに、ろう学校の教員が直接指導を行います。（きこえとことばの相談支援センター）

県立ろう学校の「きこえとことばの相談支援センター」では、聴力検査、補聴器の調整、訪問相談などを行っています。

#### (4) 肢体不自由の子どもたち

肢体不自由とは、大脳の運動中枢や神経、あるいは筋肉、骨、関節等の諸器官が損傷を受け、四肢あるいは体幹に運動機能の障害が生じ、補装具を使っても歩行や筆記等、日常生活に必要な基本的動作が不可能あるいは難しい状態をいいます。原因となる疾患は、脳性まひ、進行性筋ジストロフィー、神経や筋肉が損傷を受けたもの、先天性股関節脱臼、骨形成不全症、二分脊椎、骨や筋肉に損傷を受けたものなど様々です。

##### < 肢体不自由の子どもの特性 >

肢体不自由の子どもたちは、運動・動作の制限による直接的経験の不足に伴い、社会や事物・事象等に対する理解が不十分になりがちです。また、周りの人々から支援を受ける場面が多く、結果として受動的になり、自発性が乏しくなりがちです。

##### < 学習場面や、日常生活での配慮 >

トイレ、廊下、階段の手すりなど安全な環境を整える必要があります。

実際の事物を見たり、事象に触れたりする機会をもちましょう。

可能な限り、体のいろいろな部位で物に触れたり、動かしたりして取り組む活動を取り入れましょう。

学習場面で状態に応じた教材や教具の工夫が必要になります。

- \* 見やすくするための書見台。 \* ノートのマス目を大きくする。
- \* ノート・定規等が滑らない工夫。 \* 鉛筆を握りやすくする工夫。
- \* 書くかわりにパソコンを使う。

車いす、歩行器などを使用している子どもには、可能な限り自分で操作できるようにしましょう。

移動の支援の際は、車いすに乗っている子どもが怖がらないように、坂道はゆっくり後ろ向きで行いましょう。

歩き方が不安定な子どもには、転倒によるけがを防止するためのヘッドギアの装着を検討しましょう。

学習における姿勢などに配慮しましょう。

歩行を支援するときは、子どもがより歩きやすい位置に気をつけましょう。

日常生活面でできることを増やし、自信や自立心を養いましょう。

医療機関で療育を受けている児童生徒が多いので、連携を密にしましょう。

体験的な学習を多く取り入れ、生活経験の拡大を図ることが大切です。

交通事故等の後遺症の場合などは、本人や家族の心情に配慮するよう心がけましょう。

##### < 肢体不自由特別支援学級 >

小・中学校に準じた教育を行うことが基本ですが、児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための領域である自立活動の指導を取り入れることが大切です。

自立活動を行う場合や医療機関で機能訓練を受ける場合など、各教科の授業時間に制約がある場合は、指導内容を精選し重点の置き方を工夫する必要があります。

少人数の学級であることのデメリットを補うため、交流及び共同学習を教育課程に位置づけましょう。

## (5) 病弱・身体虚弱の子どもたち

病弱とは、病気にかかっているため、体力が弱っている状態を示します。慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患で継続して医療または生活規制を必要とする場合、または身体虚弱で継続して生活規制を必要とする程度のものをいいます。

身体虚弱とは先天的、もしくは後天的原因により、身体機能の異常を示したり、疾病に対する抵抗力が低下したりする状態をいいます。

### < 病弱・身体虚弱の子どもに対する教育的意義 >

これまでは「病気の子どもに無理に勉強させなくてもいいのではないか。」などと考えることが一般的でした。しかし、病弱・身体虚弱の状態や生活環境などに応じた適切な教育を行うことは、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長、発達に好ましい影響を与え、情緒の安定や意欲の向上が治療効果を高めたり、健康状態の回復、改善を促したりすると考えられるようになってきました。

### < 病弱・身体虚弱の子どもの特性 >

長期にわたる療養経験や病欠による学習空白、種々の運動制限等のために、積極性や自主性が乏しくなりがちです。また、病気への不安や家族・友人から離れた不安から心理的に不安定になりやすく、心理的な安定を図ることが大切です。さらに、個々の病気の状態に配慮しつつ、病気を改善・克服するための知識・技能・態度が大切です。

### < 病弱・身体虚弱の子どもへの配慮 >

学校にいる時間、家庭又は医療機関で過ごしている時間の健康状態を把握しましょう。  
(体温、脈拍、呼吸数、顔色、感情の起伏、活動への意欲、疲労度など)  
医師との連携を密にして児童生徒の活動時間、活動量、食物、環境を把握しましょう。  
学習空白の遅れがある場合は、指導内容の精選・重点化を図りましょう。  
直接的・間接的な体験を含んだ学習を取り入れましょう。  
短時間で結果が得られる教材を工夫し、成就感を味わえるようにしましょう。  
趣味や生きがいにつながる内容を盛り込みましょう。  
保護者、養護教諭、主治医、校医との連携がとても大切です。  
自分の病気に対する正確な知識や管理していく技能・意欲を育てましょう。

### < 病弱・身体虚弱特別支援学級 >

入院中の子どものための病院内に設置された病弱特別支援学級や、家庭から通学できる子どもたちのために小・中学校に設置された病弱特別支援学級があります。

病院内に設置された学級では、回復後、元の学校生活に適應できるように、元の学校との連携を図り、在籍期間に配慮した指導計画が必要です。

運動や生活上の規制に配慮し、各教科等の学習と自立活動の関連を図った学習を行います。

## (6) 言語障害のある子どもたち

言語障害とは、話し方に特徴があって聞き手に内容が伝わりにくいため、人間関係や社会生活にも支障が生じやすい、コミュニケーションの障害です。

### < 主な言語障害の種類と特徴 >

構音障害 ... 習慣的に特定の語音を誤って発音する状態。

- \* 別の音に置き換える。「テミ(セミ)」
- \* 音の省略がある。「エミemi(セミsemi)」
- \* 発音の歪み、不要な音の付け加えがある。「ツミキリ(積木)」

言語発達遅滞 ... 同年齢の子どもに比べ言葉が遅れている。

吃音 ... 言葉を話す時に流暢に話せなくなる。(リズム障害)

- \* はじめの音や言葉を繰り返す。「ぼ、ぼ、ぼくの」
- \* 言葉がスムーズに出てこない。「さ・・・かな」
- \* 音を引き伸ばす。「ぼーくがね」

口蓋裂 ... 生まれつき上顎や口蓋が裂けて、話し言葉に必要な呼気が鼻から抜けたり、癖のある発音をしたりする。

かん黙 ... 話す能力はあるが特定の場所や人前で話せない。

失語症

### < 言語障害のある子どもたちの特性 >

言葉に困難さのある子どもたちは、そのことによって、学習上ばかりでなく心理的、対人的な問題をかかえてしまう場合があります。また、一人一人違った要因や背景を背負っていて、その状態像は様々です。

### < 言語障害のある子どもたちへの配慮 >

遊びの経験をとおして元気な声が出るようにしましょう。

舌や唇、のどを楽しく動かせるよう生活や遊びの中で配慮しましょう。

構音の指導は間違えると子どもが意識しすぎて、学習への抵抗や吃音につながります。自然なコミュニケーションを楽しみましょう。

子どもとともに生活する中で、子どもの気持ちに即した言葉をかけましょう。(言葉のシャワー)

わかる言葉を増やすために、学習ステップはスモールステップで行いましょう。

相手が話し始めるまでの待ち時間を持ちましょう。

### < 言語障害通級指導教室(ことばの教室) >

言語障害通級指導教室では、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする子どもたちが通級しています。

地域のセンター校に設置されており、一人当たり週1~8単位程度 自立活動や教科補充の指導を行っています。

## (7) 情緒障害のある子どもたち

情緒障害とは情緒の現れ方が偏っていたり、激しかったりする状態を自分の意志でコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。情緒障害の現れ方として、自分自身が脅かされると感じて、閉じこもるような傾向が強くなったり、他人を攻撃したり、破壊的であったりするような行動も見られます。

### < 情緒障害 >

不登校、選択性かん黙、チックなどの心理的要因によるもの。

### < 不登校の子どもの指導にあたって配慮すべき点 >

不登校の要因は様々ですが、情緒障害教育の対象の不登校は心理的、情緒的理由により、本人は登校しようとするができない状態です。

早期に発見するためには、子どもたちが発信するサイン（無気力、保健室に何回も行く、遅刻、早退等）を見逃さないようにすることが大切です。

ゆったりとした気持ちで子どもの話を聞きましょう。

「いつも気にかけている。」というメッセージを伝え続けましょう。

### < 選択性かん黙のある子どもの指導にあたって配慮すべき点 >

心理的要因により特定の状況で声が出せず、学習や生活に支障がある状態です。社会性や知的機能の発達に未熟さや偏りがある場合もあります。

子どもの性格、発達の様子などの個人に対する配慮と教師や友達との関係等、環境づくりへの配慮が必要です。

子どもが不安に感じないように心理的にリラックスできる場面を作りましょう。

話すことを強要しないようにし、身ぶりやサインを決め、みんなで使ってみましょう。

好きなこと得意なことを見つけて自信がもてるようにかかわりましょう。

話し始めても驚いたり、大げさにほめたりしないようにしましょう。

専門機関やスクールカウンセラーとの連携をしっかりととりましょう。

### < 情緒障害のある子どものための特別支援学級 >

自閉症・情緒障害特別支援学級では、生活習慣を身につけたり、ルールの学習をしたり、コミュニケーションスキルを学んだり、個に応じた学習を行います。

発達障害・情緒障害通級指導教室（サポート教室）は地域のセンター校にあります。

不登校の子どもたちの学ぶ場として適応指導教室があります。総合教育センターの教育相談部との連携が必要です。

\* 平成21年2月3日付け20文科初第1167号文部科学省初等中等教育局長名通知により、これまでの「情緒障害特別支援学級」は「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称に変更されました。また、それに併せて、本県では、平成21年4月1日から「情緒障害通級指導教室」を、「発達障害・情緒障害通級指導教室」に名称変更することとしました。

## (8) 自閉症の子どもたち

自閉症とは、「人への反応やかかわりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる。言葉の発達に遅れや問題がある。興味や関心が乏しく、特定のものにこだわる。などの特徴が、遅くとも3歳までに見られる。」などによって規定されています。医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害です。これらの特徴は、軽い程度から、きわめて重い程度まで見られ、一人一人の状態像は様々です。自閉症の約70%は知的障害を伴っていますが、知的障害を伴わない場合を高機能自閉症とといいます。

### < 自閉症の子どもたちの特徴 >

視線を合わせない。 集団遊びをしない。 友達に興味を見せない。  
言葉の遅れ。 同じ言葉を繰り返す。 アクセント・抑揚等が単調。  
模倣やごっこ遊びをしない。 物事の手順・道順等へのこだわり。  
行動において決まって何かしないと納得しない。  
感覚刺激行動（手をひらひらさせる、飛び跳ねるなど。） 物の部分への執着。

### < 学習指導での配慮 >

抽象的・応用的な内容は不得意です。具体的にして構成しましょう。  
暗記することは得意なので効果的に取り入れましょう。  
体育でルールのある集団ゲームへの参加が苦手です。身体動作のアンバランスが見られるので安全面に気をつけます。  
音の大きさに配慮します。音楽の時間など耳栓が必要な場合があります。  
図工・美術では何を製作するのか具体的に提示するとスムーズに取りかかれます。  
想像画は不得意な場合が多いので配慮しましょう。  
パターンの学習が得意です。途中で学習方法を変更しないことが大切です。  
視覚的な教材を使いましょう。  
目標・目安をはっきりさせましょう。本人との間でルールを決めることが大切です。

### < 対応方法 >

急に大声を出したり、泣き出したりしてパニックになった時は、ぎょうぎょうしく対応しないようにします。場所を静かな所に替え、落ち着くのを待ちます。教室を飛び出す、動きまわるようなとき、耳を押さえているときなどは、周りがうるさいと感じているのかもしれませんが。環境を見直してみましょう。初めてのことが苦手な場合が多いので、スモールステップで慣れるようにすることが大切です。偏食についても強要しないようにしましょう。

### < 自閉症の子どもたちの学習の場 >

自閉症・情緒障害特別支援学級や発達障害・情緒障害通級指導教室（通常の学級で授業に参加が可能な場合）、知的障害がある場合は知的障害特別支援学級や特別支援学校で学んでいる場合もあります。

## (9) ADHDのある子どもたち

ADHDとは、「年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/または衝動性、多動性を特徴とする」行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推測されています。

### <子どもたちの行動特性>

原因は、家庭のしつけの問題ではありません。

特徴的な行動は、わがままだけではありません。

できないところを探すのではなく、できるところを見出し、認めて、賞賛します。

子どもの姿を受け入れ、気持ちを聞き、努力を認めます。

### <授業ではこんな配慮をしましょう>

学習に不必要なものを置くことは、避けましょう。

掲示物は、落ち着く色にしましょう。

教室のざわめきが収まってから指示しましょう。

注目させてから話しましょう。

わかりやすい言葉ではっきりゆっくりと。

席は教室の窓側より、教師のそばにおくようにしましょう。

集中して学習する時間を子どもと約束しましょう。

約束が守れたがんばりを、必ずほめましょう。

エネルギーを発散させる体験的な場面をつくりましょう。

活躍がみんなに認められるようにしましょう。

投薬を行っている場合もあります。医療との連携も考慮しましょう。

### <対応のポイント>

- \* しっかりほめる。
- \* 成功体験と積む。
- \* むやみにしからない。
- × 「だめな子ね。怒っちゃだめ！」  
「友達に言われて、悔しかったんだね。」

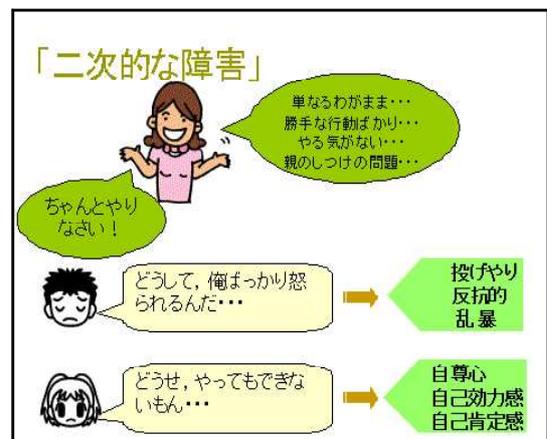
### <二次的に派生する障害>

ADHDのある子どもは成長過程において、家庭や学校でどのような配慮がなされてきたかで、その行動が大きく変わってきます。適切な対応がなされていないならば、学年が進むにつれて反抗的な行動や不登校等にいたることも見られます。

### <ADHDのある子どもたちの学習の場>

ADHDのある子どもたちの教育は、基本的には通常の学級で留意して行います。

発達障害・情緒障害通級指導教室 ... コミュニケーションスキルや社会生活を営むための具体的なスキルを学ぶために、年間10単位時間から280単位時間まで通級できます。



## (10) LD（学習障害）のある子どもたち

LD（学習障害）とは、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態」を指すものです。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されます。視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

### <実態把握の方法>

日常の授業や学力、保護者の聞き取り等から、読む、書く、聞く、話す能力のいずれかに著しい遅れがないかを把握します。  
個別的知能検査を実施し、認知処理能力の特徴等を調べます。  
専門家によるLDの判断や対応に関する助言を受けます。

### <すぐに取り組める、LDのある子どもに対する配慮>

板書：文字の量・色・大きさを工夫しましょう。  
学習の流れ図・説明図等を工夫し活用しましょう。  
指導内容のスマールステップ化を図りましょう。  
学習プリント：罫線を入れる、学習のまとめを途中で文章化するなどを工夫しましょう。  
注目させてから、短い言葉でポイントを絞って指示を出しましょう。  
身近な事柄や興味を引く内容を取り入れましょう。  
苦手なことより得意なことを伸ばし自信をもたせましょう。  
ティームティーチング、グループ別学習を工夫しましょう。

#### <学級での配慮>

- \* 全員への丁寧な指導
- \* 教室環境を整える。
- \* 見通しをもたせる。
- \* 自信をもたせる。
- \* 自尊心を育てる。

### <認知処理能力の特徴とは>

人は、見たり聞いたりして取り入れた情報を頭の中で認知して、何らかの反応をします。LDのある子どもは、この認知処理能力にアンバランスさがあるため、学習の効果を挙げるにはどちらの様式が得意か知る必要があります。

- \* 同時処理様式 ... 例えば「目的地までの行き方を地図を見て理解する。」
- \* 継時処理様式 ... 例えば「目的地までの行き方を電話で聞いて順番に理解する。」

### <LDのある子どもの学習の場>

LDのある子どもの教育は、通常の学級の中で留意して行われています。  
発達障害・情緒障害通級指導教室 ... 地域のセンター校に開設しています。自立活動や教科補充の指導を行います。年間10単位時間から280単位時間まで通級できます。

### 第3節 教育課程の編成と実施

#### (1) 基本的な考え方

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、各教科、道徳、外国語活動(小学校)、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間に関する教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した教育計画です。

特別支援学級等の教育課程に関して、法令上は小学校または中学校の教育課程に関する規定が適用されます。しかし、特別支援学級は、通常の学級における学習では十分に効果をあげることが困難な児童生徒のために編成された学級であるので、小学校や中学校の通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することは適切ではありません。

したがって、特別支援学級等においては、特に必要がある場合は、特別の教育課程を編成することができるようになっていきます。その場合は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考として実施することになります。すなわち、特別支援学級の教育課程においては、小・中学校の教育課程と特別支援学校の教育課程をそれぞれ取り入れて児童生徒の実態に応じた教育課程を編成することになります。

特別支援学級等において、特別の教育課程を編成した場合、市町村(組合)立の小・中学校長は、各市町村(組合)教育委員会にあらかじめ届け出る  
ことになっています。

しかし、児童生徒の実態把握をする必要があることから、本県では、例年年度始めの5月に各市町村(組合)教育委員会へ提出することとし、県教育委員会はその写しを資料提供として受けています。その際の様式例を第3章 資料編資料4 (P.93)に掲載しましたので参考にしてください。



特別の教育課程とは・・・

各教科の内容 下学年や知的障害特別支援学校の各教科の内容に替えることができる。

時数の扱い 授業の1単位時間など弾力的な取り扱いができる。

各教科等を合わせた授業 いわゆる領域・教科を合わせた指導ができる。

自立活動の指導 領域として自立活動の指導ができる。

教科書 他の適切な教科用図書を使用できる。

学校教育法施行規則(平成18年3月31日改正,平成19年12月25日改正)

第138条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

特別支援学級及び通級指導教室において、特別の教育課程を編成する場合は、「小学校学習指導要領解説 総則編」(平成20年8月)の第3章第2節3 その他の教育課程編成の特例を参考にしてください。(P.27,35 参照)

### 第3章 教育課程の編成及び実施 第2節 内容等の取扱いに関する共通事項

#### 3 その他の教育課程編成の特例

##### (1) 特別支援学級の場合

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度などによっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童を教育する特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携・協力して、個々の児童の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（同規則第139条）。

##### (2) 特別支援学級の教育課程の編成

特別支援学級の教育を行う上で、最も大切になるのが児童生徒の実態把握です。児童生徒一人一人の実態が十分に把握されていなければ、適切な教育課程の編成や指導を行うことはできません。特別支援学級の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態を的確に把握した上で、教育目標を達成するために最も適切な教育課程を編成し、効果的指導の形態を考えることが大切です。

#### ア 実態把握

- ・ 児童生徒一人一人の障害の状態や特性、発達段階や能力等を十分に把握します。
- ・ 学習面の把握だけでなく、身辺処理等の生活の様子、コミュニケーション能力や対人関係、興味・関心、運動能力等幅広い観点で実態を把握し、子どもの姿が見えるように整理します。
- ・ 保護者、校医、養護教諭、交流学級担任等からの幅広い情報を集め、担任だけの主観による実態把握にならないよう留意する必要があります。
- ・ 必要に応じて保護者の同意を得た上で個別心理検査等の各種標準検査を行い、客観的

な資料からの実態把握を行います。

- ・ 収集した情報等については、個人情報の保護の観点から、取扱いには十分留意します。

#### イ 教育目標の設定

- ・ 学校の教育目標に沿って設定します。
- ・ 実態に即し、生活年齢等も考慮し、強調する点や留意する点を明らかにします。
- ・ 教師の指導観や保護者の意向を反映し、児童生徒が意識できるような具体的な目標を設定します。
- ・ 子どもの将来の姿を見通して、長期的な目標や短期的な目標を設定します。
- ・ 学級全体の目標とともに児童生徒一人一人の個別の目標を設定します。
- ・ 知的障害のある児童生徒の場合、障害の特性から必然的に「日常生活に必要な身辺処理」「集団生活への参加と社会生活の理解」「経済生活及び職業生活への適応」といったことに重点を置いた教育目標になると考えられます。

#### ウ 教育内容の組織化、指導の形態の工夫

- ・ 教育目標に即して教育内容を選択・組織することは、教育課程編成上の主要な作業です。児童生徒一人一人の教育目標を達成するためには、どのような教育内容が必要かを明らかにします。
- ・ 学習指導要領は法令で定められた教育課程の基準の一つです。小・中学校に設置される特別支援学級の教育内容については、原則的には「小学校学習指導要領」又は「中学校学習指導要領」に基づいて選択・組織することになります。
- ・ 特別の教育課程を編成する場合にあっては、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考にすることになりますが、特に知的障害のある児童生徒の場合、障害の特性から「特別支援学校学習指導要領」で示されている知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の内容を十分に把握した上で、適切に取り入れることが必要です。

#### エ 指導計画の作成

- ・ 児童生徒一人一人の教育内容に即して、教科別、領域別の指導の内容や各教科等を合わせた指導の内容を明らかにします。
- ・ 年間総授業時数との関連において、指導形態ごとにおおよその配当時間を決めて、年間の単元一覧表等を作成します。
- ・ 学期別、月別、週別の指導計画を作成します。その際は、児童生徒が学習したことを十分理解し、生活の中で生かすことができるようにゆとりをもって計画し、児童生徒の学習の進捗状況にあわせて修正できるよう配慮します。

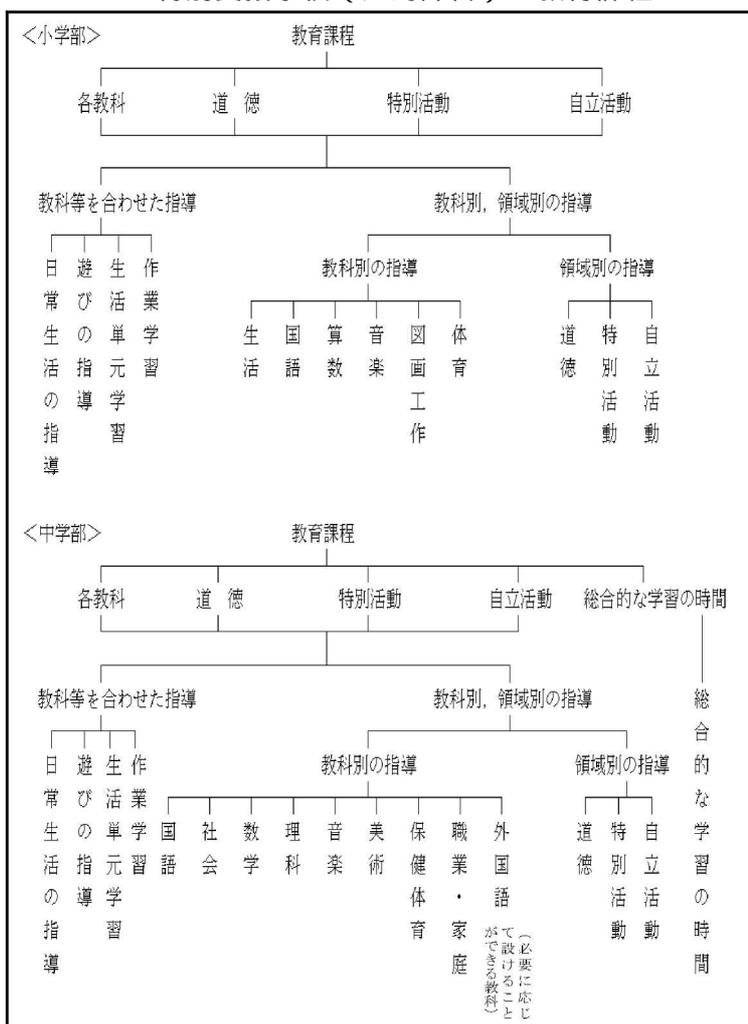
### (3) 教育課程の実施（指導形態別）

編成にあたっては、「各教科等を合わせた指導」、「教科別の指導」及び「領域別の指導」の3つの指導の形態を児童生徒の障害の状況等を考慮した上で適切に組み合わせることが求められます。

これらの指導形態を教育課程に取り入れる場合は、「特別支援学校学習指導要領解説」を参考にしましょう。

なお、これまで「領域・教科を合わせた指導」と呼んでいたものは、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成21年3月告示）の改訂に併せて出された同解説において、「各教科等を合わせて指導を行う場合」と表記されたことから、本ハンドブックでは、「各教科等を合わせた指導」と表記します。

特別支援学校（知的障害）の教育課程



ア 各教科等を合わせた指導

知的発達が未分化な児童生徒に対しては、各教科及び各領域に分けて指導するよりも、指導内容を教科別または領域別に分けない指導、すなわち各教科等を合わせた指導の形態が効果的です。各教科等を合わせた指導としては「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」等があります。

(ア) 日常生活の指導

着替え、排泄、食事など基本的な生活習慣を身に付けるとともに、あいさつ、言葉づかい、礼儀作法など集団生活をするために必要な基礎的な能力と態度等を育てます。一日の生活の流れに沿って、実際的な状況の中で指導をします。

(イ) 遊びの指導

遊びを学習活動の中心にすえて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育てていくものです。遊ぶことそれ自体を目的とし、遊ぶ喜びを感じ、自ら遊びを発展させていくよう教師の支援的な対応が求められます。

(ウ) 生活単元学習

生活単元学習は、子どもの生活を大切にし、それらを単元化していく、各教科等を合わせた指導の形態です。運動会や学校祭、収穫祭、雪遊びなど、身近な題材を取り上げ、生活上の課題を解決していくことをとおして、生活に必要な知識や技能、態度を身に付け、生活力を高める学習です。この学習では、一定の期間、一定の生活上のテーマに沿って一連の活動に取り組む過程の中で、子どもたちの自立的・主体的な姿を求め、それを支える環境（状況）づくりを大切にします。ここでの活動は、特定の学習内容を習得するための手段ではなく、生活の自然なまとまりそのものの学習となります。また、テーマを設定することで、児童生徒は生活のまとまりを実感できます。

## (I) 作業学習

作業学習とは、作業活動を学習活動の中心に据え、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指して総合的に学習するものであり、生活する力を高めることを意図しています。産業現場等における就業体験等を含め、学校卒業後の社会生活につながるようにしていきます。中学校では、週3～6時間程度の実施が考えられます。

作業学習で取り扱われる作業種目は、農耕、園芸、紙工、木工、織物、窯業、印刷、調理など多種多様です。

生徒が見通しをもって働くという習慣を身につけるために、週時程表の同じ時間帯に作業学習を配置したり、準備から後始末まで余裕をもって取り組めるよう2～3時間続けて時間を設定したりするなど、短くても毎日働くことを習慣化することが大切です。

また、将来の就労につながる現実的な学習になるよう、地域の特別支援学校や関係機関との密接な連携を図っていくことも大切です。

## イ 教科別の指導



実践編 実践4 参照

各教科の時間を設定して教科別に指導をする形態です。音楽、図画工作、体育などはこの形態で指導されることが多いようです。国語、算数・数学においては、児童生徒の個人差を配慮して、小集団や個別指導など、個に応じた指導を行っています。

また、学習活動に生活的なねらいをもたせたり、生活に即した活動を段階的・系統的に指導するなどの工夫が必要です。

### 特別支援学校の「生活科」と「生活単元学習」との違い

「生活科」は、特別支援学校（知的障害）小学部の教科の一つであり、「生活単元学習」は、各教科等を合わせた指導の形態の一つです。

「生活科」の目標は、日常生活の基本的な習慣を身につけ、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然との関わりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てることにあります。

指導内容には、基本的な生活習慣、健康・安全、遊び、交際、役割、自然、社会等生活すること自体を取り上げています。日常生活の指導や生活単元学習など、各教科等を合わせた指導の形態で扱われ、「生活単元学習」に「生活科」の内容が含まれるのが一般的です。

さらに、特別支援学校（知的障害）小学部の教育課程にある「生活科」と小学校低学年の「生活科」は、類似していますが、目標の程度や範囲において違いがあります。

前者の「生活科」は、生活活動そのものを指導するのに対して、後者の「生活科」は、具体的な活動や体験をとおしてその内容を指導するといえます。また、前者の「生活科」の場合、小学部教育の全期間を通して指導され、年間授業時数は定められていません。

これは、生活科の内容が生活単元学習や日常生活の指導などの各教科等を合わせた指導の中で継続して行われるからです。

## ウ 道徳教育

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間を始めとして各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければなりません。

## エ 総合的な学習の時間

特別支援学級でも小学校3学年以上において、総合的な学習の時間を行うこととなります。したがって、教育課程編成上においては、各教科等を合わせた指導の形態の一つである生活単元学習を行っている場合も、それとは別に総合的な学習の時間も位置づけることとなります。

取組の例としては、次のようなことが考えられます。

- (1) 学校全体で行う総合的な学習の時間で行う。
- (2) 交流をしている学級の中で行われている総合的な学習の時間で行う。
- (3) 特別支援学級独自で総合的な学習の時間を行う。
- (4) 他の特別支援学級と合同で行う。

## オ 自立活動

自立活動の内容は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、26項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理したものです。特別支援学級では、理解言語や表出言語に対応する指導（コミュニケーション）や身体の軽いまひへの対応（身体の動き）、情動コントロールの不十分さへの対応（心理的な安定）などがよく取り上げられます。

知的障害教育においては、発達の遅れそのものへの対応は各教科等で行い、知的障害以外の発達の遅れに随伴する種々の困難への対応を自立活動で行うことになっており、特別支援学級では、各教科等を合わせた指導や各教科等の指導において配慮するなど、学校の教育活動全体をとおして指導することが多いです。一方、毎日、一定時間指導が必要な場合や、自己を確立し、障害を改善・克服する意欲を育てる指導の場合など、必要に応じて「自立活動の時間における指導」の時間を設定する場合があります。児童生徒が意欲や見通しをもって、自ら楽しんで取り組むことができるように活動内容は十分な検討が必要です。

なお、特別支援学級においては、特別支援学校と同様に自立活動の領域を設定して指導をしなければならないことは必ずしもありませんが、自立活動の目標が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立し社会参加に資するための活動となっているので、できるだけ児童生徒の実態等に応じて取り扱っていくことが望ましいです。

特別支援学級において自立活動を行う場合、次のような指導の中で取り扱うことが考えられます。

- (1) 学校の教育活動全体の中で
- (2) 各教科，道徳，特別活動の中で
- (3) 各教科等を合わせた指導の中で
- (4) 自立活動の時間を設定した中で



実践編 実践2・3 参照

## カ 各教科の内容等の取扱い

特別支援学級においては、教科別の指導の中では、国語、算数・数学に関する指導が多いのが現状です。ともに系統性の高い内容が扱われる教科ですが、単に下学年の内容を時間をかけて順に指導していくのではなく、生活に必要な知識や理解を指導内容として精選・編成し、生活を広げ、質を高める教科の指導が求められます。特別支援学校(知的障害)の教科の内容を取り入れる必要がある場合もあります。読む、書く、数えるなどの学習の基盤となる認知能力を高めたり、概念形成をするなどの学習をしたりして、一人一人の発達段階に応じて学習内容を用意していくことが必要です。

小学校特別支援学級の国語科や算数科では、子どもの実態、興味・関心、系統性、実生活との関連等を考慮しながら学習課題を計画することが大切です。また、子どもが楽しく意欲的に学習に取り組めるように、ゲーム的な要素を取り入れた活動を工夫するのも有効な指導法です。

中学校特別支援学級の学習内容の選択には、生徒の生活年齢を十分に考慮する必要があります。たとえ生徒が小学校の段階の理解であっても、小学校のドリルをそのまま使うなどのことがないように配慮しなければなりません。

基本的には、個別の指導計画に基づいて指導しますが、個人差の大きな集団の中で個別に対応するためには、題材の選択や十分な準備、教材・教具の工夫などが大切になります。

さらに、教科別の指導で学習したことが生活場面で生かせるよう、生活単元学習などの各教科等を合わせた指導と相互に補足・補完できるよう関連を図り、発展的な指導ができるようにすることが望まれます。

各教科の目標及び内容の取扱いについてまとめると、次のような場合が考えられます。

- (1) 小学校、中学校の各教科の学年の目標・内容を、障害に配慮した指導方法を工夫して指導する。
- (2) 小学校、中学校の各教科の学年の目標・内容を、下の学年の目標・内容に替えて指導する。(下学年適用)
- (3) 知的障害者を教育する特別支援学校の小・中学部の各教科の目標・内容を用いて指導する。
- (4) (2)と(3)を併用して指導する。

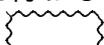
## キ 特別支援学級の授業時数(「知的障害特別支援学級の学級編制の同意基準」参照)

授業時数は、小・中学校各学年における年間総授業時数に準ずることになります。そのため、在籍児童が小学校2年生と6年生の場合、年間授業時数が異なるので週時程表において下校時刻が異なることになります。

「各教科等を合わせた指導」「教科別の指導」「領域別の指導」「総合的な学習の時間」のそれぞれについて、指導の効果が高められるように適切に時間配当をする必要があります。

1単位時間は小学校で45分、中学校で50分が基本となりますが、弾力的に運用できるようになっています。児童生徒の集中の程度により、短い区切りを多くとったり、生活単元学習や作業学習、総合的な学習の時間などは、2～3単位時間分続けて行ったりするなどの工夫が望まれます。ただし「小・中学校学習指導要領」に定められた相当学年の年間標準授業時間数を確保することことに留意しましょう。

本県では、特別支援学級に在籍する児童生徒の授業時数については、通常の学級の対応する学年の週あたりの3分の1以上を特別支援学級で受けることを必要としています。

また、特別支援学級の同意に当たっては、対応する学年の週あたりの授業時間数の2分の1以上の時間数の授業を行わなければなりません。特別支援学級における授業時間数の考え方については、次の  の内容を参考にしてください。

ただし、来年度から始まる移行期間中の標準授業時数については、「小学校学習指導要領」（平成20年3月告示）」のP.118及び「中学校学習指導要領」（平成20年3月告示）」のP.124を参照し、適切な教育課程を編成してください。

#### 例 <山梨県における特別支援学級に関する授業時間数の考え方>

\* 授業時間数については、新学習指導要領に準拠して、換算している。

##### (1) 児童生徒が、受けるべき授業時間数（同意基準 2のロ）

例1 小学校3年生 知的障害特別支援学級在籍 Aさんの場合

週あたりの全授業時間数 27時間

のうち、特別支援学級において受けるべき授業時間数（全授業時間数の1/3以上）は、9時間以上

（例）国語（7時間）、算数（5時間）・・・計12時間 ... 9時間以上あれば可。

には、交流学級において特別支援学級担任等が付き添って指導する時間は含まない。

##### (2) 特別支援学級担任が、特別支援学級に関して受け持つ授業時間数（同意基準 3）

例2 上記Aさんを含めて複数の在籍者（1年生Bさん、5年生Cさん）がいる場合。

但し、「対応学年」は在籍者のうち中位の学年の3年生とする。

「対応学年」の週あたりの授業時間数・・・27時間

特別支援学級担任が特別支援学級で受け持つ授業時間数（全授業時間数の1/2以上）は、14時間以上

（例）特別支援学級においてAさん、Bさん、Cさんを個別または複数で受け持つ時間の合計が15時間の場合 ... 14時間以上あれば可。

特別支援学級担任が、受け持つ授業時間数が14時間を下回らないこと。

例3 上記Aさんのみの在籍の場合。「対応学年」は3年生とする。

特別支援学級において受けている授業時間数

国語（7時間）、算数（5時間）・・・計12時間（担任が指導）...（ア）

上記 例2 により、担任が受け持つ授業時間数は、14時間以上 ...（イ）

この場合、担任が14時間以上（イ）の授業を行わなければならないところ、Aさんは、特別支援学級において12時間（ア）の授業しか受けておらず、2時間の不足が生じることから、（同意基準 3）を満たすことができない。

（イ） - （ア） = 2時間

学級の在籍者が1人、若しくは複数名でも、担任が受け持つ授業時間数が、1/2に満たない場合については、特別支援学級担任が交流学級に付き添って個別指導を行っている授業時間数を加算して、（同意基準 3）を満たすことも可とする。

この場合、特別支援学級において受けている授業時間（全授業時間数の1/3以上）が、確保されていることを前提とするので留意すること。

（「知的障害者特別支援学級の学級編制の同意基準」（平成19年12月26日改正）

#### (4) 通級指導教室の教育課程の編成

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

##### ア 通級指導教室における特別の教育課程の編成

通級指導教室における特別の教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障害に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程の一部に替えたり、場合によっては加えたりすることができます。しかしながら、通級による指導の時間を全て加えるようなことがあると、小・中学校の標準授業時数から考えて、児童生徒の負担加重になる場合があるので、気をつける必要があります。

障害に応じた個別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導とするとされており、「自立活動」を指しています。自立活動の目標・内容及び個別の指導計画の作成の手順等については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成21年3月告示）」及び「特別支援学校学習指導要領 解説」を参考にしましょう。

また、特に必要があるときには、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導も認められています。ただし、この場合の各教科は、例えば、言語障害に伴う国語の読みの指導というように、障害の特性に関連した教科の指導内容を補充するというように留意する必要があります。

##### イ 通級による指導の対象

通級による指導の対象となる障害の種類は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者となっています。ただし、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者については、必ずしも通級による指導が一般的ではないことから、その必要性について慎重な判断のもとに行う必要があります。山梨県には、言語障害通級指導教室（ことばの教室）、発達障害・情緒障害通級指導教室（サポート教室）及びろう学校における通級指導教室（本校・拠点校）が開設されています。

##### ウ 通級による指導（指導要録）の取扱い

通級による指導を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の週当たりの授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する必要があります。

なお、指導要録については、在籍している通常の学級の担任が、通級による指導の担当で通級による指導を受けている場合には、当該学校から通知された指導の記録に基づき記入することになります。

第3章 教育課程の編成及び実施 第2節 内容等の取扱いに関する共通事項

3 その他の教育課程編成の特例

(2) 通級による指導の場合

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師等の連携・協力の下、効果的な指導を行う必要がある。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童（特別支援学級の児童を除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項、第51条及び第52条並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、小学校の教育課程に加え、または、その一部に替えることができることになっている（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号）。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とされているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とされている。

また、児童が在籍校以外の小学校又は特別支援学校の小学部において、特別の指導を受ける場合には、当該児童が在籍する小学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている（学校教育法施行規則第141条）。なお、このように児童が他校において指導を受ける場合には、当該児童が在籍する小学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

\* 詳しくは、「改訂版 通級による指導の手引き - 解説とQ & A -」（文部科学省編著第一法規刊 ¥1,200）を参照してください

## 第4節 学級（教室）運営の留意事項

### <はじめに>

小・中学校に設置された特別支援学級は、いうまでもなく障害種別に個別に編制された学級です。したがって担任は、適切な指導・支援はもちろんのこと、教育課程の編成、評価、諸表簿の管理、教科書給与等の学級運営の基本事項についても、熟知し適切に行わなければなりません。中には、通常の学級とは異なる対応が必要となることから内容の確認や早めの取組を心がけましょう。

分からない時には、校内に特別支援教育を経験したした職員がいれば聞いたり、近隣の特別支援学級の担任と情報交換したりすることもよいでしょう。

通級指導教室については、通級を開始（修了）する手続きや、在籍校との連絡調整、評価、通級による指導の記録の送付等、特別支援学級とは異なる、独自の教室運営事項がありますから、よく確認をし、適切に行ってください。また、年度当初には、教室運営について、学校長とともに、設置者である市町村（組合）教育委員会、若しくはことばの教室共同設置協議会事務局と、教室運営について確認しておくことも大切です。

### (1) 出席簿

出席簿は通常の学級と同じ様式のものを使用し、記載についても全く同じです。

特別支援学級が2学級以上の設置校においては、出席簿は、1学級ごとに作成する必要があります。

### (2) 特別支援学級における評価

#### ア 教育評価

指導計画にしたがって、教育実践を行うことで児童生徒がどう成長していくのかを確かめ、作成した指導計画が有効かどうか検討していくことが教育評価です。

教育評価を行うためには、指導計画を作成する段階から、児童生徒の実態をよく把握し、能力に合わせた課題を設定し、評価の視点を明確にしておく必要があります。

特別支援教育における評価は、あらかじめ到達度を決めて、減点法で行う評価法は好ましくありません。課題を達成できた点や身に付いている点に注目し、肯定していく加点法での評価を心がける必要があります。何ができて何ができないのかを把握し、できていることをさらに伸ばしていくような教育評価観が必要です。

#### イ 指導要録

指導要録の様式は、各学校の設置者が定めますが、「学籍に関する記録」は通常の学級も特別支援学級も同じ様式です。特別支援学級では、通常の学級用の指導要録では、十分な評価が困難であったり、特別の教育課程を編成することが多いことから、「指導に関する記録」や「行動の記録」などでは記述できる様式が多くなっています。

#### 【特別支援学級の指導要録の取扱い】

小・中学校の設置者である市町村教育委員会において、特別支援学級用の指導要録の様式を定めている場合は、これに沿って記載します。また、特別な定めがない場合は、通常

の学級と同様の様式を使用して記載します。

「学籍に関する記録」の学級の欄については、その在籍する特別支援学級の学級名を記載し、学級担任者氏名欄については、特別支援学級担任名を記載し押印します。

また、「指導の記録」に関しては、各教科の評定が難しい場合には適宜文章表記などの工夫をして記載するとよいでしょう。

#### 【通級による指導の指導要録の取扱い】

通級による指導を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の週当たりの授業時数、指導期間、指導の内容や結果を記入するようにします。

なお、指導要録については、在籍している通常の学級の担任が、通級による指導の担当者が作成する指導の記録に基づいて行い、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校から通知された指導の記録に基づき記入します。

#### 【進学、転入学の際の指導要録の取扱い】

##### (ア) 学籍に関する記録

###### 転入学の欄

他の小・中学校や特別支援学校の小・中学部から転入してきた場合にのみ記入します。この欄には、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入します。

###### 転学の欄

他の小・中学校や特別支援学校の小・中学部に転学する場合には、そのために学校を去った年月日とその欄の上部括弧内に、また下部には、転学先の学校が受け入れた年月日の前日を記入し、その学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入します。

###### 進学先の欄

進学した中学校、高等学校や特別支援学校の名前及び所在地を記入します。なお、卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定した際記入します。

###### 校長氏名印・学級担任氏名印

同一年度内に校長又は学級担任が変わった場合には、その都度後任者の氏名を記入します。

学年末又は児童生徒の転学等の際は、記入について責任を有する校長及び学級担任が押印します。

##### (イ) 指導に関する記録

###### 出欠の記録

転学した児童生徒については、転学のため学校を去った日までの日数を記入し、転入学をした児童生徒については、転入学した日以降の授業日数を記入します。

(ウ) 指導要録取り扱い上の注意

進学の場合

児童生徒が進学した場合は、校長はその作成に係る当該児童生徒の指導要録抄本又は、原本の写しを進学先の校長に送付します。

転入学の場合

児童生徒が転入学した場合には、校長は当該児童生徒が転入学した旨及び期日を、速やかに前に在学していた学校の校長に連絡確認し、当該児童生徒の指導要録の写しの送付を受けます。この場合、校長は新たに当該児童生徒の指導要録を作成しなければなりません。

同一校での在籍変更の場合

同一校の通常の学級から特別支援学級へ在籍変更する場合は、指導要録の取扱いや様式が市町村によって異なることがありますので、市町村教育委員会に問い合わせる必要があります。

ウ 通知票

学校で使われている通常の通知票を使用する場合と特別支援学級で独自に作成したものをを使用する場合があります。

特別支援学級において、どのような目標をもち、どのような学習を行ったか、学習への取組方や成果、課題などを保護者にわかりやすい文章で具体的に記述することができるものであることが大切です。

【通知票の記入で配慮したいこと】

わかりやすく

専門的な用語は控えましょう。

できるだけ具体的に記述しましょう。

あれも、これもではなく、代表例を中心に記述しましょう。

今やろうとしていることについて

今学期の努力のあとがうかがえるようにしましょう。

点数や記号で評価しなければならない場合であっても、ひとこと文章を添えるように工夫しましょう。

取組の方針と具体的方法について

学校での指導と歩調をあわせた家庭での指導への期待を記入しましょう。

できるようになったことについて

「できる・できた」ことが記載され、次の学期の取組のポイントを示すようにしましょう。

書ききれない場合は、個別懇談の席などで伝えましょう。

## 通知票の例

### < 学習のようす >

項 目	1 学期	2 学期
生活単元学習		
国 語		
算 数		
音 楽		

個別指導計画の目標をもとに、  
具体的に記述しましょう！

### (3) 教科書

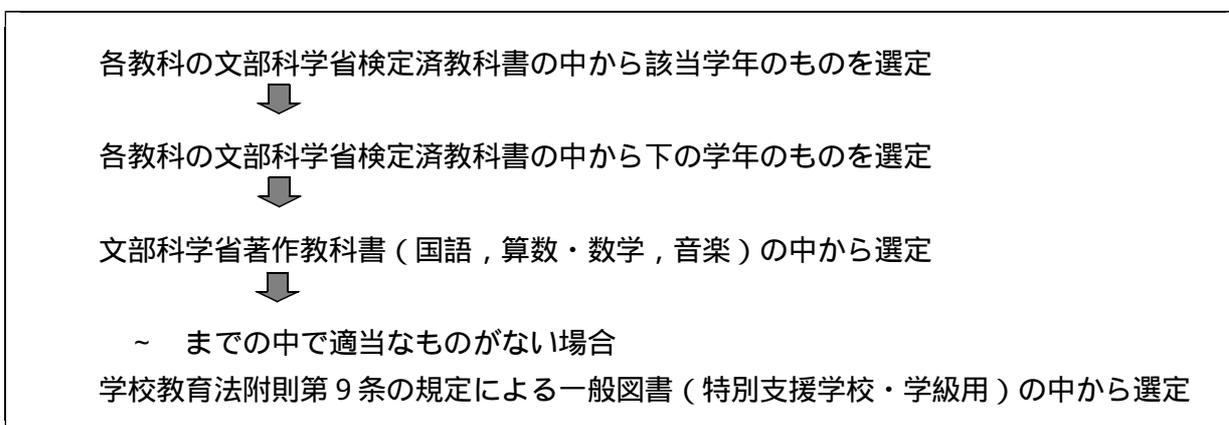
#### < 特別支援学級における教科書 >

特別支援学級の児童生徒について、通常の検定教科書を使用することが適当でない場合には、設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができることになっています。（学校教育法附則 9 条，同施行規則73条20）これにより、個々の障害の状態等に応じて、当該学年の検定教科書を使用することもあれば、下学年の教科書であったり、文部科学省著作教科書（印本等）、または一般書店で扱っている図鑑、絵本、ドリルなどの一般図書（特別支援学校・学級用）を使用することもできます。

学校教育法施行規則（平成18年 3 月31日改正，平成19年12月25日改正）

第139条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

#### < 教科用図書の採択 >



< 選定に当たっての配慮 >

- ・ 1教科につき1教科書の採択です。
- ・ 「一般図書（特別支援学校・学級用）」の採択の際には「平成〇年度使用 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書調査研究資料」（山梨県教育委員会）を参考にしてください。本資料は、毎年6月に各学校に配付されます。
- ・ 文部科学省著作教科書及び「一般図書（特別支援学校・学級用）」の見本は、毎年6月ごろに開催する教科書展示会（巡回による展示）に指定された学校で閲覧できます。

< 文部科学省著作教科書一覧 >

【小学部知的障害者用】

教科名	使用学年	書名	発行者
国語	1～6年	こくご こくご こくご	東京書籍株式会社
算数	1～6年	さんすう さんすう (1) さんすう (2) さんすう	東京書籍株式会社
音楽	1～6年	おんがく おんがく おんがく	東京書籍株式会社

難聴特別支援学級に在籍する児童生徒に対しては、必要に応じて、国語（検定本）に加えて、次の難聴特別支援学校用「国語言語指導」の教科書を給与することができます。

【中学部知的障害者用】

教科名	使用学年	書名	発行者
国語	1～3年	国語	東京書籍株式会社
数学	1～3年	数学	東京書籍株式会社
音楽	1～3年	音楽	東京書籍株式会社

【小学部聴覚障害者用】

教科名	使用学年	書名	発行者
国語 言語指導	1年	こくご ことばのべんきょう 一年(上・下)	教育出版株式会社
国語 言語指導	2年	こくご ことばのべんきょう 二年(上・下)	教育出版株式会社
国語 言語指導	3年	こくご ことばのべんきょう 三年(上・下)	教育出版株式会社
国語 言語指導	4年	国語 ことばのれんしゅう 四年	教育出版株式会社
国語 言語指導	5年	国語 ことばの練習 五年	教育出版株式会社
国語 言語指導	6年	国語 ことばの練習 六年	教育出版株式会社

【中学部聴覚障害者用】

教科名	使用学年	書名	発行者
国語 言語指導	1～3年	国語 言語編	教育出版株式会社

< 拡大教科書 >

弱視特別支援学級に在籍する視覚に障害のある児童生徒に対しては、通常の教科書の文字や図などを拡大して作成した「拡大教科書」を必要に応じて給与することができます。

見本や申請手続きについては、県立盲学校視覚障害教育相談・支援センター（拡大教科書窓口）にお問い合わせください。県立盲学校ホームページにも掲載しています。

#### (4) 交流及び共同学習

##### ア 交流及び共同学習とは

これまでは、「特殊教育」の対象となっていた障害のある子どもたちと、障害のない子どもたちとが、学校教育の一環として活動をともしることを「交流教育」と呼んできました。しかし、平成16年6月に、障害者基本法が改正されたことにより、「交流教育」という呼称は「交流及び共同学習」に改められ、新たに法的な規定が示されました。それは、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」という内容です。また、平成20年3月に告示された「小校学習指導要領」(中学校も同様)にも、「交流及び共同学習」に取り組むことが明記されました。(P.7 参照)

ただし、「交流及び共同学習」という用語は一つのまとまりのある言葉であり、「交流学習(活動)」と「共同学習」というように分けて使うことのないように留意しましょう。

##### 障害者基本法(平成16年6月22日施行)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

##### 小学校学習指導要領告示(平成20年3月告示)\* 中学校も同様

##### 第4章 総則

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなどい家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

##### イ 交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習において、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒とともに活動することは、双方の児童生徒の経験を広げ、社会性や豊かな心を育てる意味で大変意義のあることです。交流及び共同学習に関わる教師や児童生徒がその意義を十分理解した上で実施することが大切です。

特別支援学級の児童生徒にとっては・・・

生活経験を広め、豊かで優れた学習刺激の中で能力を伸長する機会となります。また、集団活動をとおして社会性を育むことができます。

通常の学級の児童生徒にとっては・・・

障害のある児童生徒とともに活動することをとおして、障害のある人に対する理解を深めたり思いやりの気持ちや自らの生き方を考えたりするなど、豊かな心を育てることができます。

指導にあたる教師にとっては・・・

一人一人の児童生徒に応じた教育の在り方とその大切さを知る機会となります。また、担任間で協力し合って指導に当たることにより、共通理解が図られます。

#### ウ 交流及び共同学習の推進に当たって

児童生徒の実態の相互理解

特別支援学級の児童生徒の障害の状態，発達段階，特性を踏まえた指導上の配慮点について，特別支援学級担任と通常の学級担任が相互に共通理解を図ることが大切です。

チームティーチングを実施する場合は，役割分担について検討しましょう。

具体的な交流及び共同学習の内容の検討

交流及び共同学習の意義を踏まえ，双方の児童生徒が段階的に学習を進めることができるように配慮しましょう。

指導計画の作成

交流及び共同学習のねらいや学習内容については，通常の学級の担任と十分に連携をとりながら，特別支援学級担任としての指導計画を作成して実施しましょう。

#### エ 校内での交流及び共同学習の形態は

特別支援学級の一人一人の児童生徒の実態や目標などに応じて，どのような交流活動を経験させるのか検討することが大切です。具体的には，次のような内容が考えられます。

学校行事での交流（運動会・学習発表会・遠足・合唱コンクール・入学式など）

総合的な学習の時間での交流

教科学習での交流

給食や清掃活動，学級活動，児童会・生徒会活動，

部活動での交流

休み時間を活用した交流

#### オ 交流及び共同学習における配慮事項

障害のある児童生徒が個性を発揮でき，通常の学級の児童生徒にとっても意義深いものにするためには，次のような点に配慮することが大切です。

##### 【行事等の交流において】

入学式，卒業式等で交流学級に入る場合は，整列位置や役割分担などについては，学級の一員であることを意識できるように，個に応じた配慮をしましょう。

修学旅行や運動会では，障害のある児童生徒と行動をともにするグループの構成に配慮しましょう。

清掃や給食，ホームルームなどの活動では役割分担を明確にして，学級の一員として行動できるように配慮しましょう。

### 【教科等の交流において】

通常の学級担任や教科担任と事前・事後の話し合いを十分に行うとともに、特別支援学級及び通常学級の児童生徒相互に負担がないかどうか常に把握するように努めましょう。

特別支援学級の児童生徒の障害の状態等に応じて、交流する教科や学習内容を選択し、柔軟性をもって実施しましょう。

適切な教材・教具の準備を行い、主体的に取り組める状況を作りましょう。



実践編 実践 5・7 参照

### カ 交流及び共同学習をすすめるために

特別支援学級で、集団としての活動場面が必要となる場合、いくつかの特別支援学級（近隣の特別支援学級同士、学区内小・中学校同士、近隣の特別支援学校）などが合同で学習活動を行う交流及び共同学習も、教育的な意義は極めて深いものとされています。

### 【交流及び共同学習の内容】

児童生徒の興味・関心に基づいた学習を交流及び共同学習に組織する形態  
（生活単元学習、遊びの指導、作業学習等における学習）

体育的行事、文化的行事を近隣の特別支援学級が集まって交流及び共同学習に組織する形態

（遠足、社会科見学、鑑賞教室、宿泊学習等）

体育的行事、文化的行事を市全体で交流及び共同学習に組織する形態  
（連合運動会、学習発表会、音楽発表会等）

### 【交流及び共同学習の内容の工夫】

集団の中で、一人一人の児童生徒が生き生きと活動に取り組むことができるように個への対応の明確化と教師間の十分な共通理解と指導体制の充実を図ることが大切です。

合同学習を実施する際は、学校内又は学校間の十分な理解とともに、適切な活動場所や活動に必要な教材・教具、移動手段の確保などの条件整備を図ることが必要です。



実践編 実践 8 参照

## (5) 保護者との連携

保護者や家庭との連携・協力は、すべての教育の基盤です。その重要性について、特別支援教育においてもかわるものではありません。学校だけでなく、家庭を含め生活全体をととした教育をすすめましょう。

家庭との連携は、まず保護者の気持ちや願いを、担任がしっかりと受け止めることから始まるといえます。保護者に担任の気持ちがしっかりと伝わることで、お互いの信頼関係を築き上げることができます。その上で、保護者との話し合いにより、子どもの将来像を見すえ、障害の状態と発達の状態に応じた指導や配慮を考え、お互いの共通理解を図っていきます。保護者の願いを聞き取るだけであったり、学校での指導方針を単に保護者へ伝えることだけで終わらないように、十分に留意する必要があります。

### 【障害の理解と受容】

保護者が自分の子どもの障害や発達の状態をどのように認識し、受け止めているのかがしっかりとおさえることが大切です。場合によっては、保護者が子どもの実態を客観的にとらえることができるよう支援することも必要になります。

### 【家庭との連携の方法】

連絡帳、学級通信、授業参観、学級行事、学級懇談会、個別懇談、学習会、家庭訪問、各種通信の工夫等

### 【連絡帳】

小さな成長でも見逃さず、どのような場面でどのような成長が見られたかをわかりやすい文章で書きます。また、問題となる行動だけでなく、保護者を励ますような記述を心がけたいものです。

学級通信の例



実践編 実践9 参照

## 第5節 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の作成と活用

### (1) 「個別の指導計画」とは

個別の指導計画とは、一人一人の児童生徒の的確な実態把握に基づき、教育的ニーズに応じた指導目標、指導内容や方法等を工夫し、継続的、発展的な指導を一貫して行うための教育計画の一つです。

各学校では、学校の教育目標に基づいて学年や学級の教育課程を編成していることでしょう。具体的には、教科、領域等のそれぞれの指導目標、指導内容等を書き込んだ年間指導計画、単元計画などを作成することです。したがって、個別の指導計画は、さらに、それらに基づき、一人一人の児童生徒のニーズに応じた、個別の指導目標、指導内容、配慮事項等を明らかにしたものとなります。

特別支援学校では、これまで重複障害者の指導及び自立活動の指導に際して個別の指導計画を作成することになっていましたが、平成21年3月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」では、次のとおり、各教科等の指導に当たっても、個別の指導計画を作成することが義務付けられました。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月）

#### 第1章 総則 第2節 第4の1

(5) 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

一方、特別支援学級や通級指導教室においても、特別の教育課程を編成する際には、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考とすることになっていることや、学級（教室）の在籍（通級）が少人数であったり、それぞれの障害の状態が異なっていたりすることから、これまでも、各教科や自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成してきました。

また、平成20年3月に告示された「小学校・中学校学習指導要領」では、次のとおり、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、障害のある児童生徒の指導に当たっては、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成が明記されました。

そこで、特別支援学級や通級指導教室においても適切な指導・支援を行うために、本ハンドブックを参考にして、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成するように努めることが大切になります。

特別支援学級  
や通級指導教室では「個  
別の指導計画」に基づ  
く指導が基本です



小学校学習指導要領（平成20年3月）\* 中学校も同様

#### 第1章 総則 第4

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

小学校・中学校学習指導要領に示された「指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成すること」とは、具体的には、「小学校学習指導要領解説 総則編」第3章第5節7 障害のある児童の指導において、(個別の指導計画)や(個別の教育支援計画)を作成するなどが考えられると示されています。

ここでいう障害のある児童生徒とは、小・中学校における特別支援学級在籍児童生徒、通級による指導対象児童生徒、及び通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要としている児童生徒を指しています。

## (2) 「個別の指導計画」のメリット

個別の指導計画は、個々のニーズに応じたきめ細かな指導のため、また、特別支援教育の特色を具体化するためのツールとしてその役割が期待されています。

作成や活用によるメリットをまとめると次のようなことがあげられます。

### < 学校・担任にとってのメリット >

個別的な指導の必要性や具体的な指導方法、年間の指導計画の見通し等について、保護者に対する説明責任を果たすことができます。

学校と家庭で一貫した指導を行うことができます。

指導の意図が担当者間で伝わりやすくなり、計画的、組織的な指導ができます。

必要な支援が明確になり保護者に対して具体的で客観的な説明ができます。

学校全体で、計画的・組織的な取組を図るときに活用します。

学習や指導の経過を振り返ることで、教材や指導方法を見直すことができます。

指導の成果や課題が蓄積され、指導の評価に基づいた、継続性・発展性のある指導や将来を見据えた指導の展開ができます。

### < 保護者にとってのメリット >

保護者の希望が個別の指導計画に反映され、よりよい指導をするために役立てられます。

保護者は自分の子どもの教育的ニーズに基づいた指導内容・指導方法などを具体的に理解することができます。

保護者は家庭での支援のヒントを得ることができます。

## (3) 「個別の指導計画」の作成

個別の指導計画の作成に関する基本事項をまとめると次のようになります。

### ア 作成者

< 特別支援学級 > 基本的には、様式の作成、実態把握、保護者や関係機関との連絡調整及び保管・管理などは、特別支援学級担任が行います。交流学級において学習を行う場合や、中学校において教科担任制で指導を行う場合などは、学級担任と共通理解を図りながら、交流学級担任や教科担任が目標の設定や評価を行います。

< 通級指導教室 > 基本的には、障害の状態に関して実態把握した内容や自立活動などの特別の指導の内容を中心に、通級指導教室担当者が作成し、保管・管理も行います。また、在籍校(学級)における学習指導や生活面については、在籍学級担任が作成します。また、生活実態把握表などについては、通級指導教室担当者とは在籍学級担任が共通理解を図りな

がら作成するようにします。

さらに、在籍校においても個別の指導計画を作成している場合には、保護者の同意を得て、その写しを併せて保管し、通級指導教室の指導の参考とすることも大切です。

#### イ 様式

個別の指導計画の様式には、特に決まったものではありません。基本的にはそれぞれの学校において、個々の児童生徒に応じて、工夫して作成することになりますが、必要な項目がわからなかったり、様式の作成に時間がかかったりする場合は、地域の特別支援学校の様式や特別支援教育関係の参考図書等の様式を参考することもできます。

本ハンドブックでは、平成15年3月に甲府市心身障害児教育研究会が作成した「特殊学級『個別の指導計画』甲府プラン その1...作成の手引き...」に掲載されている様式を基本として説明しています。なお、この様式は、第3章 資料編資料6 (P.98)掲載するとともに、県教育庁新しい学校づくり推進室ホームページからダウンロードできるようにしています。

#### ウ 作成時期

個別の指導計画における長期的な目標は学年単位、中期的な目標は学期単位を想定しています。ですから、新年度のできるだけ早い時期に作成するようにしましょう。

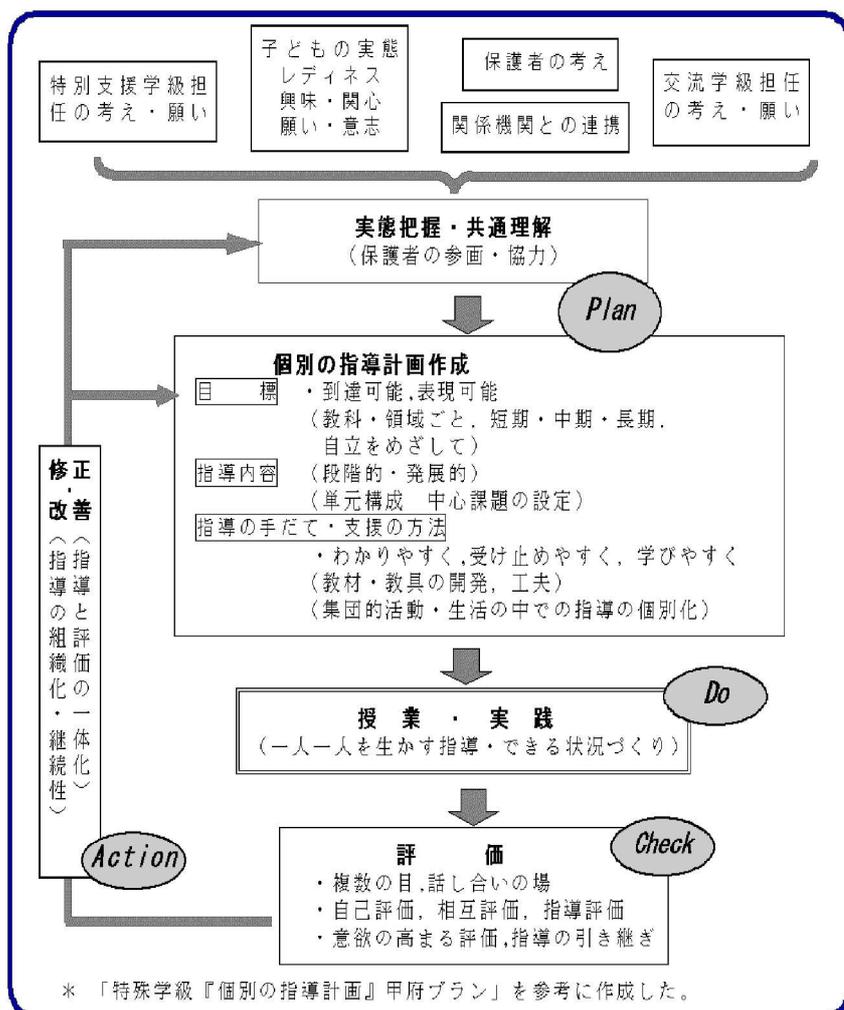
新しく在籍（通級）する児童生徒については、まずは適切な実態把握をする必要があることから、すぐに作成というわけにはいきませんが、5月頃の家来訪問を経て、遅くとも6月頃には作成したいものです。

#### (4) 「個別の指導計画」の作成手順

個別の指導計画の全体像を示すと右の図のようになります。また、この図は作成の手順を示したのもでもあり、いわゆるPDCAサイクル「計画（Plan）- 実践（Do）- 評価（Check）- 改善（Action）」にもあてはまります。

このような手順で作成した個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成したものです

「個別の指導計画」の全体像



が、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導をとおして明らかになるものです。したがって、「授業・実践」の後には、P D C A サイクルにおける評価結果に基づき、「実態把握」、「目標の設定」、「指導体制」、「指導内容・方法」などの観点から個別の指導計画を見直し、より効果的な指導を行う必要があります。

## ア 実態把握

### (ア) 実態把握の観点

個別の指導計画の作成は、児童生徒の的確な実態把握から始まります。そのためには、一人一人の障害の状態、学習や日常生活の状態や課題に関して多角的に情報を収集する必要があります。それにより、児童生徒の得意とする分野や苦手な部分を明らかにでき、本人にとって最適な環境や支援の手がかりを考えることができます。

#### 保護者からの情報

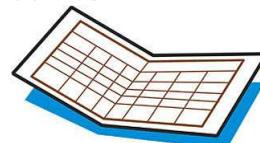
生育歴や保護者の教育方針、学校への期待、家庭生活での児童生徒の様子や地域での生活ぶりなど

#### 教育的立場からの情報

子どもの基本的習慣や学習、健康や体力、コミュニケーション能力や社会性、作業能力、不適応な行動がある場合の状況

#### 医学的な立場からの情報

診断名、医学的所見など医療情報、心理学的立場からの情報、総合教育センターでの知能検査、発達検査、社会生活能力検査等の結果



### (イ) 実態把握の方法

実態を把握する方法としては、教師による日常の観察のほかに、前年度の個別の指導計画などの引き継ぎ資料や、家庭での様子を知るための「家庭生活調査表」等から児童生徒の実態や本人・保護者の願いを把握する方法と、児童生徒を送迎する際や家庭訪問等の際に、保護者から見た子どもの実態について詳しく聞き取る方法などがあります。

具体的には、第3章資料編(P.98)に掲載している「家庭生活調査表」「学校生活実態表」「諸検査の記録」を作成し記入することで児童生徒を総合的に理解し、指導の手がかりにします。

#### < 家庭生活調査票 記入例 >

・氏名(性別)	○ ○ ○ ○ (男)	・生年月日(歳)	平成○年○月○日○歳
・保護者の氏名	△ △ △ △	・住所(連絡先)	〒・自宅☎・携帯☎
・家族構成	父・母・兄・姉・本人		
【医学的情報】・病院名	・発作の有無		
・障害の状況	・服薬		
・身体の状況	・手帳(愛の・療育・身障)		
【生育歴】・入学前にかよった所(保育・教育・指導機関・塾など)			
【児童生徒の教育的ニーズ】			
【保護者の願い】			
【その他】・1日の生活スケジュール(起床から就寝まで)・放課後や休日の過ごし方			

## 家庭生活調査表

家庭における児童生徒の成長面や課題を把握するもので、年度初めに記入してもらいます。また、家庭での様子や児童生徒の教育的ニーズ、保護者の願い（生活や学習面、将来）などの詳しい内容については、家庭訪問や個別懇談で直接保護者から聞き取り、記入するようにします。

### 児童生徒の教育的ニーズ

児童生徒の教育的ニーズの把握については、本人自身が長期的な見通しで考えることは難しい面があるので、具体的な活動場面で思いや願いを聞き、自己決定できるように努めます。例えば、「どんな がしたいのか」「何の役がしたいのか」など、興味・関心を大切に、できる限りそれを計画の中に盛り込むようにしていきます。

### 保護者の願い

保護者の願いは、どんな子どもに育てたいか、今一番困っていることは何か、今どんな指導を求め、将来どうなってほしいかなど学校における指導の参考になる事柄を個別に聞き取ります。また、作成した個別の指導計画は保護者にも提示し、学期末にその状況について情報交換を行うなど共通の土台に立ち、保護者と作っていくことが大切です。

## 学校生活実態表

### < 学校生活実態票 記入例 >

右図のように、学校生活における行動の様子や学習時の課題達成の状況等について記入します。

○○立小学校○年○組 氏名 ○ ○ ○ ○		記入者：
項目	実 態（本人の興味・関心を含む）	
生活面	①着脱 ②食事 ③排泄 ④清潔習慣 ⑤物の管理 ⑥スケジュールの理解 ⑦安全の認識	①衣服の着脱は、前後の間違が多い。 ②好き嫌いはほとんどない。はしで食べるが、こぼすこともある。 ③小便は何か夢中になっていると失敗することもある。 ④手洗いは手を添えて援助が必要、洗顔は嫌がる。 ⑤自分の物を決められた場所に置くが、整理整頓は苦手である。 ⑥一日の生活の流れを大まかに理解し、移動は声かけでできる。 ⑦いきなり道路に飛び出すことがある。
運動・身体面	①健康状態 ②全身運動 ③手指の操作 ④調整力 ⑤持久力 ⑥協応動作	①良好。 ②特に問題なし。 ③指先を使うことが苦手で、はさみを上手に使えない。 ④バランス感覚が悪い。 ⑤特に問題なし。 ⑥手足の協応動作が苦手。走り方がぎこちなく、縄跳び等も苦手。
認知面	①視知覚的認識 ②ことば ③かず	①色の弁別はよくでき、形の認識力は30ピース程度のパズルができる。 ②食物や身近な物の名前はほぼ理解でき、要求は2～3語文とする。 ③10までの数唱ができ、繰り上がりのないたし算もできる。
社会性	①対人関係 ②集団参加 ③コミュニケーション ④興味・関心 ⑤情緒	①子ども同士のかかわりは、自分からは求めない。 ②初めての集団や場所は苦手で泣くことが多い。 ③日常の言葉による指示でほぼ理解できる。交流学級の友達とのコミュニケーションは難しい。 ④イラストを描くことが好きで、一人で時間を過ごせる。 ⑤自分の欲求が満たされないとパニック状態になることがある。

### (ウ) 目標の設定の視点

可能な限り本人の意思を尊重して作成します。

学習が将来にわたって継続的に進んでいくためには自ら判断し、決定していく力を養っていく必要があります。したがって、個別の目標設定においても本人の意思を可能な限り尊重し、目標の中に織り込んでいくことが大切

です。そのために、日々の生活の中でその会話や行動の中から、本人の興味・関心を引き出して、明確にし本人にとって実感のある目標設定をするようにしましょう。

保護者のニーズを反映させます。

特別支援学級の担任にとって保護者との関係は、学級を運営し児童生徒を指導していく上で大変重要なものです。担任は常に保護者の願いに耳を傾け、共感的な関係を土台として、必要な情報を提供していくという態度が求められています。

実現可能な目標を立てます。

目標を作成するとき、保護者や担任の思いや願いだけが強く出され、それが児童生徒の実態に合わない場合、大きな負担を強いることとなります。実態をよく把握し、実現可能な目標を立てることが大切です。

長期目標と短期目標を立てます。

一人一人の子どもの「生きる力」を育てる観点から、指導目標は将来の社会生活を見通しながら、できるだけ具体的に設定していくことが大切になります。そのため、指導目標設定に当たっては長期的な目標と短期的な目標を設定することが必要です。

障害の程度に応じ、ステップはより細かく設定します。

特別支援学級・通級指導教室に在籍（通級）している児童生徒の障害の程度は多様ですから、目標設定におけるステップはより細かく設定する必要があります。また、「強い部分や得意な面」もさらに伸張させることも大切なことから、児童生徒の特性（良さ）をしっかりととらえておく必要もあります。

専門家との連携を図ります。

個別の指導計画を作成する際には、できるだけ専門家と相談するようにします。具体的には、かかりつけの医師、児童相談所、総合教育センター、発達障害者支援センター等の関係機関などと連携を図ることによって、より実態に合った目標設定が可能となります。また、地域の特別支援教育のセンター校として特別支援学校ではすでに個別の指導計画にそった実践が蓄積されており、それらを参考にしたり、相談したりしていくことも重要です。

## イ 目標の設定

### (ア) 年間目標（長期目標）設定に当たっての留意事項

学校卒業後の生活を見通して、将来の社会参加や自立につながる目標を設定する必要があります。

年間目標については、1年間を見通した目標として、ある程度流動性をもたせて、幅広く対応できる目標とすることが必要です。

個別の指導計画は各学期ごとに作成しますが、年間目標を念頭において、各学期ごとに年間目標を記入しておきます。その時、必要があれば年間目標の変更も可能です。

### (イ) 学期の目標（中間目標）設定に当たっての留意事項

学期目標は、年間目標よりも具体的に、その学期に行われる学校行事や学年行事なども盛り込んだものとします。

保護者の願い、担任の願いを具体的に思い浮かべ、目標の重要度や優先度を考えながら記入していきます。

教科や領域の年間指導計画との連携を考えながら、日々の指導と密接に関連した目標を設定します。

(ウ) 保護者の希望の記述に当たっての留意事項

保護者との十分な話し合いの中で、児童生徒の実態を正確に把握し、目標を設定していくことが必要です。

保護者の具体的な希望を、学校側の指導の中に取り入れ、調整し、具体的な目標を設定し記入しておきます。

学期や年度末に、目標がどれくらい達成できたか、次の目標は何にするかを保護者と率直に話し合い意見を交換します。

(I) 具体的な目標（短期目標）の設定に当たっての留意事項

< 教科・領域 >

年間指導計画に基づく教科・領域名と同じ項目を設定し、実際の指導場面で活用できるようにします。

個々の児童生徒の障害の状態等に合わせて項目名は変わってきます。「国語」「算数」という教科名が入る児童生徒もいれば、「衣服の着脱」「排泄」という「日常生活の指導」をより具体化した項目が入ってくる児童生徒もいます。

教科・領域によっては通常の学級との交流が行われている場合もあり、交流及び共同学習が加味されてくる場合

もあります。交流学級等の年間指導計画を参照し、さらに特別支援学級児童生徒に合わせた指導内容の工夫も記述する必要があります。

< 具体的指導目標・指導の手だての設定の仕方（例） >

教科・領域	学習内容	指導目標	指導の手だて
日常生活	食事	・給食着のボタンをかけられるようになる。	・給食着のボタンを大きくして、かけやすくする
生活単元	買い物	・絵カードを見ながら実物を探す。	・買うものの絵カードを持って行く。
音楽	歌	・曲に合わせて声を出す。	・マイクを使い発声を促す

< 学習内容・指導目標 >

年間指導計画に基づいて、それぞれの単元ごと、学習のまとめりごとの学習内容と個々の児童生徒の指導目標を記述します。ここで記述されたことが、各授業の中でそれぞれの児童生徒のめあてとなります。個別指導の場面はもとより、集団での指導であっても個々のめあてがあり、それを意識した授業が行われる必要があります。

各教科・領域のそれぞれの「指導目標」については、より具体的で実現可能な目標を設定します。また、それを達成するための「指導の手だて」を明記することで、より具体性が増し、児童生徒がどのようにして課題を克服していったかが理解できます。

この学習で達成可能な指導内容を、具体的な言葉を用いてめあてとして、記述します。

「積極的に～する」「協力して～」というような関心・態度・意欲

「ひとりでできた」「支援によって～」というような学習環境・条件

「～がこれくらいできる」「～ができるようになる」というような学習の到達度

< 指導の手だて >

指導の手だてについては、ポイントを絞って記入することが効果的です。

時間を追って記録することによって、各教科等での成長の様子が記録できます。

指導の内容・めあて 指導の手だて 児童の様子（評価）と常にフィードバックできるように、記録できるとよいでしょう。

< 指導の手だての視点 >

教材・教具の工夫

- ・ どのような教材・教具を使用するのか，どのように補助具を工夫するのかを検討
- 学習集団の構成の工夫
- ・ どのような集団構成の中で行うのか，大集団で行うのか，小集団に分けるのか，  
一対一で学習するのかなどを検討

支援の工夫

- ・ 教師がどのような働きかけ，支援を行うのかを検討  
( 教具の提示，言葉かけ，介助，示範など )

指導体制の工夫

- ・ 担当者やチームティーチングの展開について検討

学習環境の設定の工夫

- ・ どの場所で学習するのか，掲示物や教材・教具などをどのように配置するのかを  
検討

見通しを持たせる工夫

- ・ 活動への見通しをもたせるための手順の示し方，回数などの検討
- 学習の成果がわかるようにする工夫
- ・ 学習過程においてどの程度できているのか，学習の成果としてどの程度できたの  
かを確認できる方法の検討

北海道立特別支援教育センター「個別の指導計画の作成と活用」平成10年3月より抜粋

## ウ 評価

### (7) 評価の観点及び評価の仕方

個別の指導計画は，「実態把握 目標設定 指導計画作成 指導の展開（授業） 評価  
次の段階の目標設定 」の一連の流れで進めます。

### (1) 個別の指導計画における評価

評価は，基本的に 学習の評価（目標の達成度を客観的にとらえる，子どもたちの変容  
の記録をとる），指導の評価（目標設定の妥当性 … <子どもの知識及び技能や意欲・  
関心・興味の広がりなどの実態に合っていたか>，学習環境設定の適切性 … <教材や教  
具は適切であったか，指導や支援の方法等は適切であったか> など，教師側の指導に対す  
る評価）の両面をもっています。

個別の指導計画における評価の他に，指導要録，通知表，学習記録，個人ファイルなど  
評価にかかわる他の資料がありますが，それらとの関係及びそれぞれの目的・活用の方法  
などについて整理し，全体として評価を考えることが重要になります。

### (5) 「個別の教育支援計画」とは

平成15年度から実施された障害者基本計画において，教育，医療，福祉，労働等が連携  
協力を図り，障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え，それぞれの年代に  
おける子どもの望ましい成長を促すために，個別の支援計画を作成することが示されました。  
この個別の支援計画のうち，児童生徒に対して，教育機関が中心となって作成するものを，  
「個別の教育支援計画」と言います。

障害のある子どもについては、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために個別の教育支援計画を作成し、学校や家庭、関係機関における支援に生かしていくことが大切です。

このことから、平成21年3月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」では、次のとおり、個別の教育支援計画を作成することが義務付けられました。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月告示）

第1章 総則 第2節 第4の2

(14) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

また、平成20年3月に告示された「小学校・中学校学習指導要領」では、前述のとおり、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、障害のある児童生徒の指導に当たっては、「個別の指導計画」とともに、「個別の教育支援計画」の作成が明記されました。

(6) 「個別の教育支援計画」のメリット

個別の教育支援計画は、乳幼児から学校卒業後にわたって一貫した支援を行うため、また、特別支援教育の特色を具体化するためのツールとしてその役割が期待されています。

作成や活用によるメリットをまとめると次のようなことがあげられます

<学校・担任にとってのメリット>

将来を見通した支援を行うことができます。

学校の役割や支援内容が明確になります。

保護者に対する説明責任を果たすことができます。

<関係機関にとってのメリット>

学校での様子を知り、関係機関で実施する支援内容が明確になります。

<保護者にとってのメリット>

支援の具体的な内容がわかります。

将来的な支援の見通しを持つことができます。

学校と関係機関との連携に基づいた支援を受けることができます。

(7) 「個別の教育支援計画」の作成

個別の指導計画の作成に関する基本事項をまとめると次のようになります。

ア 様式

本県の個別の教育支援計画は、障害種別、学校種別にかかわらず、県下で統一した個別の教育支援計画の様式を採用しています。したがって、特別支援学校だけでなく小・中学校の特別支援学級・通級指導教室に在籍（通級）している児童生徒、さらには通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童生徒にも同一様式で作成することとしています。

同一様式を使用することによって、県下の教育、医療、福祉・保健、労働等の関係機関による連携・協力が、より円滑に行われることや、特別支援学校がセンター的機能を発揮し、地域の小・中学校等に支援を行うこともより容易になることが期待されます。

## イ 「個別の教育支援計画」の構成

本県の個別の教育支援計画の様式及び「『個別の教育支援計画』作成の手引き」は、県教育庁新しい学校づくり推進室ホームページからダウンロードすることができます。

ここでは、その概要を示します。

基本的に A 票，B 票の 2 票で構成

・ A 票...児童生徒のプロフィールを中心に記入します。

・ B 票...児童生徒への具体的な支援計画を記入します。

障害・学校種別，児童生徒の実態により，補足が必要な場合は，各学校で補足資料の作成及びその添付をします。ただし，その場合は本人及び保護者の同意が必要となります。（発達の段階等を考慮しつつも，可能な限り本人からの同意を得る必要があります。）

3 種類の同意書

・ 同意書 1 ... 作成について同意を得る。

（各学校における作成初年度）

・ 同意書 2 ... 引き継ぎと廃棄について同意を得る。

（転校時，特別支援学校・高等学校入学時）

・ 同意書（B 票裏面）... 記載内容について同意を得る。

関係機関間における活用について同意を得る。



## ウ 保護者の参画

特別な教育的支援が必要な児童生徒への，適切な教育支援を計画するためには，保護者も重要な支援者の一人として位置づけることが大切です。したがって，「個別の教育支援計画」の作成にあたっては，保護者にその作成の意義について，十分な理解を得ることはもちろん，積極的な参画を促し，協力を得ながら計画を作成・実施・評価することが重要です。また，内容には，個人情報の記載があることから，十分説明した上で，作成，活用，引き継ぎ等について，同意を得る必要があります。

## エ 「個別の教育支援計画」の活用

次には，個別の教育支援計画により，関係機関と連携するための活用例を示します。

転校先の学校への引き継ぎの際に，「個別の教育支援計画」を活用して一貫した支援の継続ができるようにします。

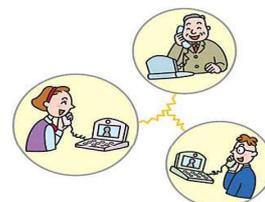
特別支援学校，中学校や高等学校へ進学した時，「個別の教育支援計画」を活用して一貫した支援の継続ができるようにします。

保護者を含め，関係機関と今後の進路や生活について話し合うための資料とし，共通理解を図る時に活用します。

指導内容や方法を工夫し，授業の目標や内容を設定する時，保健，福祉，医療等の関係機関の助言や支援を得るときに活用します。

地域での放課後支援の指導員等と，支援の配慮点などを共通確認する際に活用します。

校内委員会等で教職員が共通理解するための資料とし，学校全体で一貫した取組を図るときに活用します。



## 第6節 校内支援体制における特別支援学級等担当者の役割

### (1) 特別支援教育コーディネーターとして

山梨県では、平成18年度末までに、全ての公立小・中学校において、平成19年度からは、公立高等学校において特別支援教育コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を指名して、その役割を果たすことにしています。

コーディネーターは、校内分掌の一つとして、学校長が指名することになります。指名をしている学校の例では、その立場は、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援学級担任、教育相談主任というように、学校・園の実状によりさまざまです。中には複数の職員が担当するなどの工夫を行っているところもあります。

その素養や適性としては、次のようなことが大切になります。

- ・ 障害についての一定の知識・経験をもっているかどうか。
- ・ 渉外・調整能力をもっているかどうか。
- ・ 教育分野だけではなく、福祉・医療関係にも関心があるかどうか。
- ・ 教育相談に関する研修や経験があるかどうか。

現状としては、小・中学校においては、特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者がコーディネーターに指名されその役割を果たしていることが多いといえます。確かに日々障害のある児童生徒との関わりや保護者との対応等、学級のことだけで忙しい状況であるでしょう。しかし、これまで培ってきた専門的な知識、個別的な指導のノウハウや関係機関とのつながりを生かして、校内の特別な支援を必要としている児童生徒の支援のためにコーディネーターとしても活躍されることを望んでいます。

また、例年出される特別支援学級等の設置のための事前協議の資料には、特別支援学級等の運営に関する留意事項として次のことを示していますので、留意しましょう。

#### 6 特別支援学級等の運営に関する留意事項

- (1) 特別支援教育への転換に鑑み、特別支援学級等の担任については校内において特別支援教育の推進に関する中心的な役割を果たすように努めること。

第3章 資料編資料2「特別支援学級の学級編制の同意について」を参照

### ア 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校委員会の運営や推進役といった役割を担っています。具体的に次のような活動が考えられます。

#### 〈校内における役割〉

- 校内委員会のための情報の収集・準備
- 担任への支援
- 校内研修の企画・運営

#### 〈外部の関係機関との連絡調整などの役割〉

- 関係機関の情報収集・整理
- 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
- 専門家チーム、巡回相談員との連携

#### 〈保護者に対する相談窓口〉

コーディネーターの基本的な役割は、「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の幼児児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年1月文部科学省）（以下、「ガイドライン」という。）に左のように示されています。

ここでは、コーディネーター

の役割を大きく「校内における役割」「外部の関係機関との連絡調整などの役割」「保護者に対する相談窓口」の三つとしています。

さらに、コーディネーターの果たすべき校内における役割は、大きくは校内の特別支援教育全体に関する内容と個別的支援に関する内容に分けることができます。

校内の特別支援教育全体に関する具体的な内容としては、特別支援教育の組織や運営計画の立案に関する事項、特別支援教育の理解啓発の推進に関する内容、校内の実態把握等に関することがあげられます。

次に、個別的な支援に関する具体的な内容としては、支援内容によって校内委員会やケース検討会議の開催等の個別支援に関することです。幼稚園、小・中学校、高等学校のコーディネーターには、これらの事項を推進する役割があります。

特別支援学校のコーディネーターは、自校における校内の特別支援教育全体や個別的支援に関する内容に加え、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校に対するセンター的機能に関する内容が加わることとなります。また、各学校の支援地域での連携体制の整備や「地区特別支援連携協議会」「広域特別支援連携協議会専門部会」の事務局、関係機関との連携の構築等、特に地域の支援ネットワークの形成に関わる内容が含まれてきます。したがって、特別支援学校では、コーディネーターの役割に地域支援の要素も含まれるため、複数の教員が指名されることもあります。



#### イ 特別支援教育コーディネーターの責務

平成19年4月1日に文部科学省初等中等教育局長名で出された「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号）では、幼稚園、小・中学校、高等学校における「特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」として、「特別支援教育に関する校内委員会の設置」「実態把握」「特別支援教育コーディネーターの指名」「関係機関との連携を図った『個別の教育支援計画』の策定と活用」「『個別の指導計画』の作成」「教員の専門性の向上」について述べています。これら学校における体制の整備及び必要な取組を行うことの本質は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであることはいふまでもありません。目的を達成させるための支援体制の整備及び必要な取組の推進役という重要な役割を担うのが、コーディネーターの大きな責務です。

#### ウ 特別支援教育コーディネーターの分掌上の位置づけ

コーディネーターは、校務分掌上に位置づけることが求められ、「ガイドライン」では、コーディネーターに、教頭や教務主任、生徒指導主任、養護教諭が指名されることも想定されています。しかし、本来の業務とコーディネーターの役割を兼任することは、現在の学校現場の実状を勘案すると非常に困難であるということもいえます。また、学級担任をしながら、コーディネーターを担当することが難しいことも同様です。このように、コーディネーターが他の校務分掌上の仕事をしながら連絡・調整機能を果たすことは容易なことではなく、現時点では、人的な支援や授業時間数などの配慮も乏しい状態です。

また、特別支援学校のコーディネーターについても、本県では、前述した「地区特別支援連携協議会」「広域特別支援連携協議会専門部会」の事務局を担っている特別支援学校へ週に5から27時間程度の人的な配置を行い、地域支援等の機能を果たしやすくしてはいるものの、専門性の向上を目的とした研修の保障という側面からは、必ずしも十分とはいえません。

そこで、コーディネーターの仕事の負担を軽減するためや、コーディネーターに求められる多様な専門性を複数の教員で補うための工夫として、複数のコーディネーターを指名し、チームでコーディネート機能を向上させるということも考えなければなりません。

中教審答申の中間報告に対して、全国都道府県教育長協議会が出した、「中央教育審議会『特別支援教育を推進するための制度の在り方について』（中間報告）に関する意見（案）」では、「保護者や関係機関との連絡調整を行う『特別支援教育コーディネーター』は、(～中略～)校務分掌における位置づけを示さず各学校における運用に委ねることは、特別支援教育全体の形骸化につながると懸念される。」と述べた上で、「学校における今後の組織の在り方については、主幹などの新たな職制の導入や主任制の運用などについて各都道府県の状況に差異があることから、当面、学校教育法施行規則第22条の6（第55条及び第73条の16）に規定されている『その他の主任等』を例示し、都道府県が法令上の根拠の基に実情に応じた運用ができるような記述をお願いしたい。」と記載しています。しかし、未だコーディネーターはその位置づけが法令上明確にされておらず、あいまいなままです。今後、その機能を十分発揮するためや研修の充実等を図るための根拠として、法令上での明確化が望まれるところです。

## エ 校内外の資源を生かす取組

コーディネーターの重要な役割として、校内外の連絡・調整の中心となることや特別な教育的支援が必要な子ども一人一人の実態を把握して、より適切な指導方法や支援について校内において共通理解を図ることがあげられます。このように校内における連絡・調整の役割と校外の関係機関との連絡・調整の役割という2つの連携の中心的な存在になることが求められているのです。

校内での可能な支援を考え、地域の関係機関との連携を図っていくためには、校内でどのような支援が可能なのか、各校の実状に即した把握をしておくことが必要です。また、地域の関係機関との連携を図るためには、業務内容を把握しておくことも重要です。

校内の支援を推進する際には、学級や学年間の連携の体制を考えるだけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等の校内で活用可能な人的資源にも目を向ける必要があります。養護教諭やスクールカウンセラーは「指導」よりも「支援・援助」の役割を専門としているということができ、特別支援教育を校内で推進するためには重要な存在です。

また、コーディネーターは地域の関係機関との連携に際して、子どもの学校生活を中心に家庭と地域とをつなぐ取組もその役割としては欠かせません。そのためには、地域の保健や福祉部局、例えば、保健師や福祉分野の地域療育等支援コーディネーター等の業務内容も把握し、どのような場合に連携を求めればよいのか判断する必要があります。

このように、特別支援教育を推進する中で、コーディネーターは、校内外にどのような連携ができる資源があるのか整理し、支援を行うための連携を日ごろから考えておかななくてはなりません。

## オ 特別支援教育コーディネーターに必要な知識・技能

上記の図は、国立特殊教育総合研究所（現「国立特別支援教育総合研究所」）から出された『特別支援教育コーディネーターに関する実際研究』（報告書）（平成18年3月）に記載されている「特別支援教育コーディネーターの役割・機能について」において松村勘由氏が用いた図を転載したものです。これによると、コーディネーターの役割は、「保護者、教員への教育相談窓口」「校内外の関係者との連絡・調整機能」「地域の関係機関とのネットワークの構築」「教育的支援の充実」など、多方面にわたっており、そのための資質や知識・技能は、「カウンセリングマインド」「カウンセリング技法」「障害についての知識」等、11項目にのぼります。

## (2) 校内委員会の活用について

### ア 校内委員会の設置

#### (ア) 校内委員会の役割

校内委員会は、学校・園の特別支援教育を進めるうえで、その中心となって支援を推進していくことを目的としている組織です。そのための具体的な役割について、「ガイドライン」には次のように示されています。

#### <ガイドラインによる校（園）内委員会の役割>

- 学習面や行動面で特別な支援が必要な児童生徒に早期に気付く。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方を具体化する。
- 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする個別の支援計画を作成する。
- 校内関係者と連携して、特別な教育的支援を必要とする個別の指導計画を作成する。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- 専門家チームに判断を求めるかどうかを検討する。なお、LD、ADHD、高機能自閉症の判断を教員が行うものではないことに十分注意すること。
- 保護者相談の窓口となるとともに、理解推進の中心となる。

#### (イ) 校内委員会の構成メンバー

学校・園として、校内委員会にどんな役割を期待するかによって、構成メンバーも決まってきます。構成メンバーの数が多いと情報も知恵も多く集まりますが、反面、委員会を設定することが困難になり、機動性が低くなることもあります。したがって、固定のメンバーと、内容によって参加する臨時のメンバーに分けるなど、各校・園の実状に合わせて考えることも大切です。



#### <活用できる校（園）内の人材>

- ◆ 特別支援教育に関する知識や専門性のある人材  
[特別支援学級担任、通級指導教室担当、スクールカウンセラー等]
- ◆ 幼児児童生徒に関する具体的情報を把握している人材  
[学級担任、教科担任、専科教員、養護教諭等]
- ◆ 日常から、多くの幼児児童生徒にかかわりを持ち、どの幼児児童生徒にも緊急の対応ができる人材 [養護教諭、支援員等]
- ◆ 担任の支援に当たりやすい人材  
[学年主任、専科教員、養護教諭、支援員等]
- ◆ 関連する組織を責任をもって動かせる人材  
[教務主任、学年主任、生徒指導担当等]
- ◆ 決定や判断をする権限をもち迅速な対応が図れる人材  
[校長、園長、教頭、各主任等]

#### (ウ) 校内委員会の組織編制

校内委員会は新しくつくるにしても、既存の組織を生かしてつくるにしても、学校・園の実状に合わせて設置すればよいでしょう。既存の組織を利用すれば、無理をすることなくつくることができますが、活動内容に限界が生じやすくなることもあります。反対に、新しくつくれば校務分掌の負担は大きくなりますが、必要な人材を集めることができ、迅速に特別支援教育を推進することにつながります。

つまりは、学校・園が何を目指し、どのような組織ならできるのか、現状に照らして決めることが大切です。

#### イ 校内委員会の運営

##### (ア) 校内委員会の開催

校内委員会は、常に幼児児童生徒や学級の状況を把握して必要な対策を検討することが必要です。そのためには、工夫して時間を生み出し、定期的開催することや、各月の行事予定に位置づけることが望ましいといえるでしょう。また、必要に応じて臨時に話し合いをもつことを年度初めに共通理解しておくことも必要です。

##### (イ) 年間活動計画

校内委員会がよりよく役割を果たすためには、年間活動計画を作成しておくことが必要で、開催時期と内容を簡潔に表にまとめ、全教職員に周知しておくといよいでしょう。

#### <年間活動計画の一般的な内容>

- 実態把握の方法の検討
- 実態把握に基づく、必要な支援の検討
- 「個別の指導計画」の作成について
- 「個別の教育支援計画」の作成について
- 研修会の内容と時期、依頼する講師などについて
- 保護者への理解・啓発の方法について
- 評価と次年度計画について
- その他（幼児児童生徒と学級の状態に関する情報と具体的な対策）

#### (ウ) 校内委員会の主な活動内容と取組方法

支援が必要な幼児児童生徒の存在に早期に気づく。



まずは、年度当初に各学級から問題をかかえている幼児児童生徒を報告してもらいます。すなわち教師の観察（気づき）が実態把握の第一歩となります。実態把握にはチェックシートなどを利用することもあります。（【特別支援教育コーディネーターハンドブック資料編】P.92～95を参照）その場合に留意することは、チェックシートは、あくまでもスクリーニングのためのツールであるということです。また、気になる子どもと、そうでない子どもに大まかに分けるといことが目的ですから、全員に対して実施する必要があります。

支援が必要な幼児児童生徒の実態を詳細に把握する。

困難な状況に気づいたら、実態把握整理表等を利用して、さらに詳細な実態把握を行

い、その背景を考察します。(【特別支援教育コーディネーターハンドブック資料編】P.96, 97を参照) 実態把握はともすると、子どもの悪い面、できない面を中心にしてしまいがちですが、事実を冷静につかみ、子どもの良さにも気づくようにすることが大切です。また、複数の教師の目で見ることによって、新しい事実が明らかになることもあります。場合によっては、保護者の了解を得て、専門家に心理検査を依頼することも必要でしょう。この心理検査の結果を支援に生かしていくためには、普段から子どもの姿を一番よく知っている教師が、心理検査上では現れてこない生活上の行動を検査結果と照らし合わせていくことが必要です。また、家庭での様子を保護者から聞くことで具体的な支援方法につながるヒントが得られることもあります。したがって、子どものできない面の情報を集めることに終始するのではなく、困難さの背景にある原因を探り、支援につなげていくことが大切です。

困難な状況乗り越える方法(具体的な支援)を考える。

一番重要な段階です。ここで、専門家の助言を受けることができると、大きな力となることが多くあります。しかし、専門家といっても対象となる子どものことについては、資料から判断したり、半日程度、学校・園での様子を見たりするだけです。時には、学校・園や子どもの実態に合わない方法を提示されることがあるかもしれません。しかし、それを参考にして、これからの指導に生かせるようにしていくのも校内委員会の役割となります。

大切なことは、教師の今までの経験の中に隠されている、多くのノウハウやヒントを子どもの困難な状況に照らし合わせて、支援を始めることです。そのために、関係する職員が必要に応じてケース検討会議等を開き、それぞれがもつアイデアを出し合うようにします。その方法として、「インシデント・プロセス法」「ブレインライティング法」等(【特別支援教育コーディネーターハンドブック】P.13～15を参照)があります。



こうしてまとめられた具体的な支援の内容が「個別の指導計画」となります。ここで留意することは、議論が「どうして、今までうまくいかなかったのか」という方向に進まないようにすることです。また、今まで指導に当たってきた担当者が非難されたような感じになり、元気を失ってしまうことは避けたいものです。つまり、これからどうするかを考えることが目的であって、責任者探しをすることではないということです。

「個別の指導計画」に沿って実施したうえで、困難な状況がどうなったかを把握して、必要に応じて改善する。

P D C A \*サイクルの考え方で、実施した結果を評価して、必要に応じて改善し実施していくことが大切です。計画は修正していくために立てられると考えてください。

\* P (Plan : 計画) - D (Do : 実施) - C (Check : 評価) - A (Action : 修正)

## ウ 校内委員会の運営の工夫

一人一人の子どもや担任への具体的な支援につなげていくためには、「楽に取り組み、役に立つ」持続可能な校内委員会にしていくことが必要です。

そのためのポイントは次のとおりです。

- ①重要な情報は資料としますが、資料作成に時間をかけ過ぎないことです。建前や抽象的な記述は役に立ちません。具体的に記述します。
- ②会議を短時間でを行うために、事例報告は短時間（最長20分以内）で行います。資料を読むような報告は避けて、重要なエピソードの紹介を行います。
- ③意見の違いは尊重するようにします。ただし、違いとその根拠を明確に整理しておくことです。
- ④支援の全体像が明確にならない場合でも、実行可能で具体的な当面の対応や留意事項を明確にして文章化します。
- ⑤キーワードは「楽に取り組み、役に立つ」。役立たせるためには「具体性」が重要となります。

### (3) 特別支援学級等の弾力的運用について

#### ア 弾力的運用の発端

平成19年4月より、「特殊学級」は「特別支援学級」に名称が変わりました。その在り方については、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成16年3月)で示されています。その中で、次のような検討すべき点があることが指摘されました。

障害のない児童生徒との交流の重要性と多くの時間を交流学习にあてている実態を踏まえれば、固定式の教育の場を設ける必要がないのではないかと。

専門的な知識や技能を有する特殊学級の担当教員は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の教育のためにはもちろん、関係機関との連絡・調整役となるコーディネーターとして活用されるべきではないかと。

特殊学級に蓄積された指導上の知識および経験ならびに設備および機器は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導にも広く活かされるべきであり、特定の児童生徒のみの特別の場として位置づけることは適当ではない。

このような指摘を踏まえ、「特殊教育」の中で培われた資源を有効に活用して、より高い教育的支援を行うことを考えていく中で、「特殊学級」のあり方が検討され、「特別支援学級の弾力的運用」の取組が始まっています。

#### イ 弾力的運用とは

「弾力的運用」とは、特別支援学級等の担任が特別支援学級に在籍している児童生徒の指導に支障がないことを前提にして、通常の学級に在籍している特別な支援を必要としている児童生徒を指導することをいいます。

小・中学校では、障害のある子どもの指導を行う場として、現行制度では、「特別支援学級」と「通級による指導」があります。一方、通常の学級に在籍している児童生徒に対して、「弾力的運用」を進めていく上では、現行制度下の運用なので、「学級設置」の根拠となる対象の障害種別や障害の程度等については、十分に熟知し取り組みたいものです。



「弾力的運用」の重要な点は、特別支援学級を担当する先生の専門性をいかに工夫して活かしていくかという点で、結果として通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に支援(教師の具体的な指導の手だて)が届くことです。

特別支援学級の弾力的運用は、在籍する児童生徒の「一人ひとりの教育的ニーズに応じる」教育を行うとともに、現時点では、可能な範囲で「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」を支援する小・中学校の中の重要な特別支援教育の拠点といえます。

#### ウ 「特別支援学級」の弾力的運用の実際

県教育委員会では、弾力的運用について、例年出される特別支援学級等の設置のための事前協議の資料に、特別支援学級等の運営に関する留意事項として次のような例示をしています。この内容は、第3章 資料編資料2(P.90)を参照してください。

##### < 特別支援学級等の運営に関する留意事項 >

- (1) 特別支援教育への転換に鑑み、特別支援学級等の担任については、校内において特別支援教育の推進に関する中心的な役割を果たすように努めること。
- (2) 特別支援学級等の担任については、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えられるようにするため、専門性の向上に努めること。
- (3) 特別支援学級等の担任については、特別支援学級の弾力的運用を図る中で、必要に応じてその専門性を活用して、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援に努めること。

その際は、次の例示を参考にすること。

< 例 1 > 放課後における指導

< 例 2 > 在籍児童生徒が交流学習に行っている時間の指導  
(取り出して行う指導、T・Tによる指導、校内巡回による指導等)

< 例 3 > 在籍児童生徒に付き添って交流学習に行った先の教室での指導  
(T・Tによる指導等)

< 例 4 > 学級担任以外の教員が特別支援学級の授業を受け持っている時間の指導  
(T・Tによる指導、取り出して行う指導等)



上記の例示にあるように、弾力的運用は、放課後の時間、交流学習の時間、特別支援学級の担任の空き時間等を利用して行うこととなります。各学校の実態(特別支援学級に在籍している児童生徒数及び障害の状態等、特別支援学級の担任者数等)によって、弾力的運用の内容や時間数は違ってきます。コーディネーターを中心に校内委員会などで検討し、全校の共通理解の中で進めてください。

## 第2章 実践編

### 実践1 苦手なことを知ろう ～実態に配慮した授業づくり～

<はじめに>

特別支援学級の児童生徒の障害の状態は一人一人異なっているので、必然的にそれぞれの指導内容や方法も異なります。ですから、実態把握を適切に行い、指導に生かすことが大切です。そこで、今回は実態に配慮した授業づくりという観点から実践例を紹介します。

#### 1 実態把握

聞く	聞くことが苦手である。一斉の指示を理解できないことが多い。個別にわかりやすい方法（絵や図など）で指示をすると内容を理解することができる。
読む・書く	ひらがな・カタカナの読み書きはできる。簡単な文の音読もできるが、意味を理解することは難しい。決まったパターンの文は書くことができる。しかし、ほとんどは頭に浮かんだことばを羅列して文を書くことが多い。
話す	ことばを使ってコミュニケーションをとることが苦手である。名詞単語のみの表現になることが多く、自分の気持ちや状況を説明することが難しい。話の内容も自分の興味関心を中心となり、相手の立場になって考えることは難しい。

ねがい：ことばによる表現力を身につけてほしい

#### 2 ことばによる表現力を育てるための手だてと学習活動

読む・書く



文づくり



学習活動

- 1 「動き」と「ことば」を合わせた文を書く。
- 2 「人」を表すことばを入れた文を書く。
- 3 **場所を入れた文を書く。... 実践例1**
- 4 「手段」を入れた文を書く。
- 5 学習したことを生かして文を作る。



話す



音読練習



学習活動

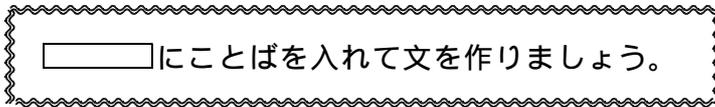
- 1 短い詩を読んだり書いたりする。
- 2 一緒に読んだり役割を決めて読んだりする。
- 3 気持ちを考えたり様子を思い浮かべたりしながら読む。
- 4 **発表会に向けて準備や練習をする。... 実践例2**
- 5 お客さん呼んで発表会を開く。  
\* 音読がんばりカードにめあてや感想を記入する。

### 3 実践例

#### 例1：場所を入れた文を書く

##### (1) 学習活動

今日の学習について見通しをもつ。



□の中にどんなことばを入れるのか確かめる。  
絵カードをみながら「どこ」ということばを入れる。  
「だれ」「なに」「どうした」のことばを入れる。  
助詞を入れて文を完成する。

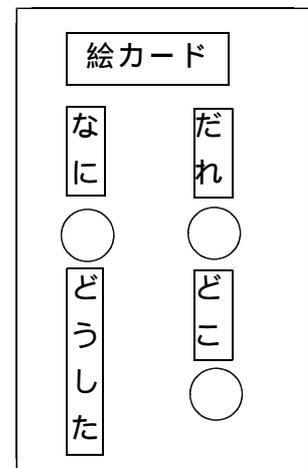
##### (2) 学習の成果

すべてのステップを同じ学習過程で行うことにより手順を理解し、見通しをもって学習に取り組むことができた。

絵カードとことばを関係づけることによりことばの意味をとらえることができた。  
穴埋め形式のプリントを使用したので、「だれ」「どこ」「なに」「どうした」ということばを意識することができた。

正しい文型を知り、自分なりに応用して使うことができるようになった。

#### <プリント>



#### 例2：発表会にむけて準備や練習をする

##### (1) 学習活動



音読練習を進めるとともに、絵や工作が得意な子どもが、看板やペーパースートなどの小道具を作りました。ほかの子どもたちも色塗りや組み立てなどを手伝い、みんなで協力して発表会への準備を行いました。

##### (2) 学習の成果

短い詩から練習したため、音読に対する抵抗感がなくなってきた。

一緒に読んだり、役割を決めて読んだりすることによって楽しく練習できた。

動作化することにより登場人物の気持ちを考えたり、様子を思い浮かべたりすることができた。

発表する機会を得て相手に伝えようとする意識が高まった。

「音読がんばりカード」に記入することにより文を書くことにも慣れてきた。

## 実践2 まず、やってみよう ～「自立活動」その1～

<はじめに>

「自立活動」って何ですか？と質問されたら、どう答えますか。

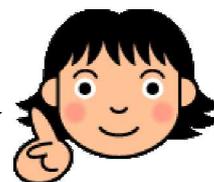
特別支援学校では、きっと「それはね・・・。」と私たちが考える国語や算数といった教科指導と同じように答えてくれると思います。しかし、特別支援学級では、自立活動が時間割の中に設定されていることが多いとはいえないので、「何となくわかるけれども、実際にはよくわからない」と言う方が多いのではないのでしょうか。

ここでは自立活動の実践をいくつか紹介しながら、簡単に説明をしたいと思います。

「自立活動」を時間割に位置づけてやってみようと思う方が増えることを願っています。

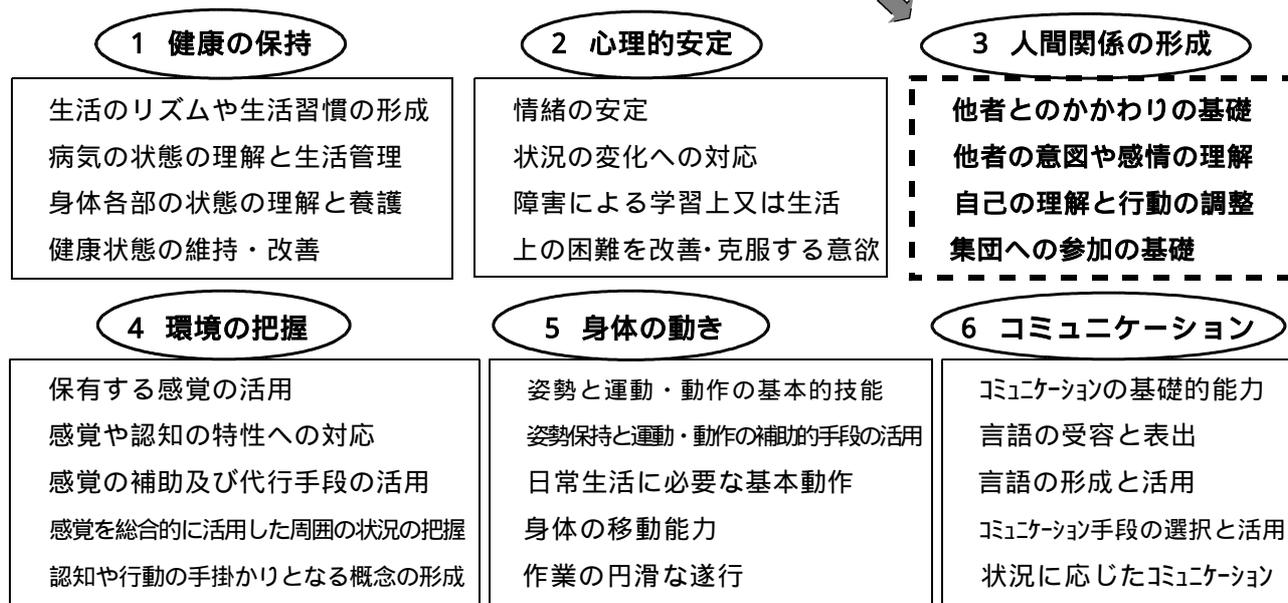
### 1 自立活動とは・・・

障害の克服・改善を意図した指導である。  
以前は、「養護・訓練」と呼ばれていた。  
障害特性に配慮した指導である。



### 2 自立活動の6つの区分と項目

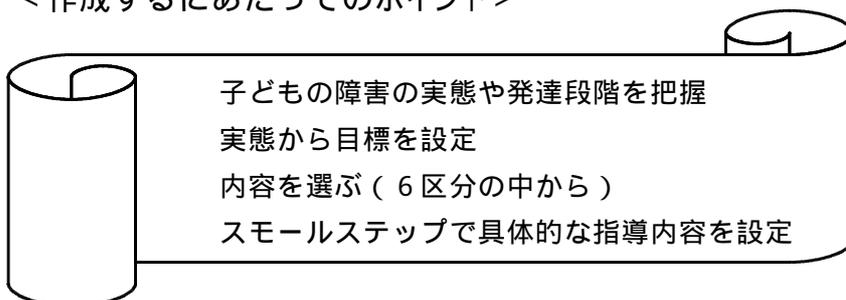
新しく加わった区分



### 3 自立活動の「個別の指導計画」を考えてみよう

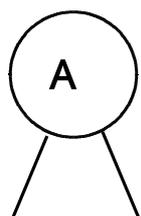
詳しくは、「特別支援学校学習指導要領を参照してください。

<作成するにあたってのポイント>



活動計画のおおまかな流れ

< 児童Aの場合 >



児童の実態

- ・ 自閉傾向がある。
- ・ 言語の理解や表出は多い。
- ・ 多動や衝動性がある。
- ・ 相手の立場になって考えることが難しい。
- ・ ゲームで負けると怒り出す。
- ・ 学年が下の子どもたちには比較的優しい。

目標

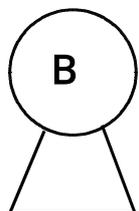
- ・ 相手の立場に立って声をかけたり返事をしたりする。
- ・ ルールを守って活動する。
- ・ コミュニケーションの力をつける。

学習指導要領の観点

6 (コミュニケーション)      3 (人間関係の形成)

指導形態	活動のねらい	活動内容
個別指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲームを行いながら，ルールや順番を守る練習を行う。</li> <li>・ 勝っても負けてもゲームであることを伝え，気持ちのコントロールの方法を学ぶ。</li> <li>・ うれしかったときや悔しかったときの気持ちをことばで伝える。</li> </ul>	トランプ オセロ ジェンガ
グループでの学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友だちと活動することが楽しいことを体験する。</li> <li>・ 活動の準備や後かたづけを協力して行う。</li> <li>・ 自分の気持ちをことばで友だちに伝える。</li> </ul>	かるた すごろく ドミノ 等

< 児童Bの場合 >



児童の実態

- ・ 国語と算数に2学年ほどの遅れがある。
- ・ 衝動的で，感情の起伏が激しい傾向。
- ・ 人なつっこい。
- ・ 手先が不器用であり，ボールの投げ方がぎこちない。

目標

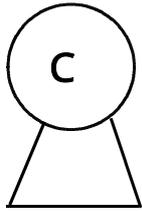
- ・ 相手との人間関係構築を学習していく。
- ・ 自分の気持ちに気づき，ことばで表す。
- ・ 国語と算数についてできることを増やす。

学習指導要領の観点

2 (心理的な安定)      6 (コミュニケーション)

指導形態	活動のねらい	国語・算数の留意点	学習を媒介としたSSTの留意点
個別指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国語と算数の学習で達成感を味わせるとともに，自尊心を高める。</li> <li>・ 1対1の安心した環境の中でソーシャルスキルを学び(SST)，不安定な場面での気持ちのコントロール方法に気づく。</li> </ul>	国語 ➡ ・ 漢字全体を意味づけしながらの学習 ・ 辞書の引き方 算数 ➡ ・ Bに合った計算方法の習得 ・ 学習用具の再考(分度器や定規など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習中，上手くできなくてパニックのなったときの不安定な気持ちを受け止め具体的な言葉で解決策をいくつか提案する。</li> <li>・ 学習の始めにめあてを決め，最後に振り返りをする。(視覚的にわかるように)</li> </ul>

## < 児童Cの場合 >



### 児童の実態

- ・落ち着きがなく，離席や教室から出て行ってしまふことがある。
- ・興味がない活動になると，長続きしない。
- ・友だちと遊びたい気持ちはあるが，うまくいかない。
- ・人との関わりは好きで，自分のことをよく教師に話している。

### 目標

- ・教師と一緒に活動することで，人と関わることの心地よさに気づく。
- ・見通しをもって活動をする。

### 学習指導要領の観点

#### 3（人間関係の形成）

指導形態	活動のねらい	教師のかかわりの留意点
集団活動の中での個別の関わり（状況に応じて個別指導）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師と手をつなぎ友だちと同じ場所に移動することができる。</li> <li>・次にする活動を知り，行動を切り替えることができるようにする。</li> <li>・楽しい雰囲気の中で，「自分にもできる」「やってみたい」という気持ちをもつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に見通しがもてるように，視覚的な手がかりを提示（掲示）する。</li> <li>・安心してその場にいることができるような空間をつくる。</li> <li>・無理強いはしないようにする。</li> <li>・楽しくわかりやすい活動を何度も設定する。</li> </ul>

## 4 自立活動を行っていくための手がかりとして

- (1) 特別支援学校・学級，ことばの教室，サポート教室（発達障害・情緒障害通級指導教室）に相談してみよう。

子どもたちの障害特性は，ひとつではなく重複している場合が多いといえます。その子どもの特性に合った指導のヒントとして，専門的に実践している学校等からのアドバイスは，とても心強いものです。電話での相談もよいのですが，できれば実際に訪問して直接話を聞いたり，教材教具を見せてもらったりすると，自分が求めている指導のイメージがわかりやすいと思います。特に，特性に配慮した教室環境などは実際に見てみないとわからないところがあります。

そうは言っても，普段なかなか教室を空けて相談に出かけることは難しいのが現状です。しかし，子どもたちが下校した後の時間を計画的に使うことや家庭訪問や個別懇談などの調整時間に問い合わせをしてみることは，少人数ならではの特別支援学級として，有効な時間の使い方かもしれません。

- (2) 思い切って！ 総合教育センター，大学と連携してみよう

専門的に研究している先生方に，実際の指導を見てもらう方法もあります。子どもの様子や実際の指導場面の参観から，指導内容や方法，教材教具などについて直接アドバイスを受けることは，大変参考になることだと思います。

- (3) 研修会などへの参加を積極的にしてみよう

自分自身の専門性を高めていくためには，前向きな気持ちでの研修会参加が大切ですね。

### 実践3 まず、やってみよう ～「自立活動」その2～

#### <はじめに> 自立活動って？

平成21年3月に告示された「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」では、自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」とあります。また、内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つに区分され26項目が示されています。

指導に当たっては、これらの中から児童生徒の実態に応じて、必要とする項目を選定し、それらを相互に関連づけながら具体的な指導内容を考えていきます。

#### <学習活動の中で...>

その子どもにとって必要な自立活動の内容は、その子どもとの関わりをとおして、より明らかになるものです。その子どもの「個別の指導計画」を参考にしながら、自立活動という特別な時間を設定することも考えられますが、日々の授業における学習活動の中で、自立活動の内容を織り交ぜながら支援していくことが考えられます。

#### 例1：「なぞりがき」

うすい線や文字をなぞる課題は、様々な生活年齢の子どもたちに設定しやすい学習課題の一つです。この課題の中には、たくさんの自立活動の内容が含まれています。

子どもの学習	主な自立活動の内容
学習に向かう時間であることを理解する。	環境の把握
状況を判断し着席する。	環境の把握
落ち着いて学習課題に向かう。	心理的な安定
教師の指示を理解する。	コミュニケーション
自分の手で筆記具を持つ。	身体の動き
書こうと思うところを注視する。	身体の動き
筆圧を調整しながら書く。	身体の動き
成果（結果）を見て喜んだりがっかりしたりする。	心理的な安定
「できた」ことを支援者に伝え思いを表現する。	コミュニケーション

学習の時間がきても、着席できない子どもは、まだ環境の把握がうまくできないことが考えられ、よりわかりやすい環境設定を工夫する必要があります。また、筆圧が弱く、なぞったことがわかりにくい子どももいます。実態にあった筆記用具を用意するなどの工夫で、自分の手の動きが認識しやすくなり、手と目の協応が円滑になることも考えられます。さらにできた喜びや達成感を味わい、教師と気持ちを共有することでコミュニケーション能力の向上も期待できます。多面的な視点をもつことで、より柔軟なアプローチが可能になります。



## 例2：「音読」

例えば、自発語が少なく、人とのコミュニケーションを積極的にとろうとしない子どもがいます。普段は黙って過ごすことが多いため、発声時の声のコントロールがうまくいきません。そこで発声することを要求する学習活動として「音読」を取り入れます。教師の範読を聞いたり、友だちと順番に読んだりする課題を設定することで、他にも様々な自立活動の内容を盛り込むことができます。その子どもらしさを理解しつつ、必要な学習を取り入れていきます。

子どもの学習の様子	主な自立活動の内容
教師の指示に従って本を開く。	心理的な安定 環境の把握 身体の動き コミュニケーション
教師が読んでいる部分を目で追う。	
友だちと順番に読む。	
友だちが読んでいるときは聞いている。	
自分の番になったら声を出して読む。	
わからない漢字があったら「教えてください」と言う。	

もちろん、「音読」以外にも「歌唱」や「劇遊び」なども有効です。子どもが興味・関心を持ちやすく、それぞれの教育活動の中で望ましい学習課題を設定しましょう。

## 例3：「ウォーキング」

生活のリズムが整いにくい子どもには、毎日決まった時間に歩く活動を設定します。通常の学級の子どもが「朝読書」をしている時間帯などの利用が考えられます。

毎日歩くことが「健康の保持」につながり、また、軽い運動をすることが「心理的な安定」を促します。歩きながら教師と季節を感じたり、しりとり遊びをしたり、追いかっこを楽しんだりして、信頼関係を築き、コミュニケーションを深めることもできます。さらに、汗をかいたらタオルで拭く、着替えるなど、基本的な生活習慣の形成にも役立ちます。



### <おわりに>

教科別の学習だけでなく、学級活動、道徳、給食、休み時間、登下校...と、様々な活動の中に自立活動の内容が含まれています。また一つの場面や課題の中に、いくつかの自立活動の指導内容を設定することも可能です。さらに、同じ自立活動の内容に対して、実態によって様々なアプローチができます。したがって指導に当たっては、その子どもの様子を見ながら、次の課題を見つけ、その子どもにあった方法で提示していく必要があります。

文字学習の一つとしての「なぞりがき」、読む力をつけるためだけの「音読」、体力をつけるためだけの「ウォーキング」ではなく、どの学習課題も必要な力を育てるためのものであることを、教師自身が理解し、自覚することが大切です。そして、その成果を保護者にも報告することが、自立活動の目標達成への近道だと考えられます。

## 実践4 やってみよう ~各教科等を合わせた指導を仕組み実践しよう~

### <はじめに>

特別支援学級の児童生徒は、それぞれの実態から指導内容を教科別、又は領域別に分けない指導、すなわち「各教科等を合わせた指導」の指導形態が、実際の学習では大切になります。

「各教科等を合わせた指導」の指導形態とは・・・

・日常生活の指導      ・遊びの指導      ・生活単元学習      ・作業学習

そのなかでも生活単元学習は、児童生徒の生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。

そこで、今回は実態に応じた、教科学習を結びつけての生活単元学習について、実践例を紹介します。

### 実践例1：「カレンダーをつくって、プレゼントしよう」

秋から冬にかけて行う単元です。特別支援学級で製作したカレンダーを全クラスに配り、1年間掲示してもらいます。交流学級や職員室等だけでなく普段は交流が少なくなりがちなクラスにも配り、お互いを知る機会にします。

カレンダーづくりは、児童生徒一人一人の実態が違って、個々の目標やねらいが設定しやすいと考えられます。また、少人数でも多人数でも取り組める活動です。

- (1) 単元の目標
- ・ 12か月それぞれの月に合った絵や文を考えて、カレンダーづくりをする。
  - ・ でき上がったカレンダーを各クラスを訪ねて配り、1年間教室に掛けてもらい、喜んでもらう。

#### (2) 指導内容

[各教科] 国語：季節や月に合った言葉と文づくり、日付や曜日について

算数：1～31まで数字を書く。(順序数)

生活：季節や月の行事・風物を調べる、考える。

図工：季節や月に合った絵を描く。

[特別活動]・ 作業分担の話合い  
(製作する月・印刷・綴じ等)

・ 配布分担の話合い

[道徳] ・ 喜びの共有

・ 感謝の気持ち

[自立活動]・ 全クラスやお世話になっている人や先生へ、親しみを込めて配るための会話

・ 配付時の落ち着いた行動



## 実践例 2 : 「お家の人を招いて 楽しいお茶会をしよう」

### ～ 食育「食事のマナーを知ろう」「収穫したものでつくろう」～

この単元は、春から育ててきた野菜を使ってお菓子づくりをし、お家の方々を招いてお茶会をした単元です。今回は、他にも「食事のマナーを知ろう」の学習を含め食育にも着目しました。また、その様子をビデオに撮っておいて、お家の人にも活動の様子を見ていただき、一緒に振り返ることでこれからの生活に役立てようとしてしました。

この単元では、教師は主に三つの学習活動について目標やねらいがあいまいにならないように気をつけて取り組みました。しかし、食育は子どもの意見や希望を取り入れやすく、生活上の課題を見つけ解決することで、生活に根ざした学習だと考えられます。

そして、子どもたちができる力を発揮し、わかって、できて、楽しい経験ができるようにしたいものです。

- (1) 単元の目標
- ・ 収穫したさつまいもを使って、協力してお菓子づくりができる。
  - ・ 食事のマナーについて振り返り、気づくことができる。
  - ・ お家の人とマナーよく、お茶会ができる。

#### (2) 学習活動

実習：みんなで お菓子づくり・・・ 収穫したさつまいもで蒸しケーキを作る。

学習：食事のマナー・・・「気をつけましょう」

・ 準備：手を洗いましょう。身支度をしましょう。

・ 食事中：・好き嫌いなく、なんでも食べましょう。

・ 良い姿勢で食べましょう。

まとめ：お家の人を招いて お茶会・・・ 手を洗う ・ 静かに座る ・ 待つ

・ 「いただきます」をする ・ 落ち着いて食べる ・ 仲よく、楽しく過ごす

・ 他の友だちを待つ ・ みんなでビデオを見る ・ 先生の話聞く

・ 「ごちそうさま」をする ・ 片づける 等

#### (3) 指導内容

[各教科] 国語：招待状を書く。(文字・文の学習、「いつ」「どこで」「何を」を意識する)

算数：金銭の計算

家庭科(生活)：何を作るか、材料や手順を本やパソコンを使って調べる。  
お菓子をつくる。

社会：道を調べて、地域の店に買い物に行く。

[特別活動]・ 買い物や実習やお茶会の進行の役割分担。

・ 望ましい食事のマナーを知り、振り返る。

[道徳] ・ 各活動での安全への配慮

・ 仲よく協力して活動

[自立活動]・ 各活動での落ち着いた態度

・ お店や家の人との会話

([総合的な学習の時間] 季節の花や野菜を調べて育てる。)

\* 子どもの実態に応じて指導内容は、もっと深めることもできます。



## 実践5 やってみよう ~時間割編成に至るまで~

### <はじめに>

特別支援学級は、通常の学級の子どもたちとは違った特別の教育課程のもと、教育活動が展開されています。特別支援学級に在籍する子どもたちが複数の場合は、時間割編成にはかなりの工夫が必要となってきます。そこで、ここでは在籍数が5人以上の多人数であることをモデルとして（交流学級が2学年3学級にまたがる。）時間割編成の手順と留意する点について考えます。

### <時間割編成の手順>

#### 1 年度当初に共通理解を図ります。

時間割編成に当たっては、特別支援学級だけで、時間割を組むことはできません。そのため年度当初の職員会議で、まずは特別支援学級の児童生徒の様子を知らせ、どのような教育活動を展開していくかを提案します。そのことで、教職員の共通理解が図られます。また、併せて、交流学級の担任との十分な話し合いが大切になります。

#### 2 交流学級の担任との話し合いをします。

子どもたちに、何を、どう、教えていくかの共通理解を図ります。特別支援学級では、子どもたちに、こんな力を付けさせるために、個別にこの教科をこんな風に学習させたい、また、交流学級では、多くの子どもたちと一緒に学習することによって、このような教育的効果が期待できるので、交流学級での学習を展開していく、ということがはっきりと認識できるようにしましょう。

交流学級での学習に、特別支援学級の担任が付き添えるかという点を、はっきりさせておきましょう。例えば、体育を交流学級で学習する時に、特別支援学級担任がその時間にはどうしても付き添えない場合は、教務主任や特別支援教育コーディネーターなどと相談し、校内体制を工夫して取り組めるようにします。

#### 3 前年度からの引継ぎを確認します。

前年度からの情報をもとに、子どもたちが、特別支援学級で学ぶ教科、領域等を決めていきます。その際、子どもたちにとって、よりベターな教育環境を提供できるようにすることを念頭におきましょう。また、前年度の個別の教育支援計画や個別の指導計画の内容や、保護者の願いを確認しておくことも大切です。それらの多くの情報を反映させながら、時間割の編成へと入っていきます。

#### 4 まずは、交流学級の時間割を入手します。

交流学級の時間割をもとに、2学年3学級にまたがる時間割の枠を作成します。

次ページの図【特別支援学級時間割】の左の欄のコマには、交流学級の時間割が打ち込んであります。

#### 5 次に右側の欄のコマに、特別支援学級で学習する教科等を打ち込んでいきます。

交流学級で学習する教科等については、右の欄にも同じ教科名が入ることになります。ここで、調整が必要となってきます。

## 6 調整

特に高学年になると交換授業，教務からの出張授業等が絡んできますので，出張授業をする教師の持ち時間等の調整が必要となってきます。

この時間割編成の作業には，十分な話し合いとともに，困ったときは，管理職を始め，教務主任，関係する学年の教師等に相談し，重なってしまった時間の調整をします。

## 7 完成

様々な調整を行い，できあがったのが，下の時間割【特別支援学級時間割】です。担当時間の調整がうまくいかず，時間割の完成が遅れたり，最初から，全校のものを組み直さなくてはならなくなったりして，校内全体の教育活動に影響を及ぼす可能性があるので注意が必要です。

## 8 ポイント

特別支援学級の学習を進めるに当たっては，交流学級担任との連携が重要です。今後も，何かにつけ，情報交換や相談をしながら，取組を進めていくのですから，この時期に連携を深めることが大事です。その意味でも，時間割をとおして信頼関係を深めるチャンスといえるでしょう。

時間割の編成は，在籍児童生徒が多学年，多学級にまたがればまたがるほど，困難になることが考えられますが，前述のポイントを押さえて作業に当たれば，子どもたちに対してよりよい指導・支援を行うための時間割を，全教職員の共通理解のもと作り上げることができることでしょう。

## 実践6 手をつなごう ～小・中学校の連携～

### <はじめに>

特別支援学級では障害のある子どもたちに対して、小学校は小学校で、中学校は中学校でというように、それぞれの独自性の中で、個々の発達段階や実態に応じた指導・支援が行われています。

そこで、小学校から中学校への進学は、子どもたちにとって生活環境が大きく変わる節目であることや、新しい環境に慣れるということが大変となると考えられます。特に、特別な支援を必要とする子どもたちにとっては、人一倍大変なことでしょう。ですから、進学を予定している中学校では、小学校に在籍しているときから実態把握に努めることは、学校間の連携や教育の連続性から、とても大切なこととなります。

ここでは、小・中学校間の連携を計画的に行い、子どもたちが新しい環境に少しでも早く適応できるようにするための取組を紹介します。



### <連携の1年間の流れ>

月	行事等	連携関係者	連携の内容・留意点
5月	家庭訪問	保護者 小学校（特別支援学級 ・交流学級担任）	・進学について、本人の希望と保護者の願いを聞きます。また、個別の教育支援計画の目標について話し合います。
6月	特別支援学校オープン教室 希望する進学先との連携を始めます。	特別支援学校 保護者・児童 小学校 （特支コーディネーター ・特別支援学級担任）	・地域の特別支援学校の施設や授業の様子を見学します。 ・この段階で特別支援学校を希望していない場合にも、参考のため見学することを勧めてみます。
7月	保護者の 中学校授業参観	中学校 保護者 小学校 （特支コーディネーター）	・中学校の交流学級・特別支援学級それぞれの授業を参観します。 ・保護者と中学校職員との顔合わせと、中学校生活について懇談します。 ・訪問に際しては、小学校の校長を通じてお願いします。
6～ 8月	教育相談及び検査	教育相談機関 保護者・児童 小学校 （特支コーディネーター ・特別支援学級担任・交流学級担任）	・県総合教育センター、特別支援学校、県発達障害者支援センター、児童相談所、医療機関などと、進学に関して相談します。また必要に応じて個別心理検査等を実施することも考えられます。 ・小学校の担任も同行しアドバイスを今後の学校生活に生かすようにします。

月	行事等	連携関係者	連 携 の 内 容・留意点
9月	学園祭見学	中学校 保護者・児童 小学校・担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の学園祭を見学し，行事の様子から中学校生活のイメージをつくるようにします。</li> <li>・小学校では，生活単元学習などの時間を利用して中学校を訪問します。</li> </ul>
10月	小学校の授業参観	中学校 小学校 (特支コーディネーター ・特別支援学級担任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校職員が小学校の特別支援学級(教室)，交流学級の授業の様子を参観し，参観後には小学校担当者(交流学級担任も同席)との懇談を行います。</li> </ul>
10月	特別支援学校に進学の際に必要な資料作成	小学校 (学校長・特別支援学級担任) 市町村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校へ進学を希望する場合には，この時期に，学校長を通じて市町村教育委員会と連携し，手続きを進めます。</li> <li>・小学校担任も特別支援学校に進学の際の手続きを確認しておきましょう。</li> </ul>
11月	中学校の見学	児童 中学校 小学校 (特支コーディネーター ・特別支援学級担任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級児童が，中学校の施設や授業を見学します。</li> <li>・この機会に中学校の特別支援学級では，小学生を迎えて交流会などを計画することもよいでしょう。</li> <li>・特別支援学級担任だけでなく，中学校の校長先生，教頭先生，養護教諭などの先生と顔を合わせ，知り合うことで安心感をもつことができます。</li> </ul>
	市町村教育委員会との連携	市町村教育委員会 小学校(校長・特支コーディネーター・特別支援学級担任) 中学校(学校長・特支コーディネーター・特別支援学級担任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の中学校特別支援学級入級希望児童について状況のを説明</li> <li>・市町村教育委員会や中学校に説明する前には，保護者との面談を行い，中学校における支援の内容について，確認をしておきます。</li> <li>・必要に応じて，保護者と市町村教育委員会担当との話し合いを行います。</li> </ul>
11月 12月	個別懇談		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と進学や卒業までの支援について懇談します。</li> </ul>
12月	特別支援学級設置に関するヒアリングのための資料の作成	小学校 (特別支援学級担任) 市町村教育委員会 中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級の入級に関する手続きは基本的には，中学校で行いますが，個別調査票など児童の実態に関わる内容で中学校では作成が難しい資料については，小学校担任が協力することもあります。</li> </ul>



資料編 資料3 参照



## 実践7 手をつなごう ～交流学級担任との連携～

### <はじめに>

「地域の友だちと一緒に学びたい、大人になっても地域で生活していくために、地域の子どもたちに我が子のことを理解してもらいたい。」、保護者にはこんな願いがあります。

この思いにどう応えていくかは、特別支援学級等の担任の力量が問われます。とはいえ、自分の思いと、交流学級担任との思いが重ならないと、思うような交流の実践はできません。

また、学級担任として受け持っている子どもが、多学年にまたがっていたり、日常生活において頻繁に支援を必要としたりするなど、子どもの実態や学校の状況によっても交流学習の進め方に大きな違いがありますが、どのような状況におかれていても、ともに学ぶよさを追求することで、集団の中で子どもたちは成長するのだと考えています。

ここでは、交流学習の様子を紹介します。担当は小学5年生2人。排泄の支援が一部必要で、音楽・体育以外の時間に知的障害特別支援学級で学習しています。また、交流学級担任は、「特別支援学級の子どもたちも含め、36人が自分のクラス」と考え、学級経営をしています。

### <具体的な交流の場面>

#### 朝の会・帰りの会

- この時間は交流学級にとっても、朝（帰り）の学習として計算、漢字、読書、スピーチ、日記など年間をとおして継続指導を行いたいところです。子どもだけで朝の会に参加。交流学級担任に、今日の予定で大切なことは個人的にも声をかけてもらっています。帰りは、交流学級に寄って「さよなら」を言うだけで会には参加していません。これらの取組の効果としては、次のようなことが挙げられます。

**交流学級** 朝の会では付き添いができないので、交流学級担任とクラスの子どもたちが積極的に関わることができ、仲間意識がより高まる。

帰りの会では、補習や日記、話し合い等、時間延長をすることも可能である。

**特別支援学級** 朝、クラスのみなどと一緒にスタートができる。大勢の中で歌が歌える。交流学級担任の話聞き取り、担任に伝えるという学習ができる。

下校は「お迎え」なので独自に帰りの時間をもつことができる。「さよなら」を言いに行くことで、朝も帰りも所属感を保てるので、仲間意識が高まる。

- 特別支援学級でも朝の会をします。通常の学級での友だちの司会ぶりを見ているので、同じようにしようとする姿が見られます。今日は何月何日か、スピーチ、予定の確認、献立を他の人に分かるように読み上げる、などの学習活動を取り入れています。

#### 給食・掃除

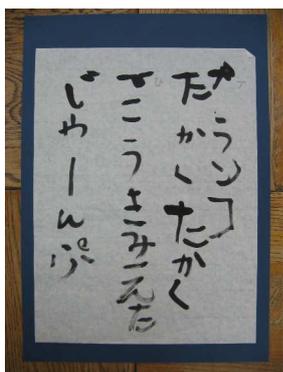
- 給食は、交流学級で班の友だちと一緒に食べています。そのことで、給食当番や掃除の場面では、交流学級の子どもたち自身が、「みんなで取り組めるように、特別支援学級の子どもたちにもできる仕事を分担しよう。」という気持ちをもつまでに育ってきています。
- 給食の時間は、担任も交流学級でいろいろな班に入り食べていることから、クラスの子どもたちから様々な情報や子どもならではの意外なヒントをもらうことがあります。

- ・ 特別支援学級だけで行っていた掃除を高学年になり，交流学級の班の友だちと一緒に  
行うようにしました。担任は，自分の教室（特別支援学級）を担当し，何週かするとこ  
こに特別支援学級児童が班の友だちと一緒に回ってきます。特別支援学級担任がいない  
他の掃除場所では，班の子どもたちが，張り切って一緒に活動に取り組んでいます。「ち  
ゃんと掃除できたよ。」と報告もしてくれます。

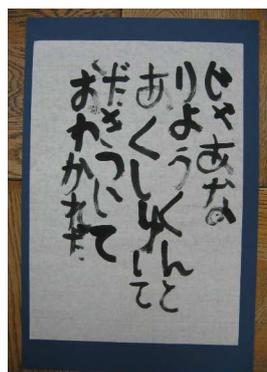
#### 教科等

- ・ 音楽と体育は，担任が付き添って交流学習をしています。音楽発表会や運動会などの行  
事でのがんばりを見ると，普段から一緒にいることよさを感じます。その他の教科でも  
単元によっては交流できるものです。今年は，以下のような取組をしました。

国語：短詩を毛筆で表現する学習では，交流学級担任の「やってみろし。」の声で，廊下に  
掲示してある他の児童の作品を見ながらやってみました。書写は通常は別々の学習です  
が，作品を入れるケースが特別支援学級の児童の分まで交流学級の廊下であり，書くの  
は別々ですが，交流学級の廊下にみんなと一緒に掲示しています。ちなみに，書き初め  
大会は，みんなと同じ字に挑戦する子，似た内容をひらがなで書く子とそれぞれの取組  
方法でした。練習は特別支援学級で，大会当日はみんなと一緒に書きました。



実態：コミュニケーションに課題をもつ。文字が読めないが，真似て書くことができる。支援：好きなことを選択肢から題材を自己決定できるようにする。本人の口から言葉を引き出す。手本用意。



実態：不明瞭だがよく話す。感情豊か。平仮名が書ける。支援：題材を一緒に考える。本人の話からよりよい言葉を選択させ，短くする。全体の量を制限し1行にどこまで書くか教える。

社会：社会はあくまでも特別支援学級独自の教育計画で内容を絞って学習していますが，同  
学年で学習する都道府県を覚えるための作業用のプリントを使うこともしました。テレ  
ビのニュースや天気予報で聞き取れる都道府県が増えてきたこと，自習をしなくてはな  
らない時に色塗りではあるけれども，同学年の内容のプリントを交流学級で友だちと一  
緒に行うことができたことなど，学習の幅が広がりました。

図工：手と顔の絵，運動会のポスター，ゲートに向かってゴールイン（工作），がんばって  
いるわたし（絵），など単元によって一緒に学習しました。何を目標とし，何をどこま  
で支援するか，悩みも多いです。時には交流学習を嫌がる時もありましたが，作品が仕  
上がり，みんなと一緒に教室に掲示してあるのをみると子どもも保護者も喜びます。い  
つも予想以上の作品になるのです。ポスターは，描きやすそうなイラストをいくつか用  
意し，選ばせてから見て描けるよう拡大する支援をしました。工作は初めてキリを使っ  
たり，彫刻刀を使ったりしました。ギザギザの形に紙を切るときは一辺を切ったら別の  
ところからもう一辺を切るという技術的な学習もできました。次の時間にみんなと同じ  
ような作業から始められるように，また，仕上げなどの時間調整は特別支援学級でしま  
した。

右：運動会のポスター。何本もある下書きの線を単純化，バトンを大きくわかりやすくする支援。

左：みんなと同じような作品を仕上げたという満足感大。作品鑑賞の時間は交流学級担任にくっつき何やら話しながら教室を回る。



総合的な学習の時間：お米をつくる活動では，田植えや稲刈り，脱穀など一部の作業に参加しました。玄米として炊いて食べる実習も一緒です。校外学習の調べ学習も，できることを特別支援学級で行いました。しおりの中に自分の書いたページがのると嬉しかったようで，校外学習が終わっても毎日しおりを取り出してながめている姿が見られました。

家庭科：すべての家庭科の時間を交流学習することは児童の実態からデメリットが多いので，実習の時間のみ交流学習をしています。また，その際は，授業のチーフティーチャーを特別支援学級が担当しています。事前に特別支援学級で実習をし，在籍児童の作業の時間を確保したり，見通しをもたせたりしています。具体的には，トートバッグをミシンで縫うときに，交流学級での活動部分を少し残しておくくらいに作業を進めておきました。交流学習では，教師や友だちのからの支援がないと，活動が止まる時間も多いのですが，同じテーブルの友だちに道具を貸してあげたり，「（見本を）見せて」と言われたり，交流学級担任に声をかけられたりする嬉しい時間でもあります。また，交流学級担任の適切な支援も参考になります。さらに交流学級担任がサブティーチャーを担当することで，通常の学級籍の特別な支援を要する児童のパニックをさける支援につながったこともあります。

## <おわりに>

ただ一緒にいるだけでは交流になりません。交流学級，特別支援学級，双方にとってメリットがあるような学習をと，交流学級担任とともに目指しています。私たちは在籍に関係なく36人のクラスの子どもたちについてよく話をします。「この子が気になるさ。ちょっと気をつけて見て。」「を甘やかしちゃダメだよ。」「こんなことがあったさ。」悩み多き特別支援学級ですが，こんな会話から，自分自身が刺激を受けています。「こんなことできないだろう」と自分の判断で子どもとともに学び成長するチャンスを奪ってはいけません。子どもも担任教師も“仲間とともに学ぶ”ことが大切なのだと思えます。

交流先が一つなので可能なのですが，今年は学年の事務である会計と写真係を担当させてもらいました。会計はみんなとすべて同じものを購入するわけではないので，自分が担当しておくといろいろな調整ができるので都合がいいです。写真係も，学級で作文などの指導用に使う写真もちゃんととれます。お互いにもちつもたれつの関係でありたいと願っています。

排泄の自立が難しい実態では高学年の交流は難しいかな・・・と思ったこともあります。しかし，気づくと確実に集団の中での育ちを双方の子どもたちが見せてくれています。クラスの中ではどの子も，めいっぱい怒られ，めいっぱいほめられ，お互いに影響し合っています。

## 実践8 手をつなごう ～特別支援学級同士の交流～

### <はじめに>

同じ地域に住む特別支援学級の小・中学生が、集まって楽しく活動してはどうかということで、数年前から学校間における交流会が始まりました。今では、恒例行事となり、子どもたちは毎年、他校の友達に会うことをとても楽しみにしています。

教師にとっても、他校の子どもたちの様子を知ることができるよい機会となります。

ここでは、特別支援学級同士の学校間における交流会について、実際に行っている取組を紹介します。

### <交流会に向けて>

#### 【活動の概要】

- 6月 ・ 同じ地域にある特別支援学級の教師が集まって話し合いを開き、今年度の交流会をどのように実施するのか計画を立てました。
  - ・ 交流会の内容を検討し、役割分担を決めました。
  - ・ 体育館の予約とバスの手配をしました。
- 8月 ・ 交流会会場の下見をしました。
- 9月 ・ もう一度特別支援学級の教師が集まり、ゲームの内容を検討しました。
- 11月 ・ 体育館を使用して、ミニ運動会形式の交流会を行いました。

### <交流会の実施概要>

目的： 地域に属する特別支援学級で学んでいる児童生徒、居住地校交流をしている特別支援学校児童生徒が、お互いに交流を深める。また、児童生徒一人一人が主体的に活動できる場面を多く設定し、各自が役割を果たすことによって、児童生徒の社会性や経験を深める。

日時： 11月上旬 9：30～13：30

場所： 地域の体育館

送迎方法： スクールバス2台（近隣校は、徒歩）

内容： はじめの会（自己紹介を含む）、ゲーム（5種類）、お弁当、おわりの会

### <交流会での様子>

- ・ 参加者は、小学生・中学生・特別支援学校居住地校交流児童生徒・教師で、80人ほどの交流会となりました。各学校の校長先生や保護者の方も見学に来てくださり、にぎやかな交流会となりました。
- ・ 小学生と中学生とのふれあいが、ほほえましく、中学生が小学生に優しく声かけをし、世話をしている姿をみることができました。
- ・ 児童生徒それぞれが、自分の役割をしっかりと果たしていました。

【子どもたちの感想】

- ・ ゲームのパン食い競争が楽しかったです。なかなかとることができなくて、おもしろかったです。
- ・ ゲームの名刺交換では、たくさんの人の名刺をもらうことができてよかったです。
- ・ 公園で食べたお弁当は、おいしかったです。他の学校のお友達と仲良くできてよかったです。

【保護者の感想】

- ・ 家に帰ってきてから、子どもが交流会での話をたくさんしてくれたので、楽しかった様子がよくわかりました。来年もぜひ交流会をしてください。
- ・ お友達からもらった名刺をととても嬉しそうにみせてくれました。大切な宝物です。
- ・ 実際に、会場へ行き交流会の様子をみることができよかったです。

< 当日の日程 >

時 間	活 動 内 容	活動場所,備考
9 : 3 0 1 0 : 0 0	体育館到着 準備 はじめの会 進行 はじめの言葉 先生の話 宣誓 自己紹介 (全員) おわりの言葉	体育館
1 0 : 3 0	ゲーム 名刺交換ゲーム 簡単な障害物競走 人数集めゲーム カードゲーム パン食い競争	1人15秒程度で
1 2 : 0 0	昼食「いただきます」 のあいさつ 「ごちそうさま」のあいさつ	公園
1 : 0 0	おわりの会 進行 はじめの言葉 感想発表 先生の話 おわりの言葉	体育館
1 : 3 0	バス乗車	



はじめの会での様子



ゲームでの様子

## 実践9 手をつなごう ～保護者との連携～

### <はじめに>

特別支援教育の基本課題の一つは「いかに家庭と連携して、一人ひとりの成長・発達を促すことができるか。」ということです。そのために、どの特別支援学級や通級指導教室でも、家庭との連携・協力を大切に取り組んでいることでしょう。

毎日の連絡帳や送迎の際のやりとり、学級(教室)通信、家庭訪問、学級懇談会、個人懇談等の機会をとおり、家庭でのようす、保護者の思いや願いを知ったり、学校でのようすや課題を伝えたりします。さらに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用のためにも、家庭とよりよく連携していくことが重要となってきます。

そこで、連絡帳の取組の方法と個人懇談において配慮する点について、考えてみます。

### <連絡帳の取組>

毎日の家庭での様子や学校での出来事を、連絡帳をとおして家庭と学校とが伝え合うことで、相互に連携が図られ、信頼を深めることができます。

連絡帳には、行事や持ち物などの連絡、その日の出来事、学習の成果や子どものようすを書き込みます。子どもの状況によっては、教師がこれらの内容を書き込む場合や子どもたちが学習の一環として、その日の出来事、明日の予定、持ち物、宿題などをできる範囲で視写やなぞり書きすることもあります。

家庭からは、連絡事項、健康状態、自宅でのようすや生活面での問題点等を書いてもらいます。

連絡帳を書くときは、次のような点に気をつけましょう。

- ・ 保護者が書いたことには、受け答えの言葉で書きます。
- ・ 「すみません」、「ありがとうございます」など、ちょっとしたあいさつを一言添えると、信頼感や連帯感が深まります。
- ・ 学校での指導の内容やそのときのようすを簡潔に書き、必要に応じて具体的に書きます。
- ・ 学校で「できなかったこと」だけでなく、「こういう支援で ができました」など、学習等のがんばりと成果を書くようにします。
- ・ けがや健康状態等は、連絡帳に書き込むとともに、さらに、子どもが帰宅した頃に必ず電話で伝えるようにします。

小学校知的障害特別支援学級での様式例

## < 個人懇談の開き方 >

個人懇談を開く時期は、各学期末のいずれか一回、あるいは年間に数回開くといったようにさまざまです。話題にできることは、時期や学年によって違ってくるはずですから、できれば家庭には「個人懇談では、こういうことについて話し合いたい。」といったことを事前に知らせたり、逆に、家庭から話し合いたいことを聞いたりすると、限られた時間の中で充実した話合いになるでしょう。たとえば「夏休みを迎えるにあたっての心配事」「進学、進路」等についてです。次に、時間の設定についてです。もちろん、日ごろから、連絡帳をとおして子どもたちのようすを伝えたり、行事のときには顔を合わせて話をしたりしているでしょうから、ここで改めて話す必要はないと思うかもしれませんが、これらの日ごろの連携を基に、学期や学年のまとまりの中で、整理しながら話し合う意味はあると思います。ですから、できる限り十分な時間がとれるようにします。特別支援学級では、子どもの数は少ないのですから、通常の学級に比べると、一人の子どもに対してゆったりとした時間のとり方ができるはずですが、また、交流学級でも学習している場合には、交流学級担任とも話し合える場があるとよいでしょう。その際には、担任も同席できるように計画します。

日ごろは、子どもと活動していることから、教室に教材や教具が散らかっていたり、汚れていたりすることもあります。しかし、ここは改まった機会であり、前もって決まっている期日ですから、計画的に整備し、お互い気持ちよく話し合えるようにしたいものです。机の高さや配置、保護者との距離、周りの掲示物等にも配慮します。ときには、子どもが同席することもありますから、落ち着いて過ごせるよう、おもちゃや本、ビデオ等を事前に準備しておくのもよいでしょう。

このように、さまざまな面に配慮していることを感じ取っていただくことは、「ここなら安心して任せられる。」という信頼感につながり、さらには、担任と保護者との「心のつながり」になるのではないのでしょうか。



障害のある子どもをもつ家庭にとって、成長、発達、学習や進路と悩みはつきません。まずは、保護者の話をじっくり聞く姿勢をもちたいものです。担任から、一方的に困っていることや願いを伝えたら、保護者も子どものできない、わからない面ばかりにとらわれて将来に展望をもてなくなってしまうかもしれません。ですから、出された思いと願いをしっかりと受けとめることから始め、いっしょに考える中で次のステップに進むためのアドバイスができるようになるとよいでしょう。また、子どもたちの成長は、テストや点数で示せるものではないですから、できるだけ具体的な形でわかるような作品や課題プリント、ふだん使っている教材・教具等を用意し、それらを前にして話をすることも大切です。

「学校（家庭）でできたことは、家庭（学校）でもできるようにしてほしい」ということは、共通した願いでしょう。話合いをとおして、そんな共通の目標が確認でき、来てよかった、話してよかったと思われる個人懇談にしたいものです。

## 第3章 資料編

### 資料1

### 知的障害者特別支援学級の学級編制の同意基準

(昭和50年 9月13日決定)

(昭和54年 1月 5日改正)

(平成12年 4月 1日改正)

(平成13年 1月 6日改正)

(平成16年10月 1日改正)

(平成19年 4月 1日改正)

(平成19年12月26日改正)

#### 1 (目的)

この基準は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項第1号に定める知的障害者特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)の学級編制の同意に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 (対象児童、生徒)

特別支援学級の学級編制の対象となる児童または生徒は、次のイまたは口のいずれかに該当する者であって、その者が受けることとされている全授業時間数の3分の1以上の時間数の授業を特別支援学級において受けることが必要と認められるものとする。

イ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

ロ 学校教育法施行令第5条第1項第2号に規定する認定就学者のうち知的障害に係るもの

#### 3 (同意の基準)

特別支援学級の同意は、通常の学級の対応する学年(以下「対応学年」という。)の適当な授業時間数(以下「対応学年の授業時間数」という。)の2分の1以上の時間数の授業を行う学級に限るものとする。協議により同意を受けた特別支援学級では、年間を通じ対応学年の授業時間数の2分の1以上の時間数の授業を行わなければならない。この場合特別支援学級の入級者が数個の学年の児童または生徒である場合の対応学年は2個の学年のときは下位の学年とし、3個以上の学年にわたるときは中位の学年とする。

#### 4 (児童、生徒の籍)

第2に定める特別支援学級の学級編制の対象となる児童または生徒の籍は、特別支援学級に置くものとする。

#### 5 (協議の手続)

特別支援学級の同意を受けようとする市町村教育委員会は、当該特別支援学級の学級編制の対象となる児童または生徒の学年、氏名、生年月日、知能指数及び特別支援学級で授業を受けようとする時間数、その教科名等の報告書を作成し、事前協議を行い、3月10日までに学級編制協議書を提出しなければならない。

#### 6 (その他)

その他必要な事項は、そのつど別に定める。

#### 7 (実施時期)

この基準は、平成19年12月26日から実施する。

## 資料 2

### 特別支援学級等の学級編制の同意について

#### 1 国の特別支援学級編制基準

学校教育法第 8 1 条に規定する特別支援学級編制基準 —— 8 人

- 対象となる障害

知的障害者 (同条第 2 項第 1 号)

肢体不自由者 (同項第 2 号)

病弱・身体虚弱者 (同項第 3 号)

弱視者 (同項第 4 号)

難聴者 (同項第 5 号)

言語障害, 自閉症者, 情緒障害 (同項第 6 号のその他を適用している。)

#### 通級による指導

- 平成 5 年 1 月の学校教育法施行規則の改正により, 通級による指導を行う場合には, 教育課程の特例が認められ (学校教育法施行規則第 1 4 0 条), 平成 5 年度から, 通級による指導が実施されている。
- 平成 1 8 年 4 月同規則改正により, 新たに学習障害, 注意欠陥多動性障害が対象として加えられた。

- 対象となる障害

言語障害者 (同規則第 1 4 0 条第 1 号)

自閉症者 (同条第 2 号)

情緒障害者 (同条第 3 号)

弱視者 (同条第 4 号)

難聴者 (同条第 5 号)

学習障害者 (同条第 6 号)

注意欠陥多動性障害者 (同条第 7 号)

肢体不自由・病弱及び身体虚弱 (同条第 8 号その他を適用している。)

#### 2 本県の特別支援学級編制基準

学校教育法第 8 1 条に規定する特別支援学級編制基準 —— 8 人

- 下限については平成 5 年 11 月 22 日付け教総第 11-22 号の教育長通達により, 4 人以上と定めている。ただし, 特別な事情を有し, かつ, 学級を設置しようとする市町村 (組合) 教育委員会の意見及び専門機関等の所見により, 県教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りではない。

#### 【特別な事情】

- 通常の学級への在籍が, 本人及び他の児童生徒に対して教育指導上好ましくない場合。
- 継続設置の場合 (卒業, 転校等による在籍児童生徒の減少に限る。)
- 地域的に他への通学が困難な場合。
- 小学校の特別支援学級在籍児童が, 通学区域である中学校に入学し, 特別支援学級を新設する場合。

### 3 本県の特別支援学級同意基準

知的障害者特別支援学級の学級編制の同意基準（別紙2 参照）

- ・ 対象児童生徒が特別支援学級で受けることとしている時間数及び特別支援学級の指導者が受け持つ必要のある時間数等について規定している。
- ・ 他の障害種別特別支援学級については、この同意基準を準用する。
- ・ 各障害種別特別支援学級が対象とする障害の状況、程度及び留意事項については、次のとおりとする。

#### <知的障害特別支援学級>

- (1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもので、学級を設置しようとする市町村（組合）教育委員会の意見及び専門機関等の所見により、県教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 知的障害特別支援学級の対象者の適応機能の状態は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的概念を用いて複雑で論理的な思考をすることが困難な程度である。例えば、単純な比較的長い文章を読んで全体的な内容を理解し短くまとめて話すことなどや、計算はできるが、問題文を読んで問題の解き方を発見し、立式して正しく解答することが困難であることである。また、同時に、家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片づけ、身の回りの道具の活用などにほとんど支障がない程度である。

#### <自閉症・情緒障害特別支援学級>

- (1) 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、学級を設置しようとする市町村（組合）教育委員会の意見、専門医の診断結果及び専門機関等の所見により、県教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 自閉症児で情緒障害特別支援学級において教育することについては、自閉症又はそれに類するもののために、意思疎通や対人関係、行動に問題が認められ、通常の学級での学習では成果を上げることが困難であり、特別な教育内容・方法による指導を必要とする場合。
- (3) 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので、学級を設置しようとする市町村（組合）教育委員会の意見により、県教育委員会が特に必要と認める場合。
- (4) 自閉症児の入級に当たっては、基本的には医療機関等の診断書、もしくは意見書等の提出を必要とする。また、該当児童生徒の知的障害の状況を考慮し、知的障害特別支援学級への入級も含めて検討する。
- (5) 学級の設置に当たっては、「広域設置方式」として、地域のセンター校としての役割を果たし、地域の対象児童生徒に対して、適切な就学指導を行うことができる場合。  
ただし、児童生徒の状況を考慮し、県教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りではない。

「広域設置方式」とは、基本的には旧行政区（合併以前の市町村）単位を中心としてセンター校を配置し、周辺校からの該当児童生徒の受け入れを行うことをいう。

< 肢体不自由特別支援学級 >

- ( 1 ) 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもので、学級を設置しようとする市町村（組合）教育委員会の意見、専門医の診断結果により、県教育委員会が特に必要と認める場合。
- ( 2 ) 上記（ 1 ）の内、「軽度の困難」とは、特別支援学校への就学の対象となる肢体不自由の程度まで重度ではないが、例えば筆記や歩行等の動作が可能であっても、その速度や正確さ又は持続性の点で同年齢の児童生徒と比べて実用性が低く、学習活動、移動等に多少の困難が見られ、小・中学校における通常の学級での学習が難しい程度の肢体不自由を表している。

< 病弱・身体虚弱特別支援学級 >

- ( 1 ) 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のものについては、個々の児童生徒の主治医の精密な診断結果を基盤とし、病気の種類や程度、医療や入院の要・不要、医療又は生活規制を必要とする期間及び健康状態の回復・改善等を図るための特別の指導の必要性などについて、教育的、医学的及び心理・社会的観点から総合的に判断する。
- ( 2 ) 身体虚弱の状態が、持続的に生活の管理を必要とする程度のものについては、個々の児童生徒の主治医等の精密な診断の結果を基盤とし、必要に応じて生育歴、病歴、健康診断の記録、出欠状況及び日常の観察結果などを考慮し、学級を設置しようとする市町村（組合）教育委員会の意見及び専門医の診断結果により、県教育委員会が特に必要と認める場合。
- ( 3 ) 病弱・身体虚弱特別支援学級には、入院中のため、近隣の小学校又は中学校を本校とする病院内に設けられている特別支援学級（いわゆる院内学級）と入院を必要とせず家庭などから通学できる病弱・身体虚弱児のために小学校又は中学校の中に設けられている特別支援学級の二種類がある。

< 弱視特別支援学級 >

- ( 1 ) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、学級を設置しようとする市町村（組合）教育委員会の意見及び専門医の診断結果により、県教育委員会が特に必要と認める場合。
- ( 2 ) 上記（ 1 ）の内、「視覚による認識が困難な程度のもの」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒に比べて通常の文字等の認識に時間を要するとともに、特定の教科等の学習が通常の学級においては支障があり、かつ障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要な児童生徒を指している。

< 難聴特別支援学級 >

- (1) 補聴器等の使用によっても通常の和声を解することが困難な程度のもので、学級を設置しようとする市町村(組合)教育委員会の意見及び専門医の診断結果により、県教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 上記(1)のうち、「通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」とは、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できることを指す。またこれらの者は、「一部特別な指導を必要とするもの」でもある。「一部特別な指導を必要とするもの」とは、障害を改善・克服するための特別な指導や教科の補充指導が部分的・継続的に必要な児童生徒を指す。

4 本県の通級指導教室開設に関する基本的な考え方

- (1) 学校教育法施行規則第140条に該当する児童生徒で、特別な指導を行う必要があること。
- (2) 地域のセンター校としての役割を果たし、地域の対象児童生徒に対して、適切な就学指導が行えることができ、県教育委員会が必要と認める場合。
- (3) 開設にあたっては、基本的には10人程度の対象児童生徒があり、一人あたり週1～8単位時間程度の自立活動及び教科補充の指導が行えること。また、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。
- (4) 各障害種別通級指導教室が対象とする障害の状況、程度及び留意事項については、次のとおりとする。

< 言語障害通級指導教室 >

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等気質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因する者でない者に限る。)で通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

< 発達障害・情緒障害通級指導教室 >

(1) 自閉症者

自閉症者又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(2) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(3) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(4) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

<県立ろう学校における通級による指導（難聴）>

(1) 「県立ろう学校における通級による指導実施要項」による。

県立ろう学校における通級による指導を受けようとする場合には、予め市町村（組合）教育委員会を通じて、県立ろう学校の教育相談を行うこと。

5 知的障害特別支援学級に対する特別加配

(1) 障害の程度が重度又は知的障害に伴う情緒障害（多動性）の児童生徒が2人以上在籍する学級で、通常の学級運営又は教育指導を行うことが困難と認められる場合については、特別加配を行うことができるものとする。

6 特別支援学級等の運営に関する留意事項

(1) 特別支援教育への転換に鑑み、特別支援学級等の担任については、校内において特別支援教育の推進に関する中心的な役割を果たすように努めること。

(2) 特別支援学級等の担任については、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えられるようにするため、専門性の向上に努めること。

(3) 特別支援学級等の担任については、特別支援学級の弾力的運用を図る中で、必要に応じてその専門性を活用して、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援に努めること。

その際は、次の例示を参考にすること。

<例1> 放課後における指導

<例2> 在籍児童生徒が交流学習に行っている時間の指導（取り出して行う指導、T・Tによる指導、校内巡回による指導等）

<例3> 在籍児童生徒に付き添って交流学習に行った先の教室での指導（T・Tによる指導等）

<例4> 学級担任以外の教員が特別支援学級の授業を受け持っている時間の指導（T・Tによる指導、取り出して行う指導等）

### 資料 3

### 特別支援学級等の設置に係る事前協議提出書類

#### 様式 1 (その 1)

様式 1 (その 1)  
特別支援学級対象児童生徒及び学級編制に関する調査票 (知的障害・病弱・肢体不自由・難聴・弱視・情緒障害)  
学校名 ( ) 立 ( ) 学校)

番号	学年	氏名	年齢	性別	障害の状況 知能指数 (IQ)	週当たり の総授業 時間数	左のうち特別支援学級で行う授業の教科・領域名 (それぞれの週当たりの時数)		合計授業 時間数	備考
							左のうち交流学級で行い担任が付き添う授業の教科・ 領域名 (それぞれの週当たりの時数)		合計授業 時間数	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										

※ 1 この調査票は、特別支援学級(知的障害・病弱・肢体不自由・難聴・弱視・情緒障害)において通級による指導を実施している場合にのみ作成すること。  
2 知能指数の欄は、知的障害と重複する場合には、個別知能検査の結果(IQ)を記入する。  
3 学年・年齢は、平成21年4月1日現在の学年及び満年齢とする。  
4 週当たりの総授業時間数欄には、下段に通級による指導での指導時数を記載すること。

#### 様式 1 (その 2)

様式 1 (その 2)  
通級による指導対象児童生徒に関する調査票 (言語障害・情緒障害) 通級指導教室  
学校名 ( ) 立 ( ) 学校)

番号	学年	学校名	氏名	年齢	性別	知能指数 (IQ)	障害の種類	障害の程度・状況	週当たりの 総授業時間数	授業の内容
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※ 1 この調査票は、通級指導教室(言語障害・情緒障害)において通級による指導を実施している場合にのみ作成すること。  
2 知能指数の欄は、知的障害と重複する場合には、個別知能検査の結果(IQ)を記入する。  
3 学年・年齢は、平成21年4月1日現在の学年及び満年齢とする。  
4 週当たりの総授業時間数欄には、下段に通級による指導での指導時数を記載すること。

様式 2

様式2 平成21年度 特別支援学級児童生徒個別調査票

学 校 名				記 載 者 名	氏 名		
ふりがな 児童生徒名				生 年 月 日	平 成	年 月 日	生 ( 歳 月 ) 学 年 年
障害の状況							
個別検査の記録	検査機関 ( ) 検査者名 ( ) 検査年月日 (平成 年 月 日)						
(個別知能検査)	田中ビネー検査	精神年齢[MA] ( 歳 月 )	生活年齢[CA] ( 歳 月 )	知能指数[IQ] ( )			
(その他の検査)	WISC-III	言語性 [VIQ] ( )	動作性[PIQ] ( )	全検査 [FIQ] ( )			
	検査名 ( ) 結果 ( )						
生活や学習の様子							
所 見							

※ 1 記載は、当該学校の職員が行うこと。  
 2 学年は、平成21年度のものを入力すること。  
 3 「障害の状況」欄には、障害の種類、重複等の状況を記入すること。  
 4 「(その他の検査)」欄には、集団知能検査や他の個別検査(社会能力検査等)を実施している場合に記入すること。  
 5 「生活や学習の様子」欄には、国語・算数等教科の様子も記入すること。  
 6 例) [生活面] 衣服の着脱は、ひとりでは、新しいことに興味を示すが、一つのことに集中するのが困難である。等  
 [学習面] 算数 3～5以下の数は、数詞、具体物、数字が一致し理解できる。長短の概念は形成されているが、実測は困難である。等  
 「所見」欄には、対象児童生徒が特別支援学級に在籍することの理由や必要性、保護者の意向等について、具体的に記入すること。

様式 3

様式3 平成21年度公立小・中学校特別支援学級の設置に関する協議  
個別検査の記録

○対象児童生徒 氏名 ( ) (男・女) 年

○在籍校・学年 立 学校

○検査日 平成 年 月 日 ( )

○検査場所 ( )

○検査者 所属 ( ) 氏名 ( )

○検査結果 職名 ( )

<田中ビネー検査> 精神年齢 [MA] ( 歳 月 )

生活年齢 [CA] ( 歳 月 )

知能指数 [IQ] ( )

<WISC-III> 言語性 [VIQ] ( )

動作性 [PIQ] ( )

全検査 [FIQ] ( )

※上記の検査の内、いずれかの結果でも可とする。

○検査者所見 ※ 検査時の児童生徒の様子等を記載する。

※市町村(組合)教育委員会記入欄  
担当者 職 ( ) 氏名 ( ) 印)

## 資料 4

# 特別支援学級等教育課程【様式例】

( 様式 1 )

平成 年度

( 知的障害，病弱，肢体不自由，弱視，難聴，自閉症・情緒障害 ) 特別支援学級教育課程

学校名 ( )

### 1 教育目標

- (1) 学校の教育目標
- (2) 特別支援学級の教育目標
- (3) 特別支援学級の教育目標を達成するための基本方針

注：・ いずれかを明示すること。  
・ 障害種別ごとに教育課程を編成すること。

### 2 指導の重点

### 3 その他の特別な配慮事項

### 4 授業日数及び授業時数の配当

#### (1) 年間授業日数配当表

学 月 年 学級名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計

- (注) ・ 特別支援学級の年間授業日数を記入すること。  
・ 特別支援学級を1学級設置の場合は，特別支援学級名欄は1学級分だけでよい。  
・ 2学級以上の学級設置については，その数に応じて書くこと。

#### (2) 年間授業時数配当表

特別支援学級名	教科名 領域名	教科 担当者名	使用教科書または 副読本名	週あたり 授業時数	年間授業 時 数	交流学級での授業 *1 参照

- (注) ・ 特別支援学級で行っている授業(特別支援学級担任が付き添って交流学級で授業を行う場合を含む。)について記入すること。

\* 1 交流学級で授業を行う場合には，欄内に「交流」と記入すること。

5 年間指導計画

月 教科等	4月	5月	6月			12月	1月	2月	3月
	国語								
算数									

(注)・ 各校で作成している年間指導計画(特別支援学級の部)を添付してもよいが、できるだけA4判の大きさにまとめること。

6 関連資料

(1) 学級編制

学級名	担任者名	在籍者数			編制の基準
		男子	女子	計	

(注) ・ 特別支援学級を1学級設置の場合は、特別支援学級名欄は1学級分だけでよい。  
2学級以上の学級設置については、その数に応じて書くこと。  
・ 「編成の基準」には、『知的発達の遅れ』等、学級の編制に係わる障害の状況について記入すること。

(2) 学年別・性別・在籍児童生徒数

( )学級

学年 性別	小学校							中学校			
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
男子											
女子											
計											

(注)・ 2学級以上設置の場合は、その数だけ(2)の表を作成すること。

(3) 児童生徒の状況等

番号	学年	性別	障害の状況	学習の様子	配慮事項
1					
2					

(注)・ 在籍児童生徒全員について具体的に記入すること。

(4) 週時程表

(注)・ 学級の指導状況が分かるもの(できるだけA4判の大きさ)を添付すること。

( 様式 2 ) 平成 年度 ( 言語障害 , 発達障害 ・ 情緒障害 ) 通級指導教室教育課程  
 学校名 ( )

1 教育目標

- (1) 学校の教育目標
- (2) 通級指導教室の教育目標
- (3) 通級指導教室の教育目標を達成するための基本方針

注 : ・ いずれかを明示すること。

2 指導の重点

3 その他の特別な配慮事項

4 通級児童生徒数 ( 5 月 1 日現在見込み )

学年	自 校 通 級			他 校 通 級			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
( 幼 児 )									
1 年									
2 年									
3 年									
4 年									
5 年									
6 年									
合 計									

5 個別指導計画 ( 別紙 )

- ( 注 ) ・ 障害の特性を考慮した内容であること
- ・ 在籍校 ( 学級 ) で欠ける時数と教科領域名を明記すること。

6 指導担当表

- ( 注 ) ・ 週の担当者の指導状況が分かるもの。

7 その他

- (1) 通級による指導実施要項 ( 通級のきまり )
- (2) 入級の手順
- (3) 教育相談の計画
- (4) その他

- ( 注 ) ・ 幼児等の継続教育相談 ( 指導 ) を行っている場合は , 含めて記述する。

## 資料 5

### 特別支援学級及び通級指導教室指導重点解説（平成21年度版）

#### 1 児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じ、「生きる力」をはぐくむ教育課程の編成と実施に努める。

特別支援学級や通級指導教室に在籍，通級する一人一人の児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等は様々である。したがって，まず個々の児童生徒の実態を的確に把握し，その上で個に応じた教育課程の編成と実施に努めることが大切である。

編成と実施に当たっては，児童生徒の実態に即した目標の設定，指導計画の作成及び指導方法の工夫・改善に努めるとともに，一人一人のよさが十分発揮できるよう，適切な評価に努めることが大切である。

また，自立的な生活を目指した指導の充実に努めていくことも必要である。

#### (1) (特・通) 指導計画の立案に当たっては，一人一人の障害の状態及び発達段階や特性等に応じて，各教科等の目標や指導内容を明確にする。また，児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう，指導方法の工夫・改善に努める。

ア 特別支援学級においては，生活を中心にして望ましい経験を積み，実際の活動を通して知識を習得して，実践力が身に付くように，遊びの指導や日常生活の指導，生活単元学習，作業学習などの領域・教科を合わせた指導を計画するなど指導形態の工夫をする。また，学習活動の展開に当たっては，個に配慮した集団活動を工夫する。

イ 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み，成就感を味わうことができる指導内容を取り上げる。

ウ 児童生徒の実態に応じ，具体的な場面で具体的な物を用い，直接的な経験を通して指導するなどの工夫をする。

エ 児童生徒の実態に即した教材・教具を創意・工夫し，必要に応じて自作するなどして活用する。

オ 教育機器などの効果的な活用を図るとともに，学校図書館を計画的に利用し，その機能を活用する。

#### (2) (特・通) 指導と評価の一体化を図るとともに，児童生徒が成就感を味わい，自信をもつことができるよう，適切な評価に努める。

ア 指導計画を作成する段階から，児童生徒の実態に合わせた課題を設定し，評価の視点を明確にしておく。

イ 児童生徒の学習への関心・意欲・態度の評価の方法を工夫するなどして指導の過程や成果を評価し，学習意欲の向上を図るとともに，指導の改善を行う。

(ア) 課題，評価内容は，児童生徒にも分かりやすいように，聴覚や視覚等様々な感覚を通して確認できる方法を工夫する。

(イ) 課題を達成できた点や身に付いている点に注目し，それらをさらに伸ばしていく評価を心がける。

(ウ) 評価の記録を累積し，指導計画の有効性や妥当性を検討し，より効果的な指導へ発展させていくようにする。

#### (3) (特・通) 自立的な生活の基礎をはぐくむ教育の充実に努める。

ア 領域・教科を合わせた指導や個に配慮した集団活動において，基本的生活習慣に関する内容や集団生活上必要な内容に重点を置き指導に当たる。

イ 判断力の育成や体力の向上，経済生活や職業生活などの自立的な生活にかかわる内容についての指導を取り上げる。

**(4) (特) 総合的な学習の時間の実施に当たっては、その趣旨とねらいに即して、創意・工夫を生かした教育活動に努める。**

ア 社会体験，生産活動や交流及び共同学習などの体験的な学習，問題解決的な学習を積極的に取り入れる。

イ 多様な学習形態，地域の教材や学習環境の積極的な活用を図る。

**2 障害のある児童生徒が生き生きと学習できる環境づくりに努める。**

障害のある児童生徒に対する教育の目標を達成するに当たっては，教育条件の改善や児童生徒を取り巻く環境の整備に負うところが大きい。したがって，障害のある児童生徒が生き生きと学習できるようにするためには，まず，その実態に応じた適切な就学指導がなされることが大切である。

また，各学校においては，特別支援学級や通級指導教室を学校経営全体の中に明確に位置づけ，障害のある児童生徒に対する正しい理解を学校の教育活動全体を通して推進する必要がある。

さらに，交流学級や在籍学級の担任，保護者，関係機関及び地域の特別支援学校との連携を図り，指導の効果を高めるように努めるとともに，積極的な交流及び共同学習を推進することが大切である。

**(1) (特・通) 学校経営全体の中に特別支援学級や通級指導教室を明確に位置づけるとともに，児童生徒及び保護者にとって魅力あるものとするように努める。**

ア 特別支援学級や通級指導教室が，学校全体の中で連携のとれた運営がなされ，障害のある児童生徒が配慮された環境の中で教育が受けられるようにする。

イ 特別支援学級や通級指導教室が，学校経営全体の中で主体性をもった一つの学級や教室として運営されるよう明確な位置づけをする。

**(2) (特・通) 交流学級や在籍学級の担任，保護者，関係機関及び地域の特別支援学校との連携を図り，指導の充実に努める。**

ア 保護者の話や願いを受けとめるとともに，教育方針や教育内容を示し，理解を得て，保護者と担任との信頼関係をつくる。

イ 「個別的教育支援計画」を作成するとともに，その活用を図る。

ウ 教育活動の円滑な運営を図るために，交流学級や在籍学級の担任，関係機関と情報交換を行う。

エ 障害のある児童生徒の指導に関する相談や研修会を通して，特別支援学校との連携を図る。

**(3) (特) 児童生徒が，かかわり合って共に活動する場を積極的に設けるように努める。**

ア 児童生徒の経験を広め，社会性や豊かな人間性をはぐくむため，通常の学級の児童生徒及び地域社会の人々と活動を共にする交流及び共同学習の場を設ける。

イ 障害の状態及び発達段階や特性等の差に幅広く対応でき，しかも，集団性・協同性の高い活動の場を設け，集団活動を活発にし，さらに児童生徒の支え合いを大切にする指導が行われるよう配慮する。

ウ 特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を，実状に応じて，教育課程に位置づけて積極的に推進する。

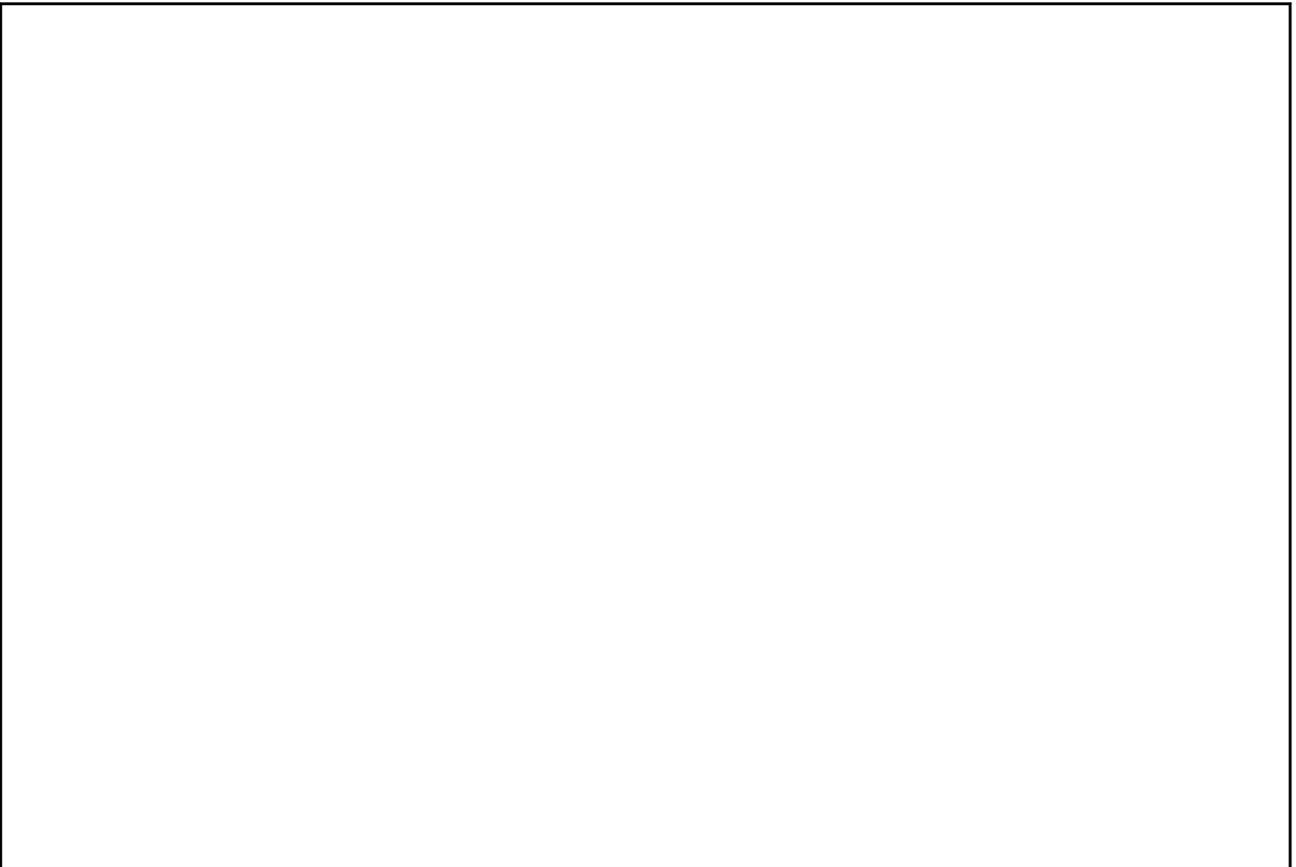
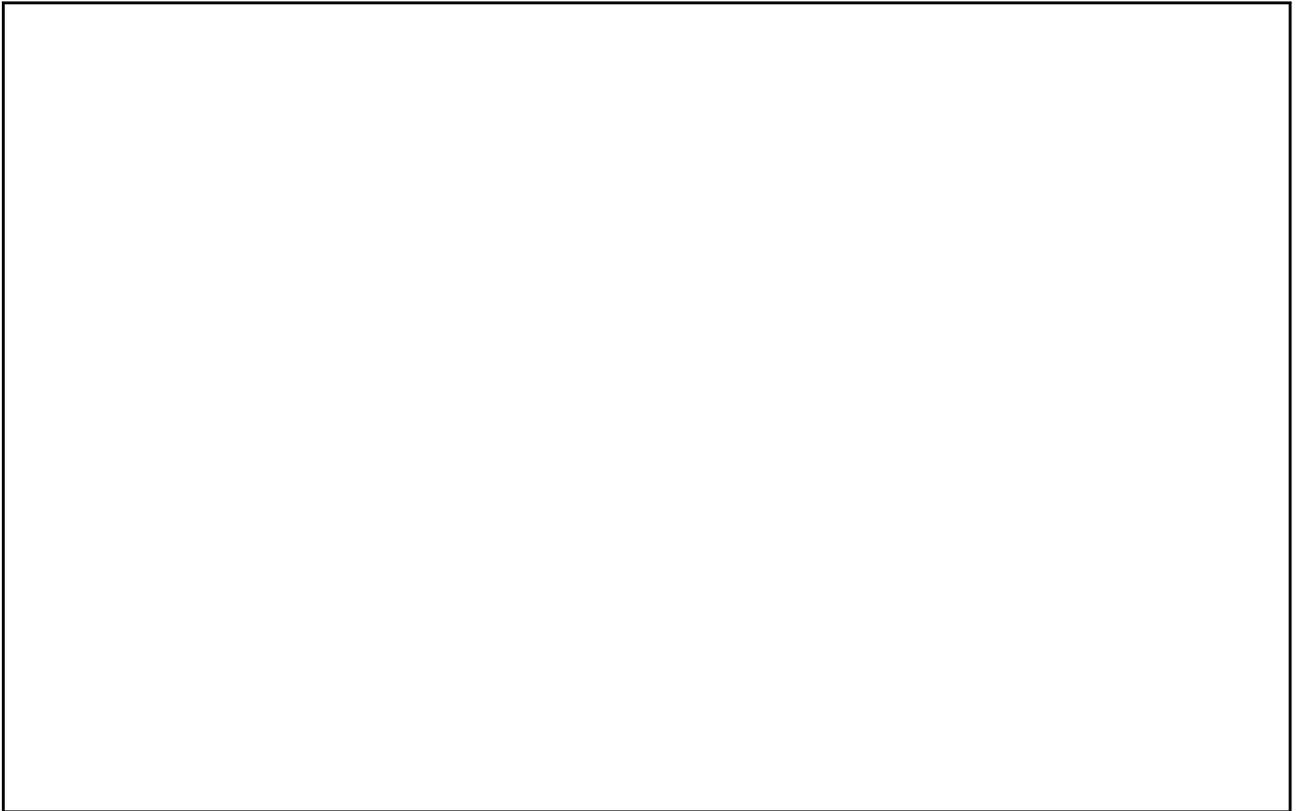
**(4) (特・通) 一人一人のニーズに応じた適切な教育相談に努め，地域における障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する相談のセンター的役割を果たすように努める。**

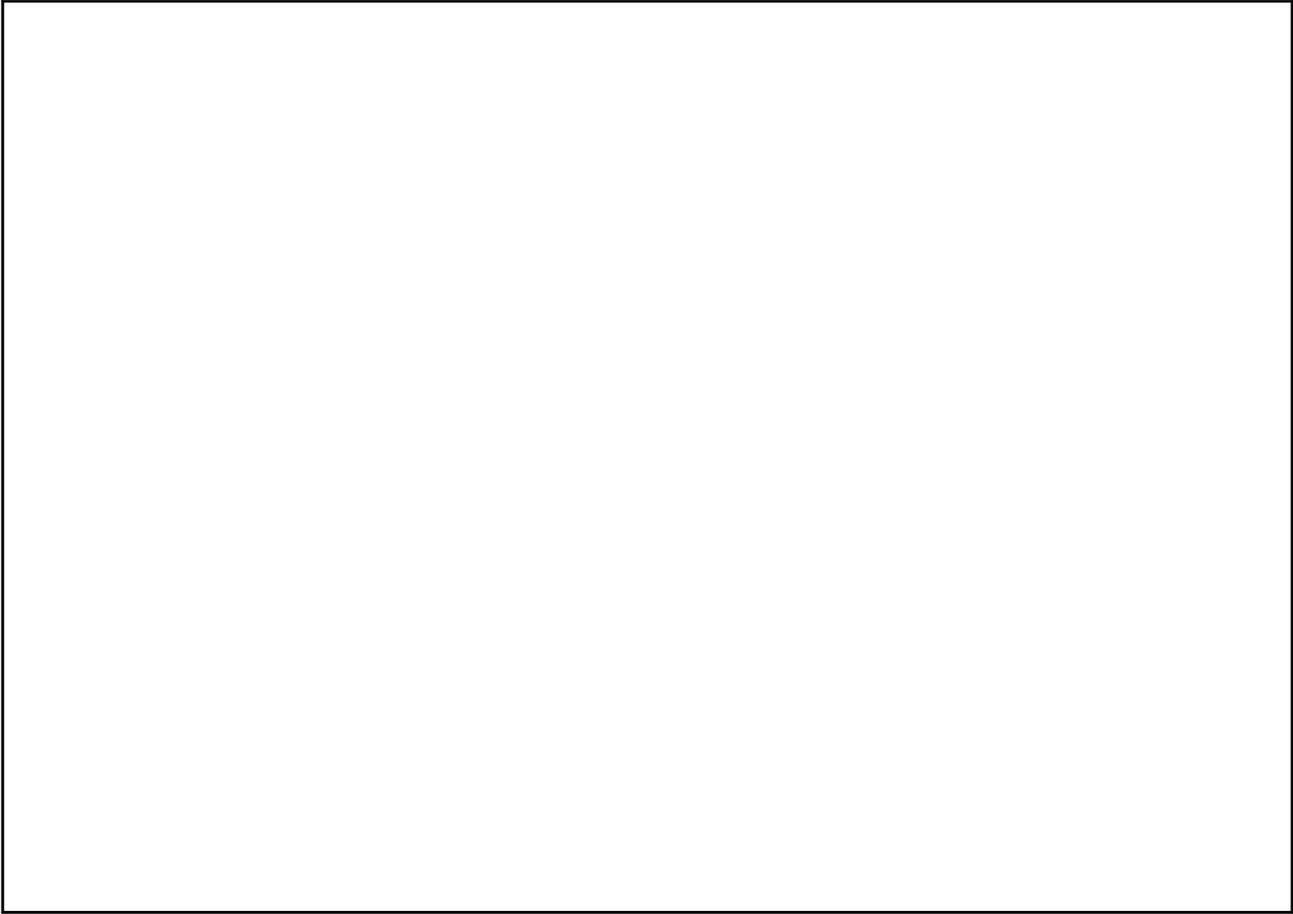
ア 諸検査や専門家の診断によって，障害のある児童生徒の実態を把握し，一人一人のニーズに応じて，適切な教育的支援を受けられるように，教育相談等を行う。

イ 面接，資料提供，授業参観などを通して，地域における障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する相談に対応する。

**資料 6**

**特別支援学級における個別の指導計画【様式例】**





## < 引用・参考文献 >

- ・「小学校学習指導要領」(平成20年3月) 文部科学省
- ・「小学校学習指導要領解説 総則編」(平成20年8月) 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領」(平成20年3月) 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成20年9月) 文部科学省
- ・「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成21年3月) 文部科学省
- ・「平成20年度教育課程説明会資料 (特別支援学校)」(平成21年1月) 文部科学省
- ・「平成20年度教育課程説明会資料 (特別支援学校)」(平成21年1月) 文部科学省
- ・「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(平成20年1月) 中央教育審議会
- ・「小・中学校におけるLD(学習障害), ADHD(注意欠陥/多動性障害), 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(平成16年1月) 文部科学省
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年12月) 中央教育審議会
- ・「LD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある子どもへの支援のために特別支援教育コーディネーター実践ガイド」(平成18年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引き」(平成16年3月) 福岡県教育センター
- ・「特殊学級担任のためのハンドブック」(平成13年3月) 北海道立特別支援教育センター
- ・「平成20年度特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引」 長崎県教育委員会
- ・「特別支援学級のGood Practice」(平成18年9月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「小・中学校の特別支援教育を支えるための情報ガイド」(平成20年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「『交流及び共同学習』の推進に関する実際的研究」(平成20年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究」(平成20年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「特別支援学級・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の支援の充実に関する研究」(平成20年3月) 北海道特別支援教育センター
- ・「特別支援教育コーディネーターハンドブック」(平成20年3月) 山梨県教育委員会
- ・「平成19年度山梨県総合教育センター研究紀要」(平成20年3月) 山梨県総合教育センター
- ・「特殊学級『個別の指導計画』甲府プランその1...作成の手引き...」(平成15年3月) 甲府市心身障害児教育研究会

## 執筆/編集

本書については、山梨県教育庁新しい学校づくり推進室特別支援教育担当と、山梨県総合教育センター特別支援教育部との協働で作成しました。

### [ 研究テーマ ]

特別支援教育推進のための実際的研究

- 『特別支援学級等担当者ハンドブック』作成を通して -  
平成20年度山梨県総合教育センター特別支援教育グループ主事研究

### < 編 集 >

山梨県教育庁新しい学校づくり推進室

主幹・指導主事 河野 一郎  
指 導 主 事 雨宮 貴雄  
指 導 主 事 土肥 満  
指 導 主 事 河西 慶仁  
指 導 主 事 小林 勝

山梨県総合教育センター特別支援教育部

部 長 清水甲子雄  
主幹・研修主事 羽中田佳彦  
研 修 主 事 井戸 和美  
研 修 主 事 上野 真美  
非 常 勤 嘱 託 伊藤 恵

### < 編集協力者 >

甲府市立里垣小学校教諭 飯沼 裕美  
甲府市立伊勢小学校教諭 河野美保子  
甲斐市立竜王小学校教諭 佐野ますみ  
富士河口湖町立小立小学校教諭 原田 利恵  
中央市立田富小学校教諭 保坂 厚資  
山梨市立日川小学校教諭 中村しげみ  
甲斐市立敷島北小学校教諭 渡邊 美紀  
甲斐市立玉幡中学校教諭 鷹野 美香

## 特別支援学級担任・通級指導教室担当者ハンドブック

2009【平成21】年3月

発行/山梨県教育庁新しい学校づくり推進室

特別支援教育担当

山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1752

子どもたちが輝くために  
特別支援学級担任  
通級指導教室担当者  
ハンドブック

山梨県教育委員会  
平成21年3月